

第 2 章 防火対象物

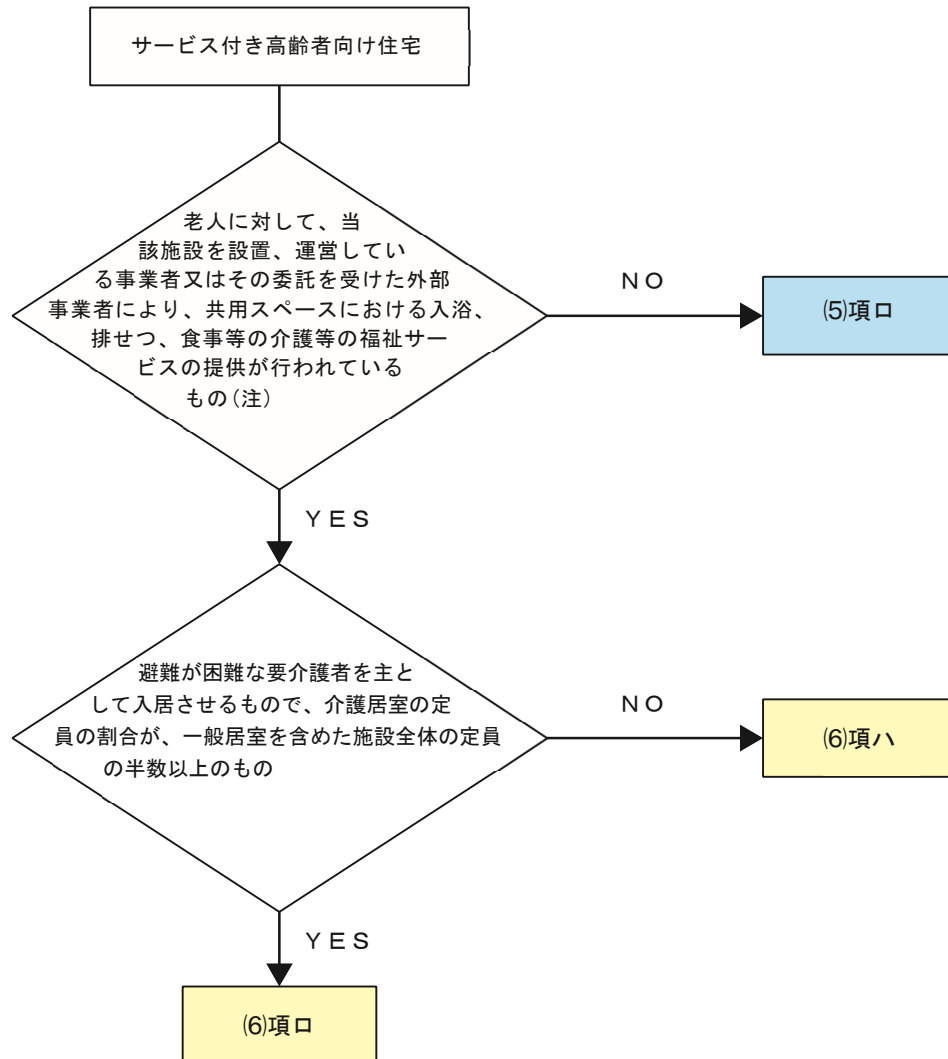
第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物 の取扱い

1-2 第2章 防火対象物

- 1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。(第1-1図参照)

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-3表を参考とすること。

(例1) サービス付き高齢者向け住宅の項の判定



(注) 状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合を除く。

第1-1図

- 2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

- 3 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この項において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ（又はハ）(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

- 4 昼と夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

- 5 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 機能従属（第1－2図参照）

政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、第1－4表イ欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表ロ欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。

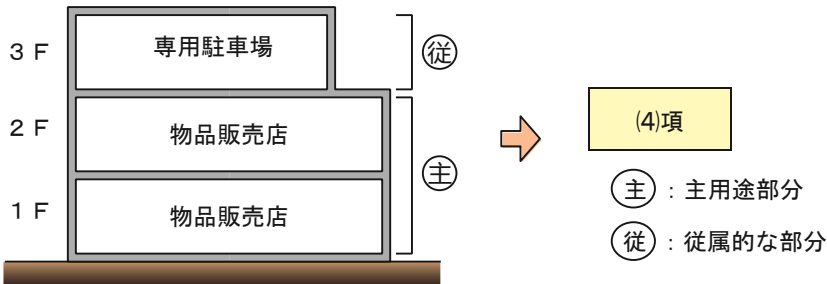
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第1－1表を参考とすること。

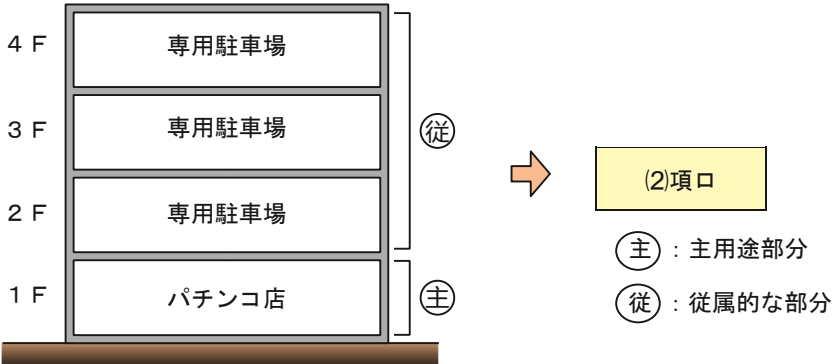
第1－1表

条 件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同じであること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同じであるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1)従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2)従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

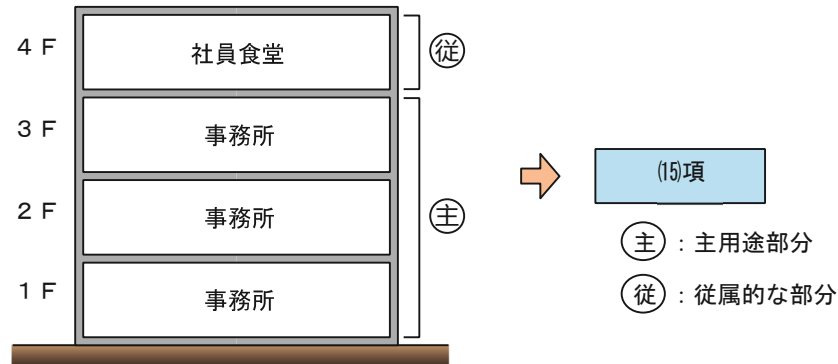
(例2)



(例3)



(例4)



- 従属的な部分の管理権原者が、主用途部分の管理権原者と同一
- 従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一又は密接な関係
- 従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一

(2) みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「(6)項ロ等」という。）を除く。）（第1－3図及び第1－4図参照）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。（第1－5図参照）

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（例5）「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項ロ等以外の場合



	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(15)項	2,800 ㎡	$2,800 \text{ ㎡} \div 3,000 \text{ ㎡} \approx 93\%$
独立した用途に供される部分	(4)項	200 ㎡	$200 \text{ ㎡} \div 3,000 \text{ ㎡} \approx 7\%$
共用される部分	機械室	200 ㎡	

共用される部分（機械室）をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

・ (15)項 $200 \text{ ㎡} \times 0.93 = 186 \text{ ㎡}$ → $2,800 \text{ ㎡} + 186 \text{ ㎡} = 2,986 \text{ ㎡}$ (93%)

・ (4)項 $200 \text{ ㎡} \times 0.07 = 14 \text{ ㎡}$ → $200 \text{ ㎡} + 14 \text{ ㎡} = 214 \text{ ㎡}$ (7%)

○主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上
かつ、

○独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満

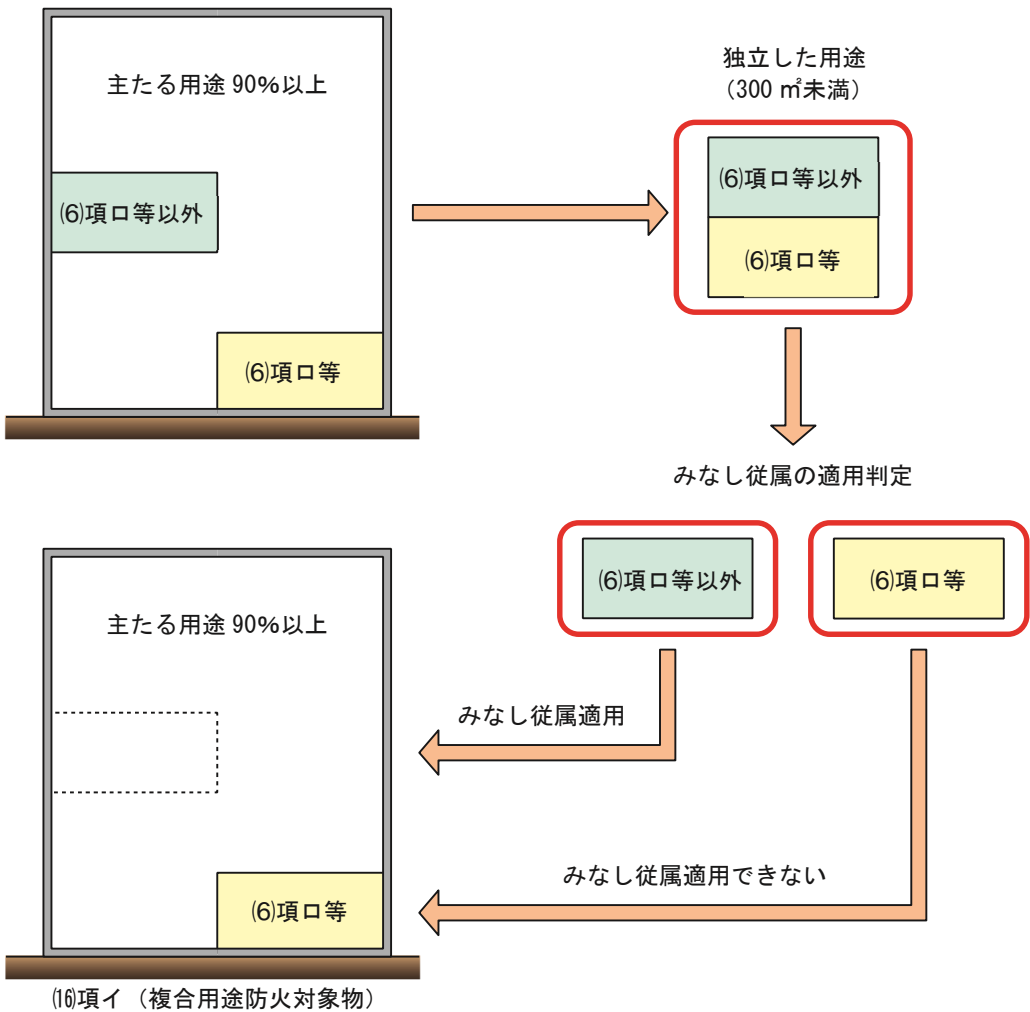
第1－3図

(例6)「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合



第1-4図

(例7)「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在する場合



第1-5図

6 複合用途防火対象物の取扱い

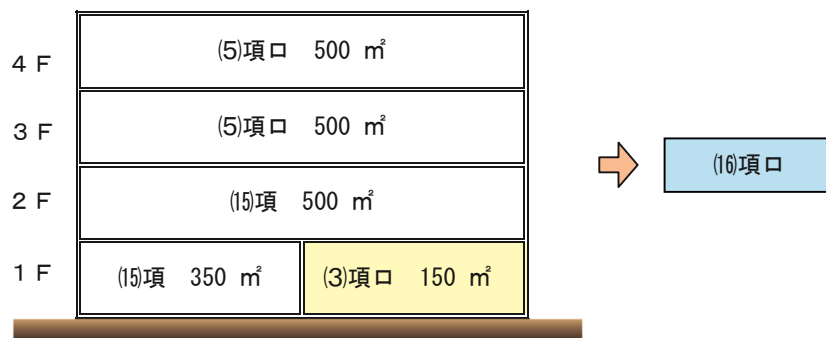
政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(16)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。（第1～6図参照）

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ア 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

（例8）



	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途部分以外の部分	(5)項口	1,000㎡	$1,000㎡ \div 2,000㎡ \div 50\%$
	(15)項	850㎡	$850㎡ \div 2,000㎡ \div 42\%$
特定用途部分	(3)項口	150㎡	$150㎡ \div 2,000㎡ \div 8\%$

○防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分の床面積の合計が10%未満かつ、

主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300㎡未満

○(3)項口をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

・(5)項口 $1,000㎡ \div 1,850㎡ \div 0.54 \rightarrow 150㎡ \times 0.54 = 81㎡$

・(15)項 $850㎡ \div 1,850㎡ \div 0.46 \rightarrow 150㎡ \times 0.46 = 69㎡$

○(5)項口（1,081㎡）と(15)項（919㎡）の複合用途防火対象物として取り扱う。

第1～6図

7 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前5(2)及び6を適用するものであること。

8 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

（第1－2表参照）

なお、イにより、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であって、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段を除く。）が1であっても、当該防火対象物は、政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものであること。（第1－8図参照）

ア 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表対象物に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。（第1－7図参照）

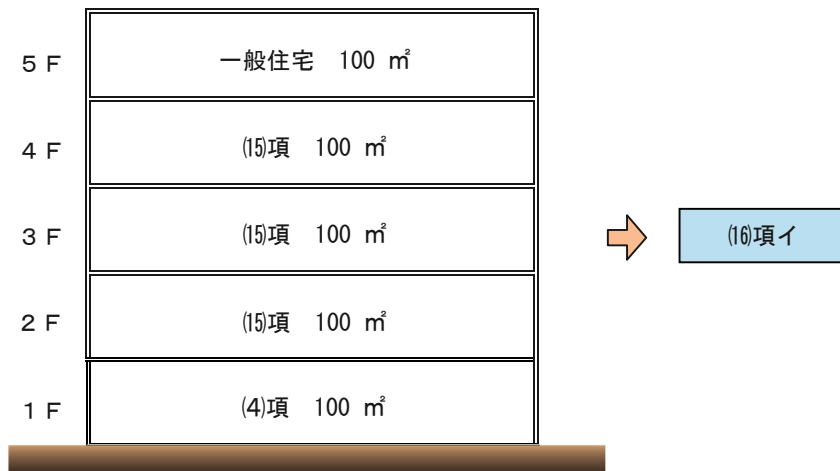
ウ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（床面積の差が10㎡以内）は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1－2表

項 目				項
ア	一般住宅	>	政令別表対象物で 50㎡以下のもの	一般住宅
イ	一般住宅	<	政令別表対象	政令別表対象物
	一般住宅	<	政令別表 対象物 政令別表 対象物	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と政令別表対象物の 複合用途防火対象物
ウ	一般住宅	>	政令別表対象物で 50㎡を超えるもの	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の 複合用途防火対象物
エ	一般住宅	≒	政令別表対象	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の 複合用途防火対象物

(例9)



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政 令 別 表 対 象 物	(4)項	100 m ²	400 m ²	100 m ² ÷ 400 m ² = 25%
	(15)項	300 m ²		300 m ² ÷ 400 m ² = 75%
一 般 住 宅		100 m ²	100 m ²	

住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

・ (4)項 100 m² × 0.25 = 25 m² → 100 m² + 25 m² = 125 m²

・ (15)項 100 m² × 0.75 = 75 m² → 300 m² + 75 m² = 375 m²

○(4)項 (125 m²) と(15)項 (375 m²) の複合用途防火対象物として取り扱う。

第1-7図

(例10)



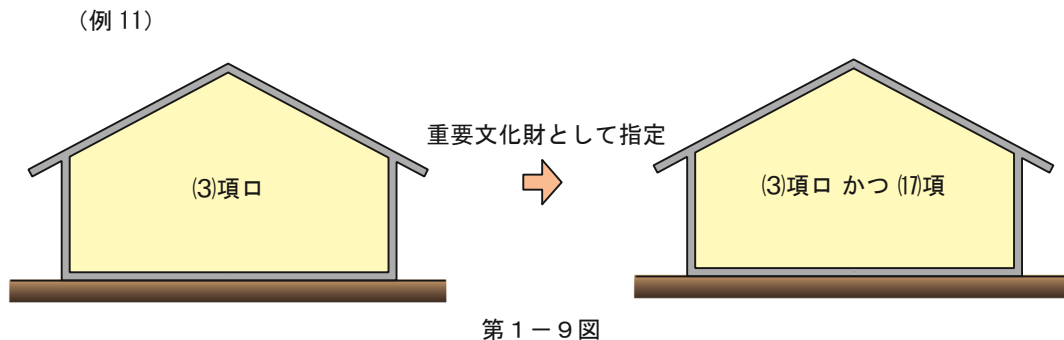
政令第32条の規定を適用し、政令第21条第1項第7号等を適用しない。

第1-8図

9 同一敷地内の一般住宅に付属する物置、車庫又は個人の利用に供される農業用倉庫、農作業場は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

1-10 第2章 防火対象物

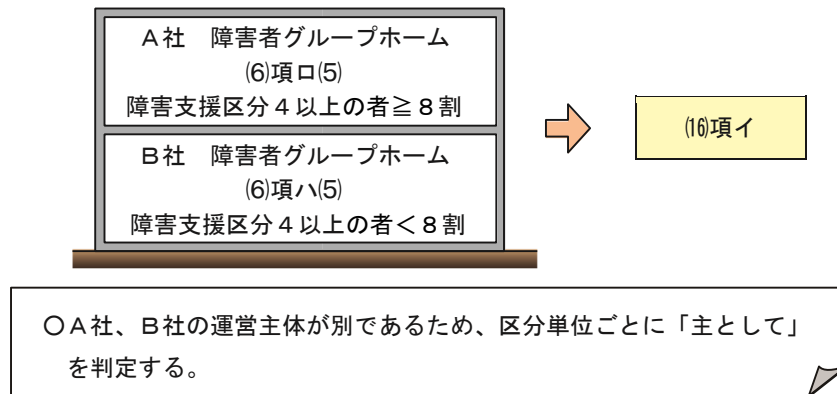
- 10 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
- 11 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- 12 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- 13 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。
(第1－9図参照)



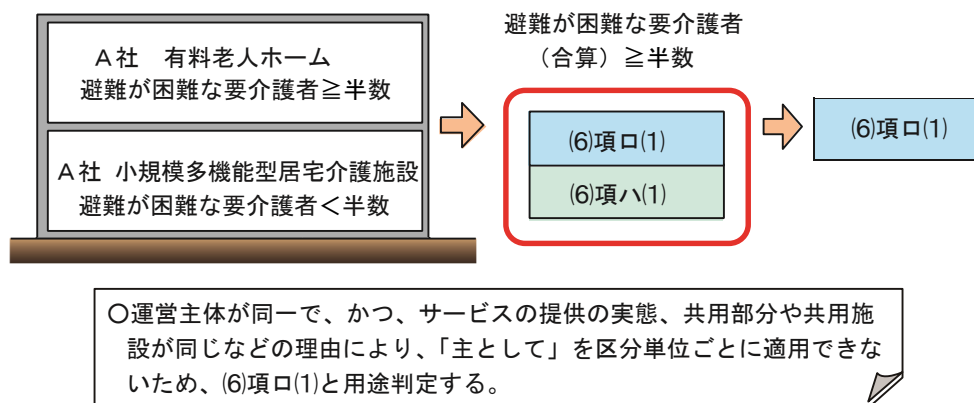
- 14 仮設建築物
仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。
- 15 スケルトン状態の部分の用途
未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。
スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分の有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。
- 16 休業中の防火対象物
休業中の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。
- 17 区分単位
一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第1(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等

の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）により、用途区分の判定を行うものであること。（第1～10図参照）

（例 12）

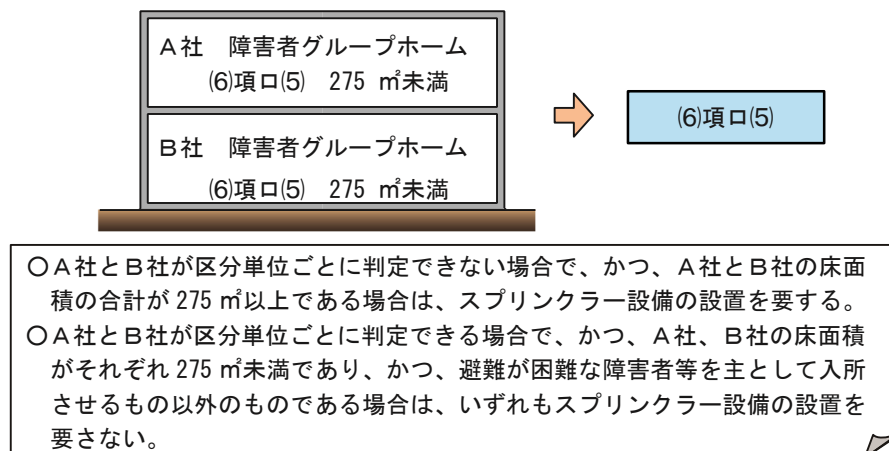


（例 13）



（例 14）

○ 「介助がなければ避難できない者」の区分単位によるスプリンクラー設備設置単位

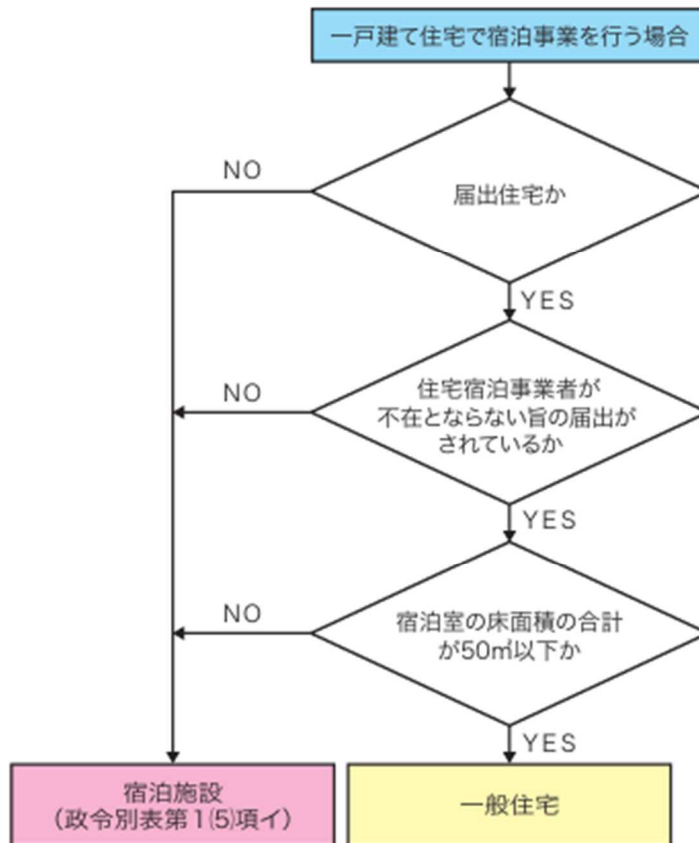


18 届出住宅届出住宅（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下この項において同じ。）第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

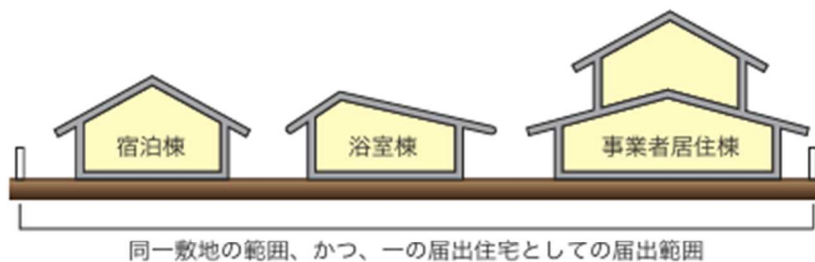
- (1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が 50 ㎡以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物（政令別表第 1 (5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が 50 ㎡を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。
- (3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあっては、棟ごとに家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。（第 1－11 図参照）
- (4) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取り扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、前 1 から 17 までにより棟ごとにその用途判定を行うこと。（第 1－12 図参照）
- (5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号。以下この項において「40 号省令」という。）を適用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取り扱いは、当該 40 号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が政令別表第 1 (5)項イに該当する場合については、第 5 章第 1． 2 (2)により入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。
- (6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。

- (7) 宿泊室の床面積の取り扱い届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。(第1-13図参照)

(例15)



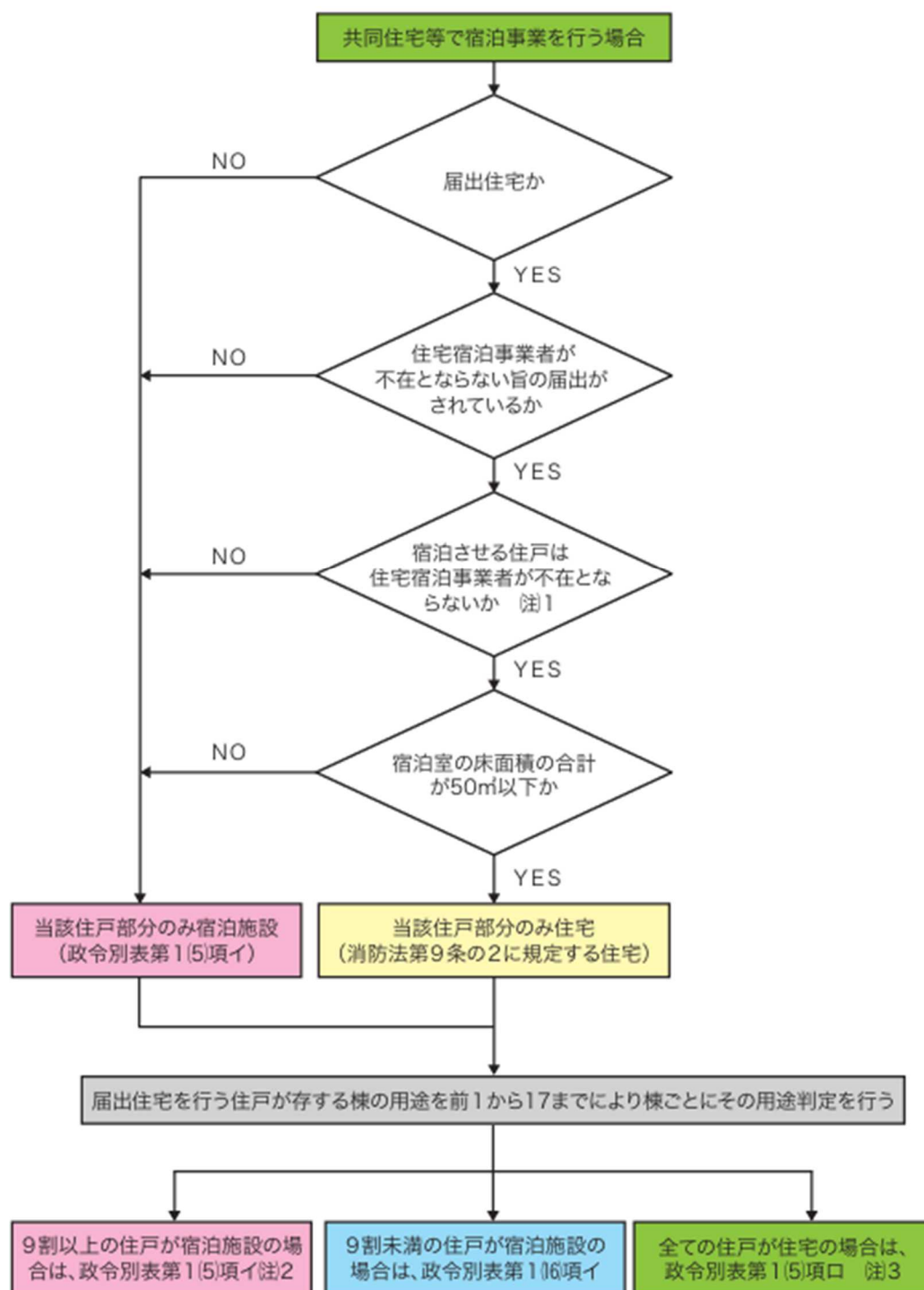
○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合



届出範囲の棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟用途
宿泊棟	不在となる	100㎡	(5)項イ
浴室棟	不在となる	0㎡	(5)項イ
住宅宿泊事業者居住棟	不在とならない	0㎡	一般住宅

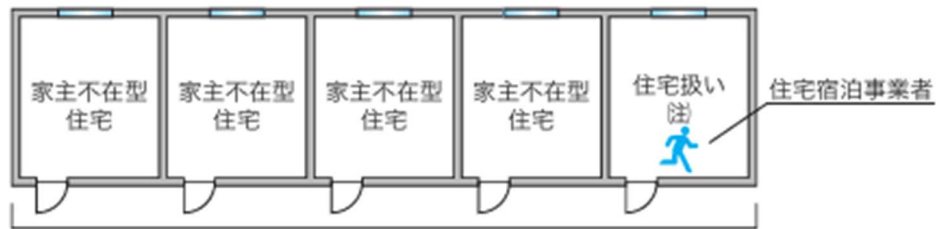
第1-11図

(例16)



- 注1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取り扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
- 注2 政令別表(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(6)項イとなる。
- 注3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合



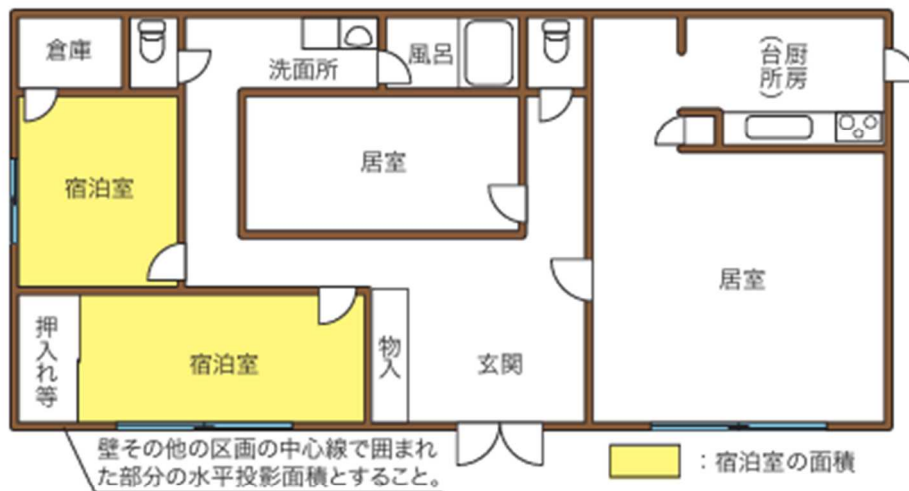
同一棟、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

※共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取扱いは、住戸ごとに判断すること。

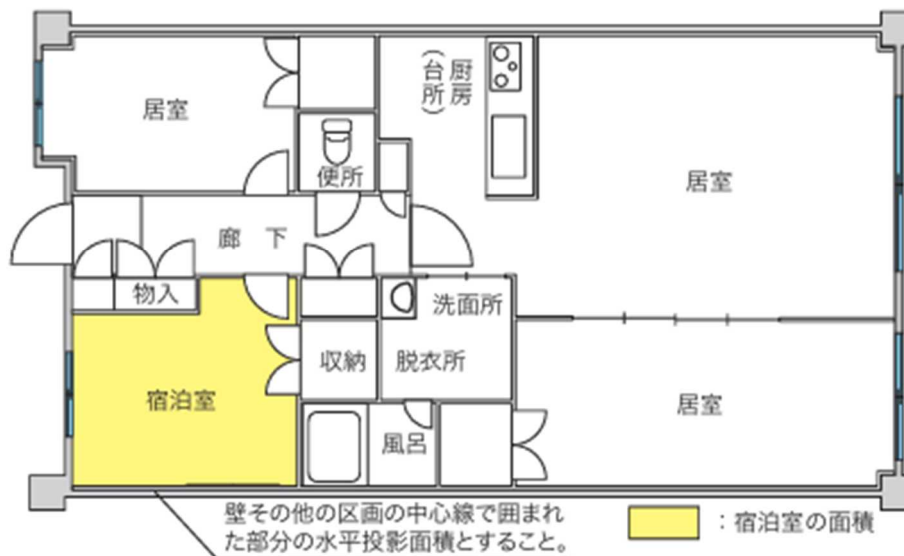
第1-12図

(例17)

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



第1-13図

第1－3表

項	定 義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	・客席を有する競技施設 ・野球場 ・相撲場 ・競馬場 ・競輪場 ・競艇場 ・体育館 ・寄席 ・サーカス	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席又は立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1)項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	・市民会館 ・文化会館 ・公民館 ・福祉会館 ・音楽室 ・貸ホール ・貸講堂 ・貸会議室 ・結婚式場 ・セレモニーホール	1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(1)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。 (1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合 (2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合 (3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合 (4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合
(2)項イ	1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。	・クラブ ・バー ・サロン ・ホストクラブ ・キャバクラ	1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この項において「風営法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第2条第11項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2 風俗営業等の規則及び業務の

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2)項イ			適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。
(2)項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう（観客席を有しないものに限る。）。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 ダンス教師の指導により、客にダンスをさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレエ教室等は含まない。	・碁会所 ・将棋道場、将棋センター ・マージャン屋 ・パチンコ店 ・ビリヤード場 ・ゲームセンター ・ボーリング場 ・屋内アイススケート場 ・屋内ローラースケート場 ・ディスコ ・カラオケ施設	1 風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。 2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 なお、主としてスポーツの要素の強いテニスコート、ジャズダンス、エアロビクス教室等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。 3 ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。 4 ダンス教室等は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教室等をいうものであること。 5 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 6 カラオケ施設とは、カラオケを設置し、営業を行う施設をいう。
(2)項ハ	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次の(1)又は(2)に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 (1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの） (2) もっぱら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）として、次のアからウまでに掲げる風俗営業等の規制	・ファッションヘルス ・性感マッサージ ・イメージクラブ ・SMクラブ	1 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等、政令別表第1に掲げる各用途のうち前掲（ ）書き内に掲げるものに分類されているものについては、本項として取り扱わないこと。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2)項ハ	及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第 2 条第 6 項第 3 号に規定するもの） ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号に規定するもの） イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 2 号に規定するもの） ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第 2 条第 6 項第 6 号に規定するもの） 店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第 1 号又は第 2 号に該当するものを除く。） 2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。 (1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 (2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	・ヌードスタジオ ・のぞき部屋 ・出会い系喫茶 ・セリクラ	件とするものではないこと。
(2)項ニ	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する		1 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。 2 一の防火対象物に、複数のカ

項	定 義	該当用途例	補足事項
(2)項ニ	業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第 2 条第 9 項に規定するもの）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 (3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号）	・インターネットカフェ ・漫画喫茶 ・複合カフェ ・個室ビデオ ・テレフォンクラブ	ラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。
(3)項イ	1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	・料亭・割烹	一般的に風営法第 2 条第 1 項第 1 号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 (3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	・喫茶店 ・スナック ・食堂 ・そば屋 ・すし屋 ・レストラン ・ビアホール ・スタンドバー ・ライブハウス	1 風営法第 33 条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱うこと。 2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4)項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	・魚店 ・肉店 ・米店 ・パン店 ・乾物店 ・衣料店	1 卸売問屋は、本項として取り扱うこと。 2 レンタルショップは本項として取り扱うこと。 3 展示室（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合

項	定 義	該当用途例	補足事項
(4)項		・洋服店 ・家具店 ・電気器具店等の小売店舗 ・店頭において販売行為を行う問屋 ・卸売専業店舗 ・営業用給油取扱所 ・スーパーマーケット ・レンタルショップ(貸しビデオCD店等) ・展示を目的とする産業会館 ・博覧会場 ・見本市会場 ・自動車販売展示場 ・コンビニエンスストア	は、(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの
(5)項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。	・保養所 ・ユースホステル ・ロッジ ・貸研修所の宿泊室 ・簡易宿泊所 ・青年の家 ・ラブホテル ・モーテル ・レンタルルーム	1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用があるものは、本項として取り扱うこと。 2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱うこと。 3 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。 4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
(5)項ロ	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集团的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3	・寮 ・事業所専用の研修のための宿泊所 ・シルバーマンション ・ウィークリーマン	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有

項	定 義	該当用途例	補足事項
(5)項ロ	第10項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	ション、マンスリーマンション ・高齢者専用賃貸住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・小規模住居型児童養育事業を行う施設 ・シェアハウス	しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当するものであること。 4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として、高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。 ただし、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。 5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。 ただし、シーツ、枕カバーの取り換え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあっては、(5)項イとして取り扱うこと。 6 高齢者専用賃貸住宅であっても、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。 7 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項において同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この項におい

項	定 義	該当用途例	補足事項
(5)項ロ			て同じ。) 其他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。 なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項として、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。 8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等（ファミリーホーム）において養育を行う事業をいう。 なお、もっぱら乳幼児の養育を常態とする場合について、(6)項ハ(3)のその他これらに類する施設に該当するものは、(6)項ハとして取り扱うこと。 9 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。
(6)項イ	1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定めるものを除く。）をいう。 (1) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の省令第5条第4項で定める診療科名をいう。2(1)において同じ。）を有すること。 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。 (1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院（(1)に掲げるものを除く。）、患	・ 医院 ・ クリニック ・ 介護医療院	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。 3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。 4 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項イ 4	者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。		なお、ここでいう「体制」とは、(1)による職員の総数の要件及び(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制（例：病床数が 60 の場合、職員の総数が 5 人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が 2 人以上である体制）をいうものであること。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは 2、26 床を超えるときは 2 に 13 床までを増すごとに 1 を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに 2 を加えた数を常時下回らない体制 (1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。 (1)及び(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者は、この限りではないこと。 (1)の「病床数」とは、医療法第 7 条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。 (2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項イ			5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。 (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 (2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称 (3) 歯科 (4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称 特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。 なお、2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。 6 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項イ			院させるためのものをいう。 7 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。 8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。 9 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）の確認については、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）が活用できること。 【参考 医療情報ネット】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/ 10 介護医療院とは、介護保険法第8条第29項に規定する要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 なお、介護医療院が(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により判断すること。 (1) 介護医療院は、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから(6)項イ(1) i 及び(6)項イ(2) i に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。 (2) 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、(6)項イ(1) ii に規定する療養病床として取り扱うこと。

			(3) 介護医療院が存する(6)項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下この表において同じ。）を入院（介護医療院にあっては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うこと。なお、この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。 11 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。 12 保健所は、(15)項として取り扱うこと。
(6)項ロ (1)	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難である者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、60歳以上の人（どちらか		1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下この項において「区分単位」という。）ごとに判定する必要があること。 2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害程度区分4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。 なお、障害程度区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項ロ	が60歳以上の夫婦)で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 5 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。 6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。 7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。 9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。 10 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものいう。 (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設 ((6)項イに掲げるもの	・ショートステイ ・小規模多機能ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・お泊まりデイサービス ・複合型サービス	障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害程度区分4以上の者とみなして判断すること。 また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設(例：複数の障害者グループホーム)が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 3 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。 4 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。 (1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。 (2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。 5 高齢者専用賃貸住宅のうち、(6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 6 適合高齢者専用賃貸住宅(もっぱら高齢者に賃貸する住宅(高齢者専用賃貸住宅)として県へ登録されているもののうち、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供等のサービスを行い、各戸の大きさの確保(原則として25㎡以上)、室内設備の設置等の必要な要件を全て満たし、県に適合高齢者専用賃貸住宅の届出を行っている住宅をいう。)のうち、(6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 7 サービス付き高齢者向け住宅のうち、(6)項ロ(1)のその他これら

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項ロ	を除く。) (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）		に類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 8 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 210 条第 2 項に規定するサテライト型住居をいう。）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。
(2)	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。		
(3)	12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
(4)	13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。 (1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 (2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療		9 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い 居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、(5)項ロとして取り扱うこと。
(5)	14 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項に規定する共同援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。	・障害者グループホーム ・障害者グループホーム	
(6)項ハ (1)	1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。		1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護 3 以上の者が、施設全体の定員の半数未満の場合をいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	2 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、60 歳以上の人（どちらかが 60 歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 5 有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 6 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。 7 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職	・小規模多機能ホーム	定する必要があること。 2 高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 3 適合高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 4 サービス付き高齢者向け住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。 5 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設のうち、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分の規模が極めて小さく、前 8(1)に該当する場合は、一般住宅とすること。 6 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは、障害支援区分 4 以上の者がおおむね 8 割以下ものをいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 7 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。 8 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い 共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとし

項	定 義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。 8 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう（(6)項イ及び(6)項ロに掲げるものを除く。）。		て取り扱うこと。 9 本体施設の分園として運営される児童養護施設等の取り扱いについて 児童養護施設のうち、本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知）中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。）については、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)として取り扱うこと。また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。）についても、(6)項ハ(3)として取り扱うこと。
(2)	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。		
(3)	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設を含むものとする。 12 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 15 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児に	・一時預かり事業（一時保育）	

項	定 義	該当用途例	補足事項
	ついて、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。 16 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。 17 (6)項ハ③のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう((6)項ロに掲げるものを除く。) 18 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、設置される施設をいう。	・家庭保育事業（保育ママ）	
(4)	19 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 20 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 21 児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 22 児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。	・放課後等デイサービス	

(5)	23 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 24 障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。 25 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 26 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。 28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。 29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。 30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。 31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提	・障害者ショートステイ	
-----	---	--------------------	--

項	定 義	該当用途例	補足事項
	供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。 32 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援護を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。	・障害者グループホーム	
(6)項ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7)項	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。	・消防学校 ・警察学校 ・理容学校 ・美容学校 ・洋裁学校 ・外語学校 ・料理学校 ・自衛隊学校 ・看護学校 ・看護助産学校 ・臨床検査技師学校 ・コンピューター学校 ・予備校 ・学習塾 ・自動車学校	1 学校教育法では、専修学校は、修業年限が1年以上で、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程のにあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う（そろばん、書道塾等）。 5 削除

項	定 義	該当用途例	補足事項
(7)項	8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。		
(8)項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	・視覚障害者情報提供施設 ・郷土館 ・記念館 ・画廊	視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって、もっぱら視聴覚障害者の利用に供する施設をいう（図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。）。
(9)項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの。 (2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。 (3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。	・ソープランド ・サウナ浴場 ・スーパー銭湯 ・健康ランド ・ラドンセンター	1 公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。 2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。 3 ソープランドとは、浴場業（公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。 4 蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場であれば、(9)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場とは、「一般公衆浴場」をいうものであること。	・銭湯 ・鉱泉浴場 ・砂湯	1 一般公衆浴場とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの

項	定 義	該当用途例	補足事項
			をいう。 2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあ るものは、全体を本項として取 り扱うこと。
(10)項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎 (プラットホームを含む。)、バスター ミナルの建築物等をいうが、旅客の 乗降又は待合の用に供する建築物に限 定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶 の発着する埠頭、航空機の発着する空 港施設等をいうが、旅客の乗降又は待 合の用に供する建築物に限定されるも のであること。		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類す るものとは、宗教の教義をひろめ、儀式 行事を行い、及び信者を教化育成するこ とを目的とする施設をいう。	・本殿 ・幣殿 ・拝殿 ・社務所 ・本堂 ・客殿 ・礼拝堂	1 一般的に、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に定 める宗教団体の施設が該当す る。 2 結婚式の披露宴会場で、独立 性の高いものは本項に該当しな い。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態 にかかわらず本項に該当するこ と。
(12)項イ	1 工場とは、物の製造又は加工を主と して行うところで、その機械化が比較 的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主 として行うところで、その機械化が比 較的低いものをいう。	・宅配専門ビザ屋 ・給食センター（学校 と敷地を一にするも の。）	
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオと は、大道具や小道具を用いてセットを作 り、映画フィルム又はテレビ若しくはそ れらのビデオテープを作製する施設をい う。		
(13)項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車 を除く。）を運行中以外の場合にもっ ぱら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、 すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸 し、故障その他の理由により継続的に 停車させる施設をいう。		1 原動機付自転車とは、道路運 送車両法第 2 条第 3 項に定める 原動機付自転車で、次に掲げる ものが該当する。 (1) 内燃機関を原動機とするも のであって、2 輪を有するも の（側車付のものを除く。） にあつては、その総排気量は 125cc 以下、その他のものに あつては 50cc 以下 (2) 内燃機関以外のものを原動 機とするものであって、2 輪 を有するもの（側車付のもの を除く。）にあつては、その 定格出力は 1.0kW 以下、その 他のものにあつては 0.6kW 以 下

項	定 義	該当用途例	補足事項
(13)項イ			2 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。
(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15)項	前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。 事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。	・官公署 ・銀行 ・事務所 ・取引所 ・理容室、美容室 ・ラジオスタジオ ・発電所、変電所 ・火葬場 ・ゴルフ練習場 ・卸売市場 ・写真館 ・保健所 ・新聞社 ・郵便局 ・研修所 ・クリーニング店（取次店に限る。） ・職業訓練所 ・動物病院 ・モデル住宅 ・車検場 ・駐輪場 ・スイミングクラブ ・テニスクラブ ・マッサージ（個室含む。） ・エステ ・葬祭場 ・児童館 ・放課後児童クラブ ・コンテナ型データセンター ・自動車教習所	1 事業所とは、営利的事業であると非営利的事業であることを問わず、人の事業活動の行なわれる一定の場所をいう。 2 一般住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は、本項に該当するものであること。 5 風俗営業の規制を受けず、（省令第5条第1項に規定するものを除く。）各項に該当しないものについては、原則(15)項で取り扱うが、用途の判定にあたっては名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることに留意すること。 6 コンテナ型データセンターとは、輸送用等のコンテナの中にサーバー、電源、通信配線、空調設備その他これらに類するものを格納し、データセンターとして使用するものをいう。なお、他の用途等にも用いている場合には、個別の防火対象物の実情を勘案し、火災予防上の実態に即して総合的に判断すること。また、当該コンテナ型データセンターが、建築物に該当しない場合には、工作物として、次のとおり取り扱うこと。 (1) 床面積 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積

項	定 義	該当用途例	補足事項
			によること。 (2) 階 コンテナ内において人が出入りし、作業等を行うことが出来る場所が複数の階層となっている場合には、当該階層を階として取り扱うこと。
(16)項イ			政令別表第1 中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
(16)項ロ			政令別表第1 中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
16 の2 項	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は、当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。 ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸がある場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務所等）は地下街に含まれないものであること。
16 の3 項			準地下街の範囲は、次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものである

項	定 義	該当用途例	補足事項
			こと。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（2段降下式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
⑪7項	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。 4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。 5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
⑪8項	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。

項	定 義	該当用途例	補足事項
(19)項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20)項	1 舟とは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等で総トン数 5 t 以上の推進機関を有するものをいう。 2 車両とは、鉄道営業法（明治 33 年 3 月法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年 4 月法律第 76 号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。		1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定を適用しない船舶等とは、次に掲げるものが該当する。 (1) 船舶安全法第 2 条第 2 項に規定する船舶 ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係留中の船舶 ウ 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第 32 条に規定する船舶総トン数 20 t 未満の漁船でもつばら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、次に掲げるものが該当する。 (1) 鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。 (3) 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）

項	定 義	該当用途例	補足事項
			ん引車を除く。) (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (4) 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 (6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年12月運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員11人以上の自動車 (8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

第1-4表

区 分	イ 主用途部分	ロ 従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具及び小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、ラウンジ、クローク、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール、事務室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他(1)項イ欄に掲げる室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場、事務室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、事務室
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館、事務室
(2)項ハ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房	託児所、専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク
(2)項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー	専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク、シャワー室、喫茶室
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、売店、ロビー
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室、事務室
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場（展示室を含む。）、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美容室、理容室、診療室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室、図書室、写真室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面会室、娯楽室、体育室、来客用宿泊室
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室

区 分	イ 主用途部分		ロ 従属的な部分
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室		売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室		売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室		食堂、売店、音楽教室、学習塾、専用駐車場、専用駐輪場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室		食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及び PTA 事務室、専用駐車場、専用駐輪場
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶室、娯楽室、託児室、宴会場、有料洗濯室、事務室
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室		売店、専用駐車場、専用駐輪場、サウナ室（小規模な簡易サウナに限る。）、娯楽室、有料洗濯室、事務室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室		食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、図書室、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク、ラウンジ
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室		売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの。）		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、展示室
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、美容室、理容室、専用駐車場、専用駐輪場、診療室、展示室、展望施設

区 分	イ 主用途部分		ロ 従属的な部分
(15)項	研修所	事務室、教会、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場、専用駐輪場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、映写室、図書室、集会室、展示室、事務室

備考1 (6)項イにおいて、病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。

2 (7)項において、同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

3 (11)項において、結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。また、礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。

4 (12)項イにおいて、同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

5 (15)項関係

(1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。

(2) 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。

(3) 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

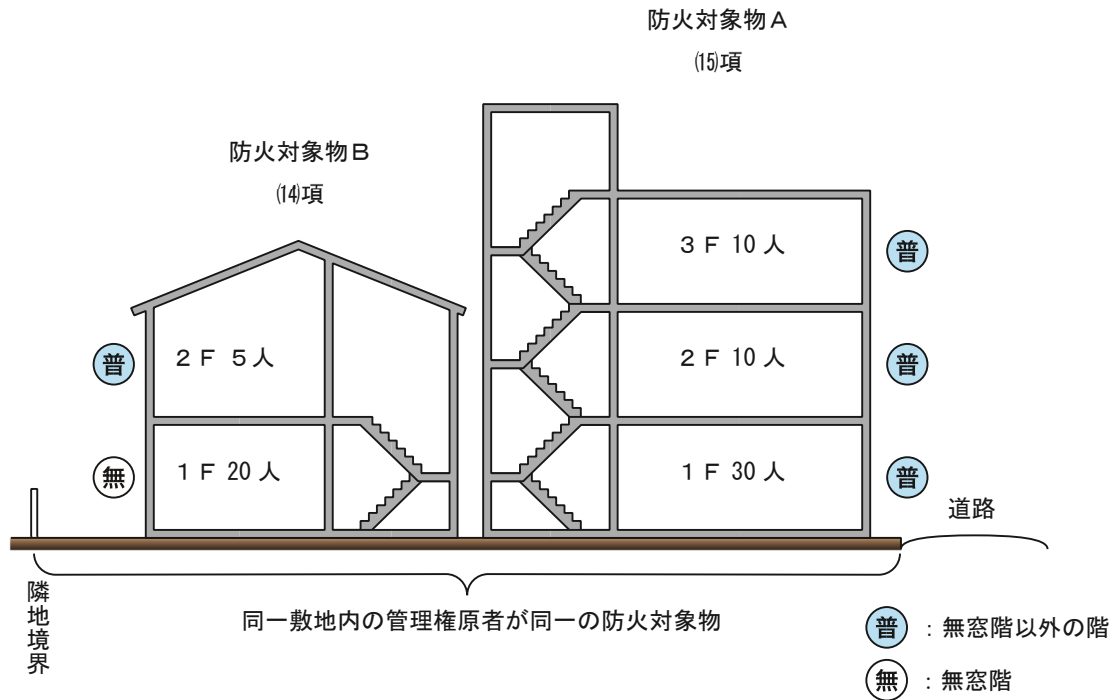
第2 収容人員の算定

収容人員の算定方法は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）、又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取扱うこと。（第2－1図参照）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防 火 管 理 者	A	(15)項	棟収容人員 50 人	75 人
		B	(14)項	棟収容人員 25 人	
政令第 24 条	非常警報設備	A	(15)項	棟収容人員 50 人	
		B	(14)項	階収容人員（ 1 階・無窓階）20 人	
政令第 25 条	避 難 器 具	A	(15)項	階収容人員（ 3 階）10 人	

第2－1図

2 共通の取扱い

(1) 「従業者」の取扱いは、次によること。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。

ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取扱わないこと。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

(2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り捨てるものであること。(3

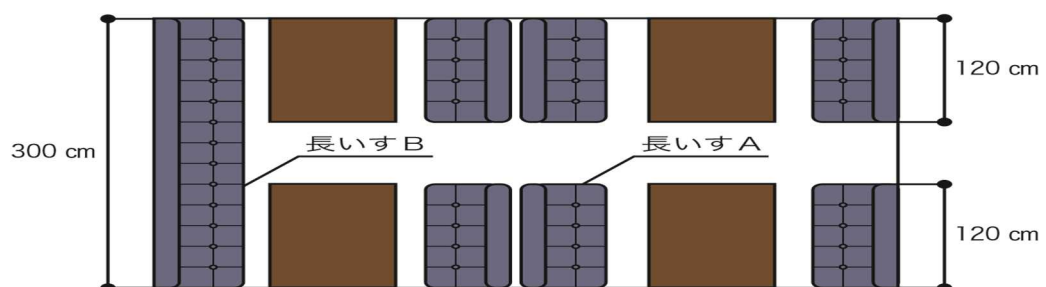
(4)ウを除く。)

イ 駐車の用に供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

(第2-2図参照)



飲食店（政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合

○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席×6=12人

○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人+6人=18人

第2-2図

3 政令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－1表に定める方法によること。

第2－1表

区分	算定方法
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。

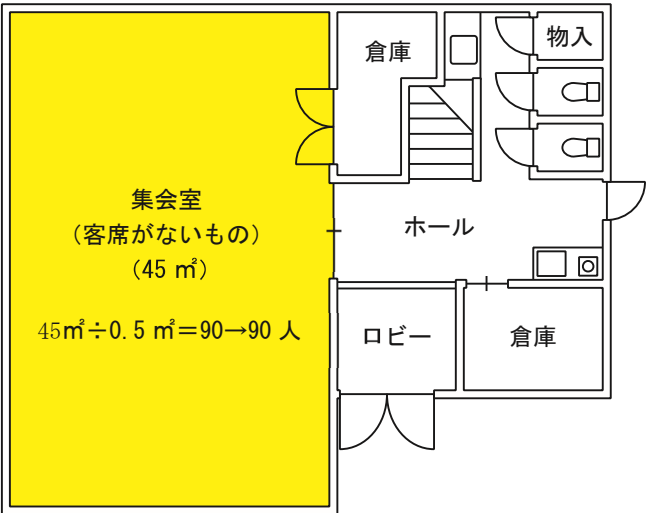
したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。

ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

オ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。（第2－3図参照）



第2－3図

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-2表に定める方法によること。(第2-4図参照)

第2-2表

区分	算定方法	
(2)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
(3)項	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

- (ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。
- (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
- (ロ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。
- (ハ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
- (ニ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。
- (ホ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
- (ヘ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取扱うこと。

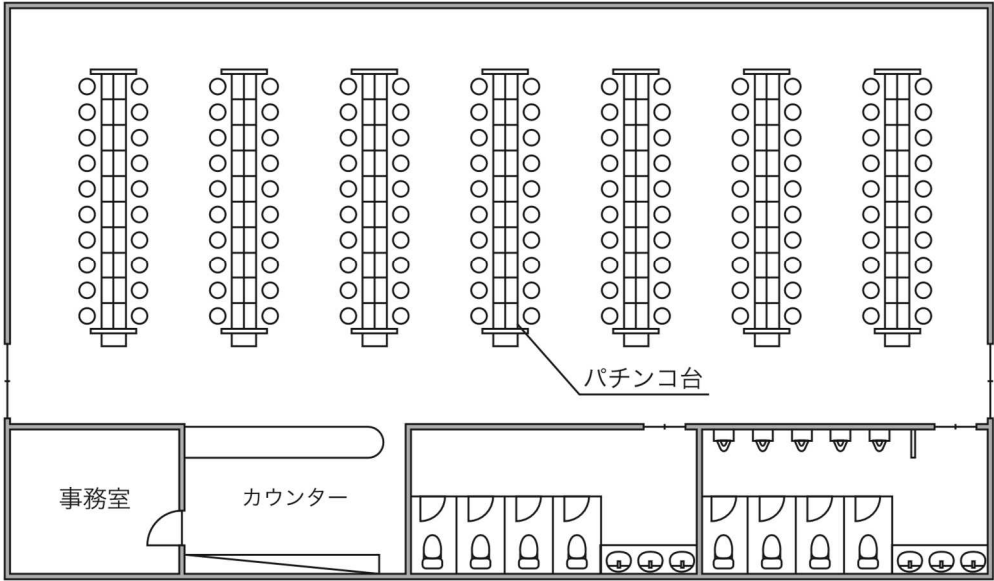
オ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取扱わないこと。

カ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
- (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
- (ロ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
- (ハ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
- (ニ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

キ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(パチンコの算定方法例)



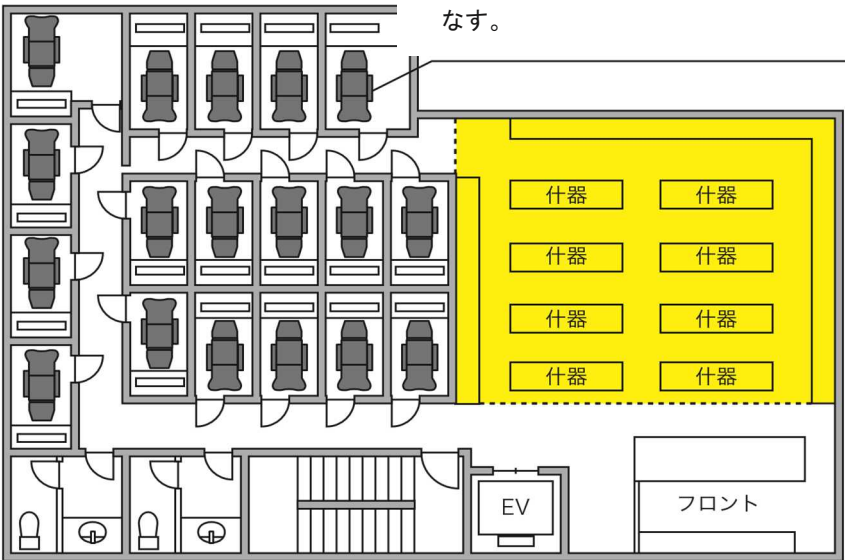
○従業者の数：10人

○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台 140 台→140人

階収容人員：150人

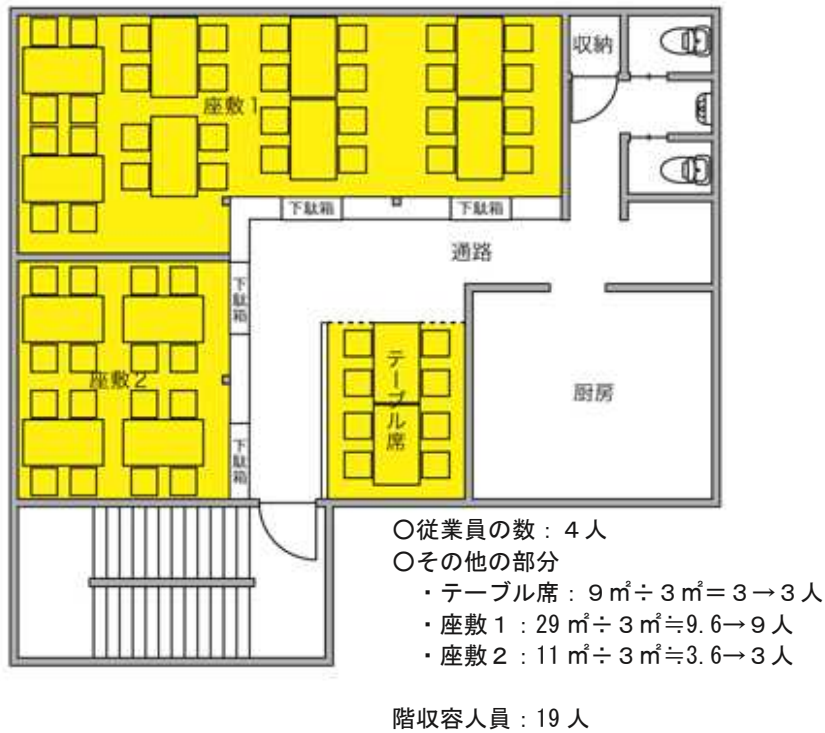
(個室ビデオの算定方法例)

常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなす。

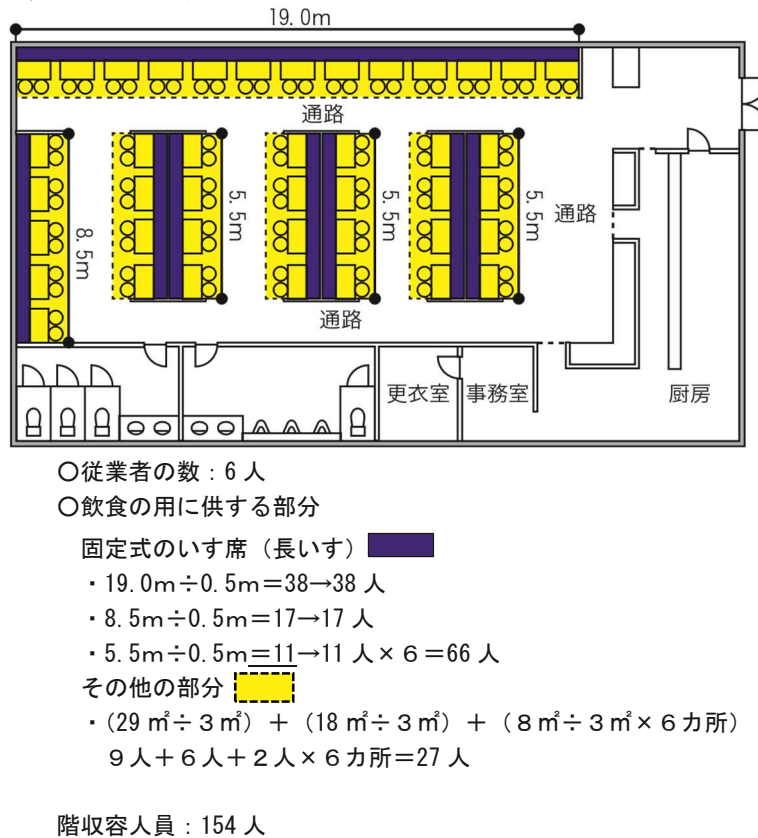


○従業者の数：2人
○固定式のいす席：18→18人
○その他の部分 44㎡
・ $44\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人
階収容人員：34人

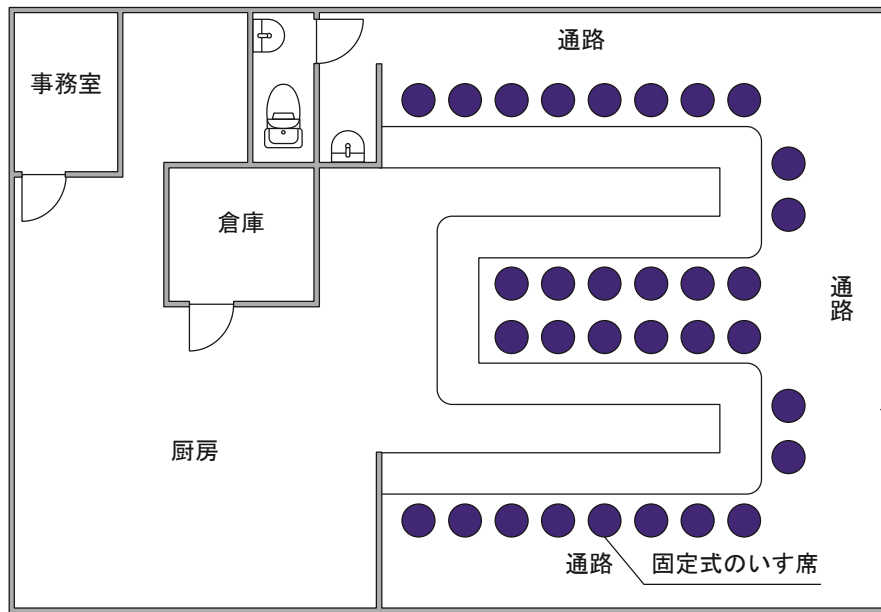
(飲食店の算定方法例) その1



(飲食店の算定方法例) その2



(飲食店の算定方法例) その3

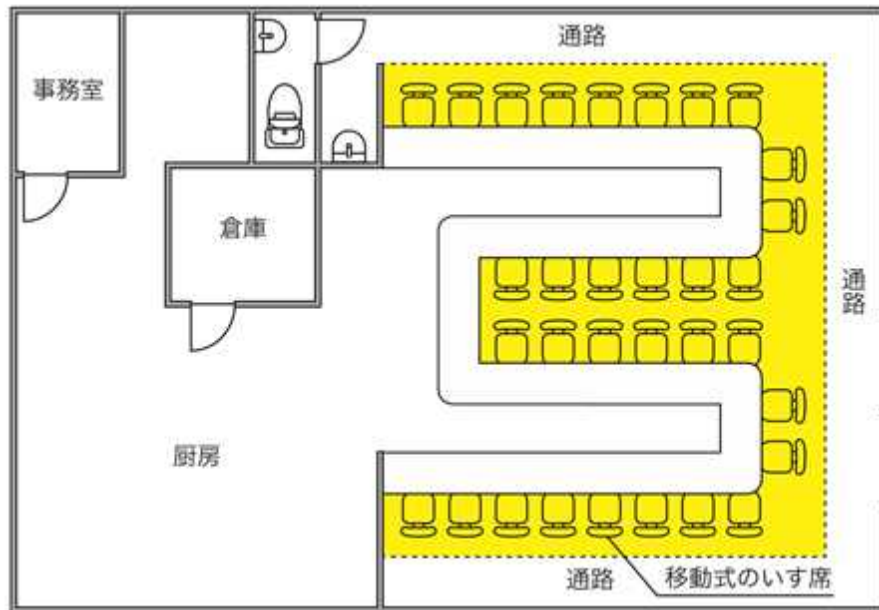


○従業者の数：3人

○飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人

階収容人員：35人

(飲食店の算定方法例) その4



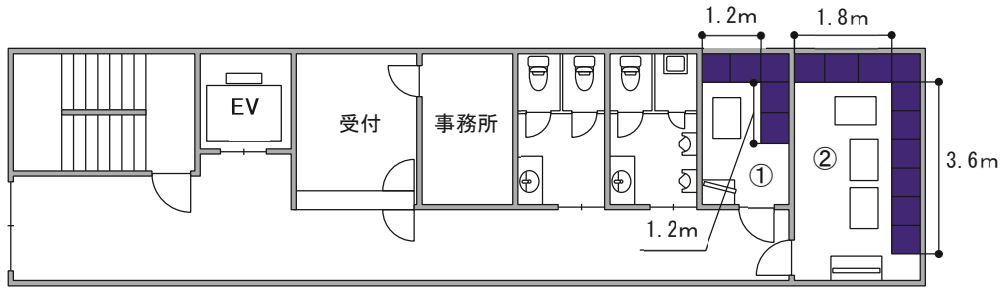
○従業者の数：3人

○飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \div 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員：13人

(カラオケボックスの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：6人

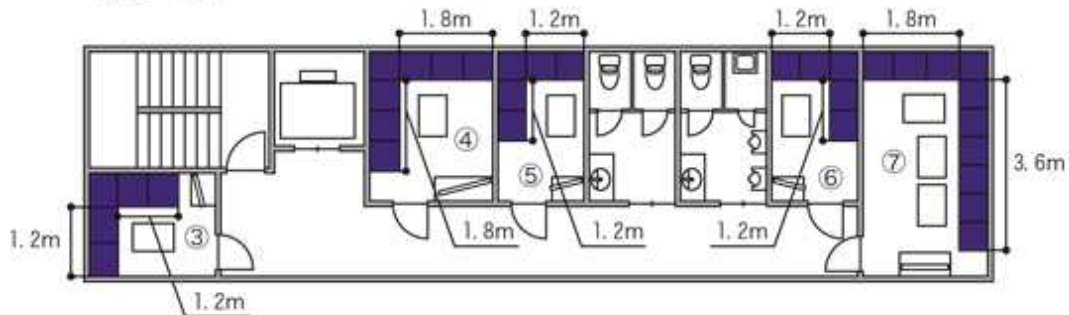
○その他の部分

・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

1階収容人員：20人

(2階～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人 \times 2 = 6人$

・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

階収容人員：29人 $\times 4 = 116人$

棟収容人員：136人

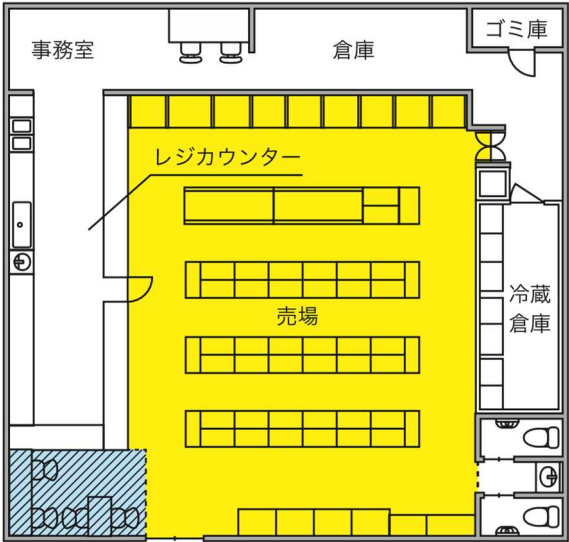
- (3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-3表に定める方法によること。(第2-5図参照)

第2-3表

区分	算定方法
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

- イ「従業者」には、外商関係者など長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる場合も含まれること。
- ウ「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。
- エ「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



- 従業者の数：3人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分
- ・ 飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数
飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \div 4.3 \rightarrow 4\text{人}$
 - ・ その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数
売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \div 22.5 \rightarrow 22\text{人}$

階収容人員：29人

第2-5図

(4) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－4表に定める方法によること。(第2－7図参照)

第2－4表

区分	算定方法
(5)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とする。

ウ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

エ 和式の宿泊室の前室部分(畳の部分に限る。カにおいて同じ。)は、宿泊室の一部として取扱うこと。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

オ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取扱うこと。

カ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

キ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。

(7) 宴会場等の部分

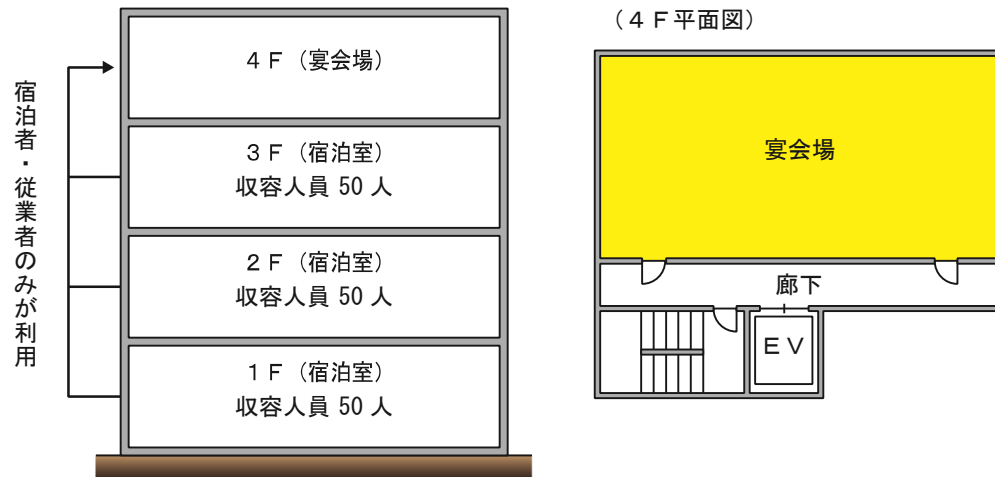
(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分

(ロ) いす席を設けたロビー等の部分(通路の用に供する部分を除く。)

(ハ) 前(7)から(ロ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ケ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

ただし、政令第24条(地階・無窓階に限る。)及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。こと。(第2－6図参照)

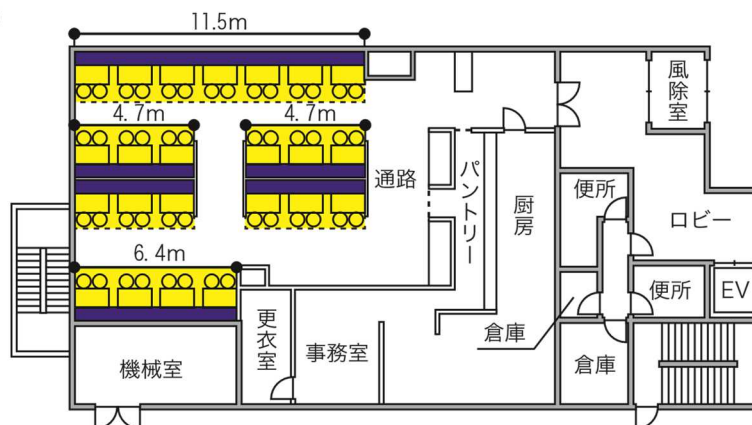


- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第24条の規定（地階・無窓階に限る。）を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第2-6図

（ホテルの算定方法例）

（1階）



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

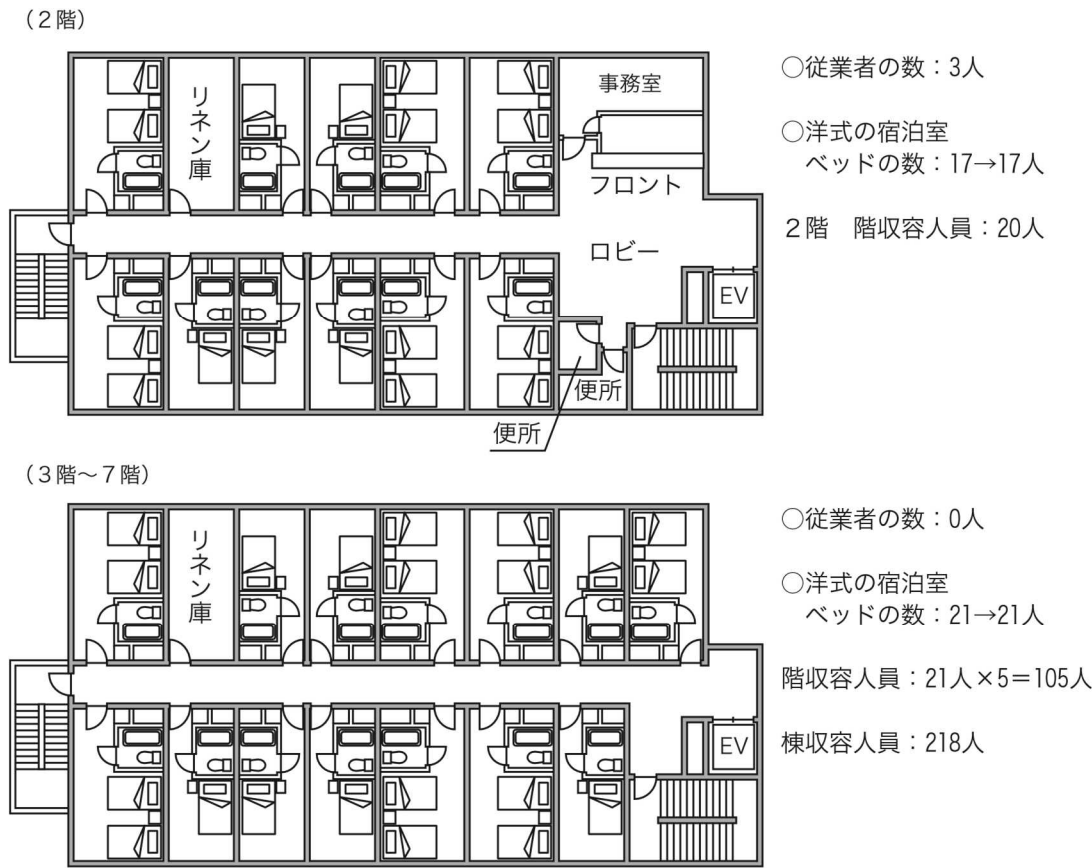
固定式のいす席（長いす）（■）

- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分（■）

- ・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$
 $\approx 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{カ所} = 16$ 人

1階 階収容人員：93人



第2－7図

(5) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－5表に定める方法によること。

第2－5表

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。

ウ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第2－6表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。

ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第2－6表

住戸の間取り	1 K、1 DK	1 LDK・2 DK	2 LDK・3 DK	3 LDK以上
居住者の数	1 人	2 人	3 人	4 人

- (6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-7表に定める方法によること。(第2-8図参照)

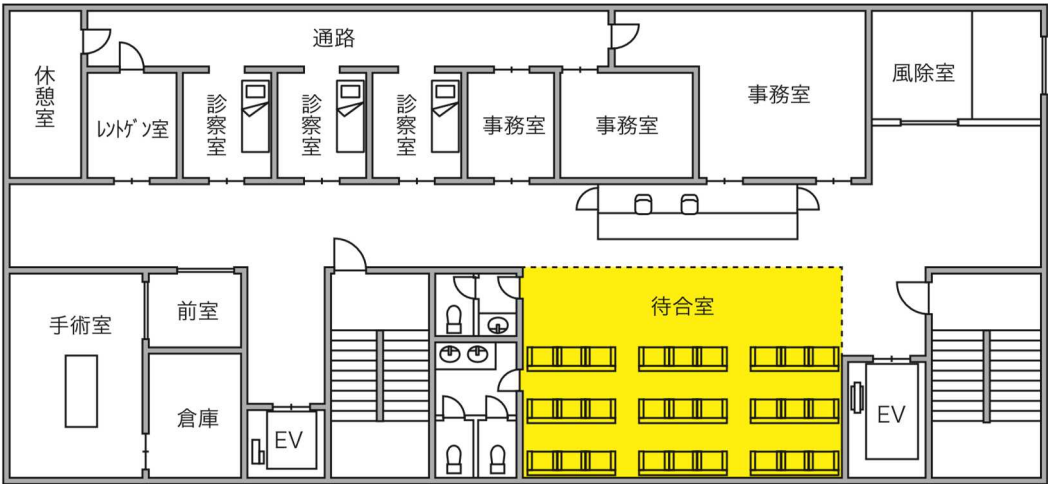
第2-7表

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

- イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、診察室、治療室又は手術室は含まれないものであること。
- ウ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数であり、和式の場合は政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。
- エ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。
- オ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。
- カ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。
- キ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)

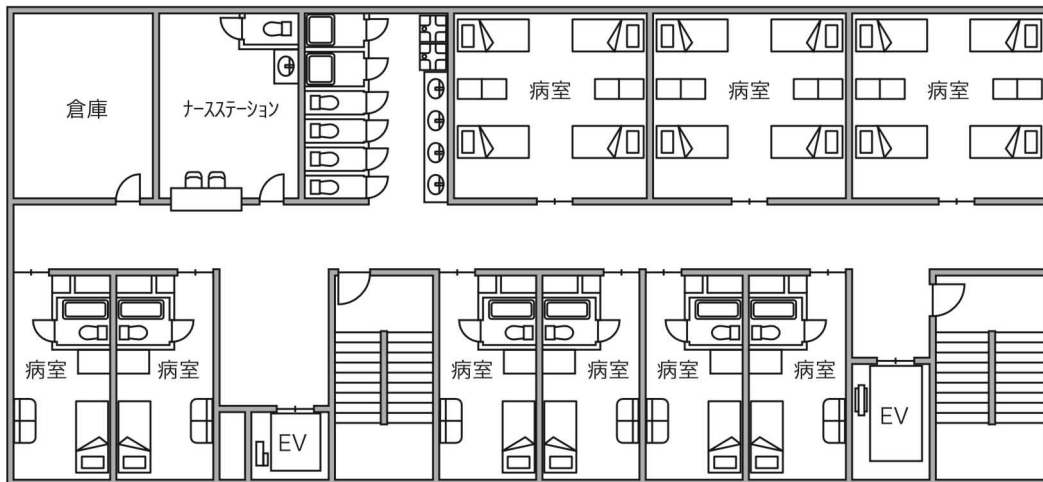


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室：55㎡÷3㎡≒18.3→18人

1階 階収容人員：28人

(2階)



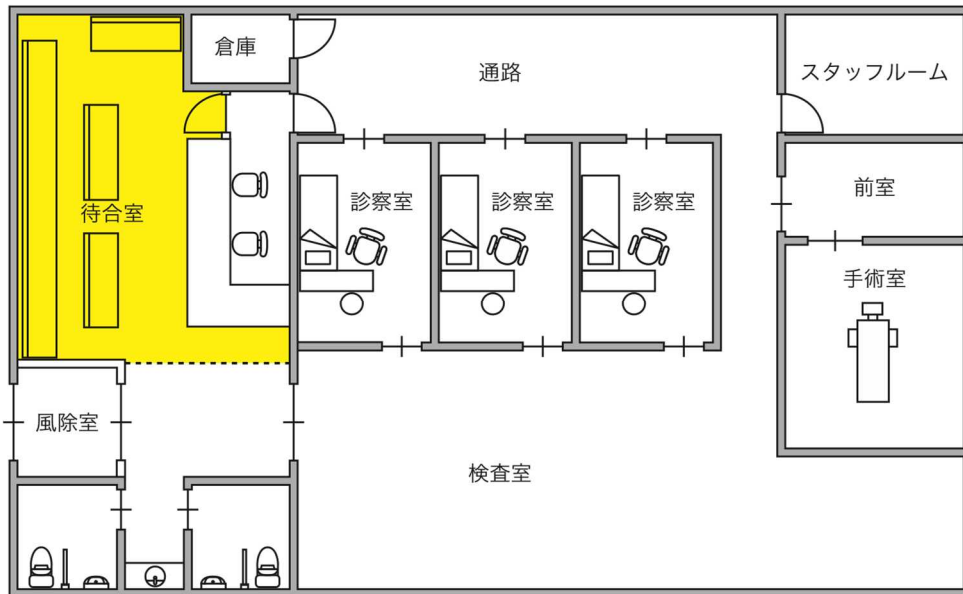
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人

棟収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

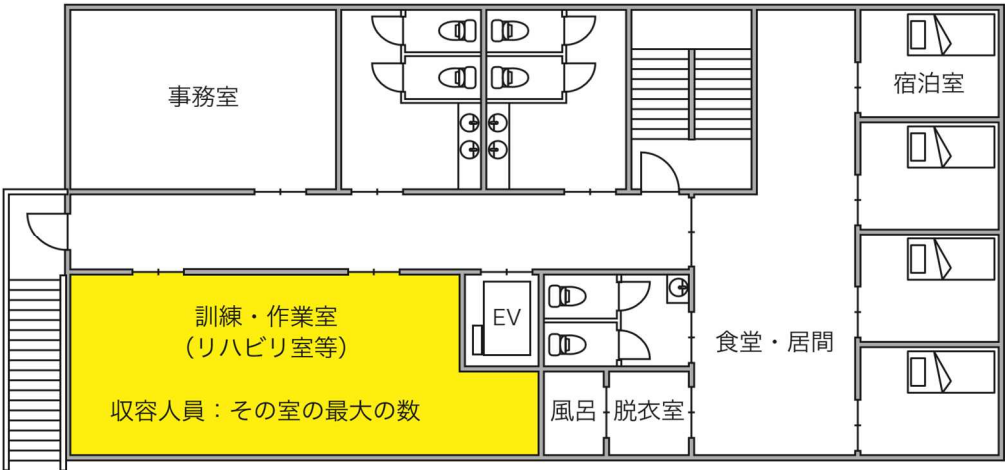
第2-8図

- (7) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-8表に定める方法によること。(第2-10図参照)

第2-8表

区分	算定方法
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

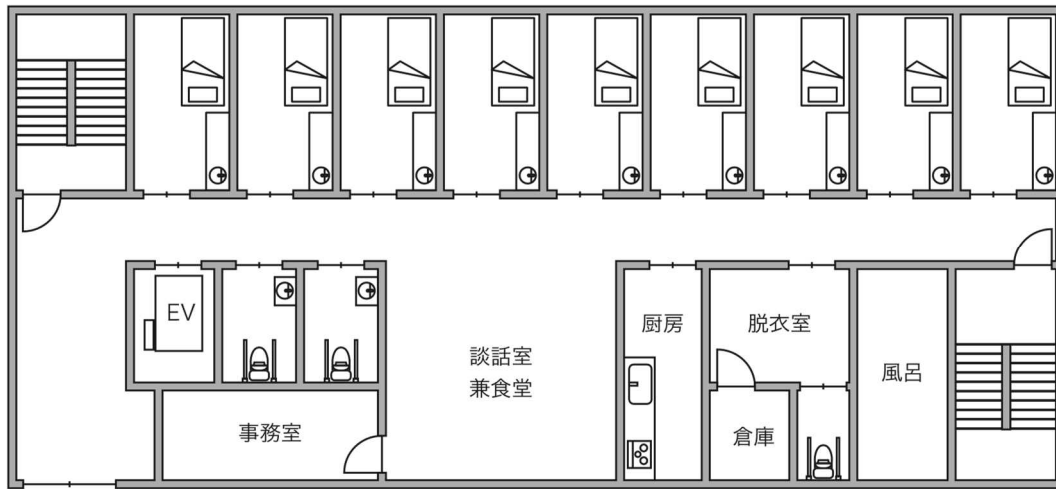
- イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。
- (7) 入所施設
- 老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（以下この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数
- (4) 通所施設要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数
- ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行なうことができる。
- ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とすること。
- この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。
- (7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
- (4) 政令第24条（地階・無窓階に限る。）及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。
- エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。(第2-9図参照)
- ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数+宿泊室に宿泊する要保護者の数

第2-9図

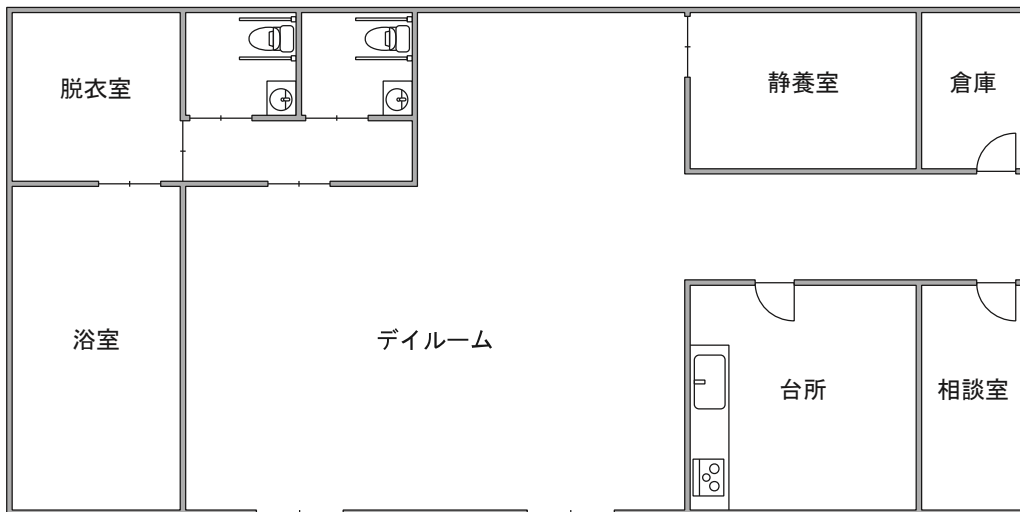
(認知症高齢者グループホームの算定方法例)



○従業者の数：3人
○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

(老人デイサービスの算定方法例)



○従業員の数：3人
○要保護者の数：15人

階収容人員：18人

(8) 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-9表に定める方法によること。(第2-11図参照)

第2-9表

区分	算定方法
(6)項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

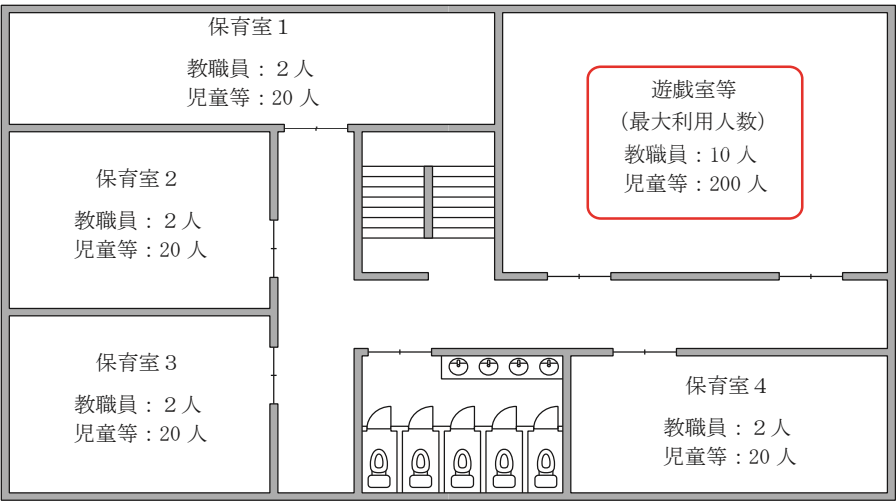
(7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(i) 政令第24条（地階・無窓階に限る。）及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(幼稚園の算定方法例)



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。

第2-11図

(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-10表に定める方法によること。(第2-12図参照)

第2-10表

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。

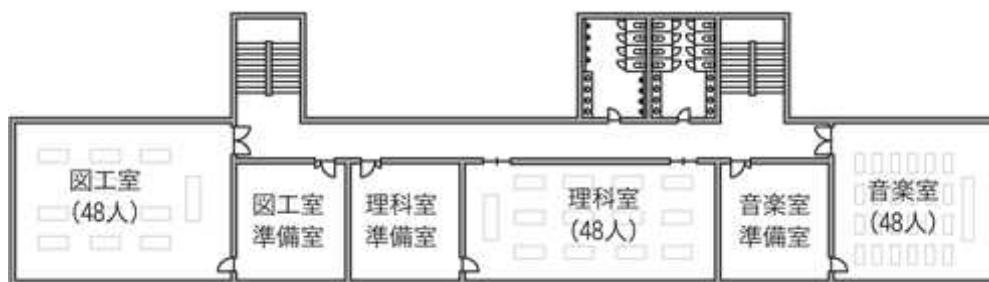
(7) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(i) 政令第24条（地階・無窓階に限る。）及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

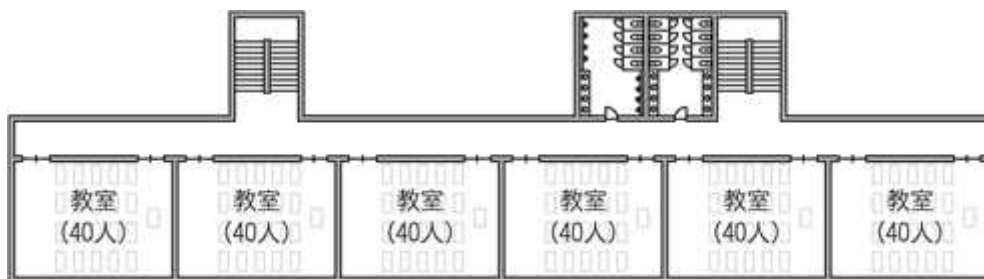
(小学校の算定方法例)



○教職員の数：3人

○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人

階収容人員：147人



○教職員の数：6人

○生徒等の数：40人×6教室＝240人

階収容人員：246人

第2-12図

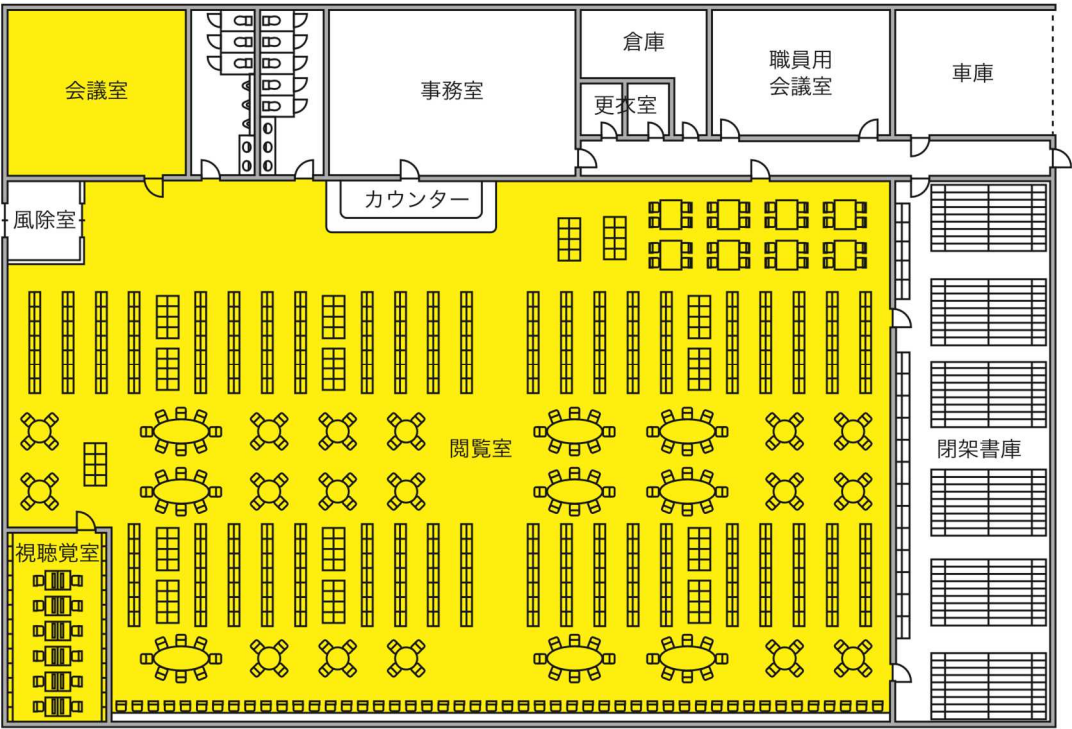
- (10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-11表に定める方法によること。(第2-13図参照)

第2-11表

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取扱うこと。
- ウ 閲覧室の開架(図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。)部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。
- エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取扱わないこと。
- オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取扱うこと。

(図書館の算定方法例)



- 従業員の数：30人
- 閲覧室： $1,200\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 400 \rightarrow 400$ 人
- 視聴覚室： $100\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 33.3 \rightarrow 33$ 人
- 会議室： $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50$ 人

階収容人員：513人

第2-13図

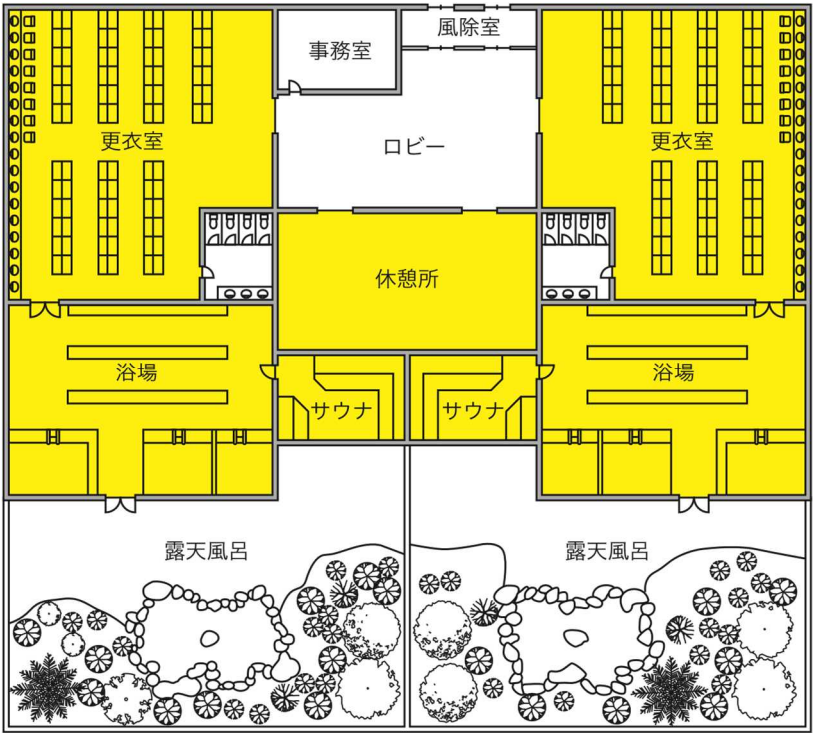
- (11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物
ア 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-12表に定める方法によること。(第2-14図参照)

第2-12表

区分	算定方法
(9)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。
ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取扱うこと。

(スーパー銭湯の算定方法例)



- 従業者の数：10人
- 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
- ・浴場 150㎡÷3㎡=50→50人×2カ所=100人
 - ・サウナ 50㎡÷3㎡≒16.7→16人×2カ所=32人
 - ・脱衣場 200㎡÷3㎡≒66.7→66人×2カ所=132人
 - ・休憩所 200㎡÷3㎡≒66.7→66人
- 階収容人員：340人

第2-14図

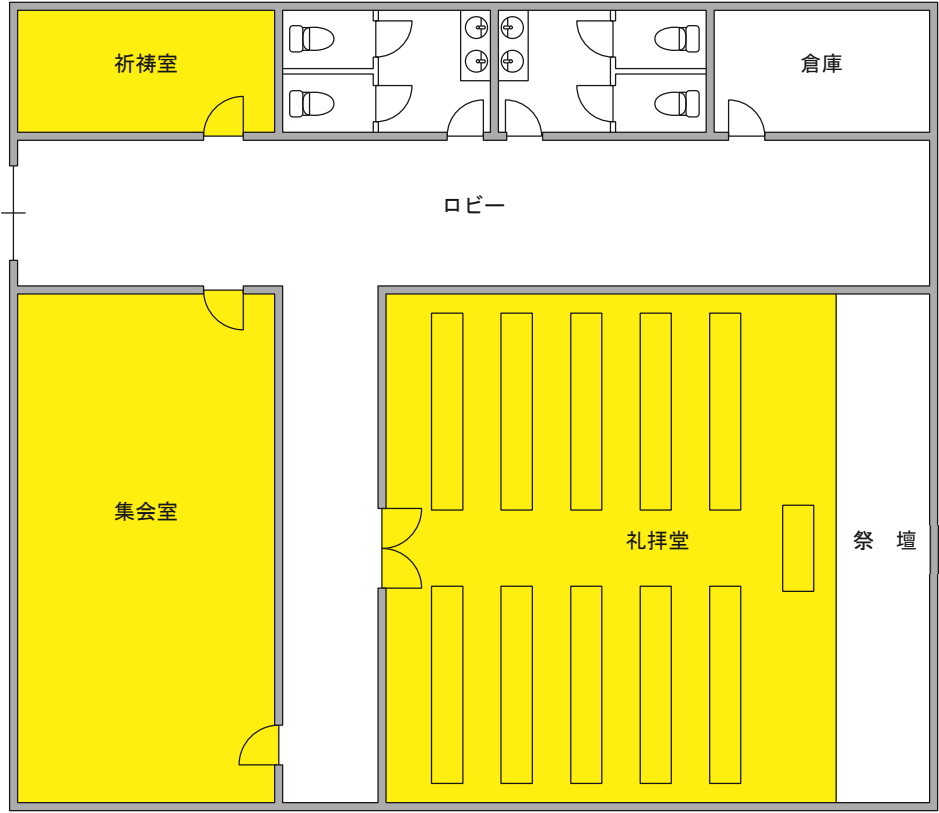
- (12) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-13表に定める方法によること。(第2-15図参照)

第2-13表

区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。
- ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取扱わないこと。

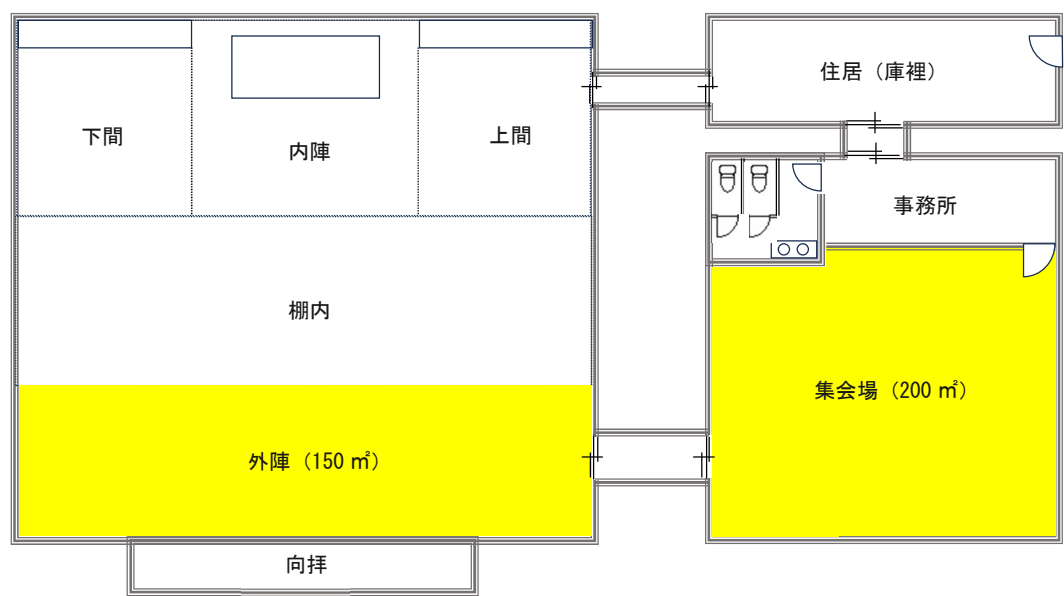
(教会の算定方法例)



- 神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人
- 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（ ）床面積の合計を3㎡で除して得た数
- ・礼拝堂 150㎡÷3㎡=50→50人
 - ・集会室 100㎡÷3㎡=33.3→33人
 - ・祈禱室 25㎡÷3㎡=8.3→8人

階収容人員：94人

（寺院の算定方法例）



- 神職、僧侶、牧師その他従業者の数：8人
 - 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（黄色）床面積の合計を3㎡で除して得た数
 - ・外陣 150㎡÷3㎡=50→50人
 - ・集会場 200㎡÷3㎡=66.6→66人
- 8（人）+50人+66人=124（人）

階収容人員：124人

第2－15図

- (13) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物
 - ア 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－14表に定める方法によること。

第2－14表

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

イ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。

- (14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物
 - ア 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－15表に定める方法によること。（第2－16図参照）

第2-15表

区分	算定方法
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

ウ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。

エ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー（休憩等の用途に供するもの）及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。

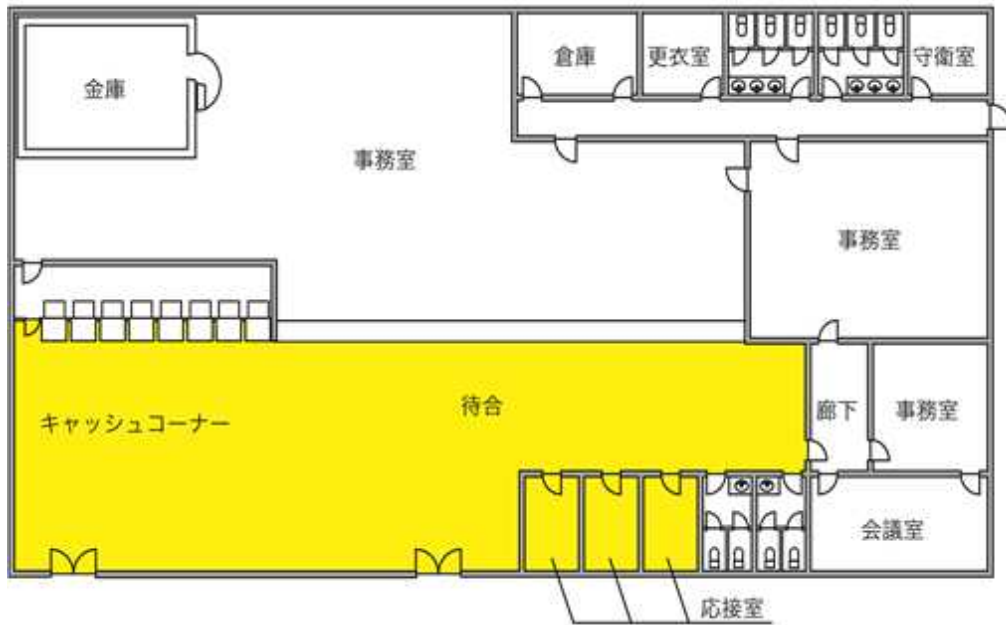
ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

オ モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。

カ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。

キ 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取扱うこと。

(銀行の算定方法例)



○従業員の数：20人

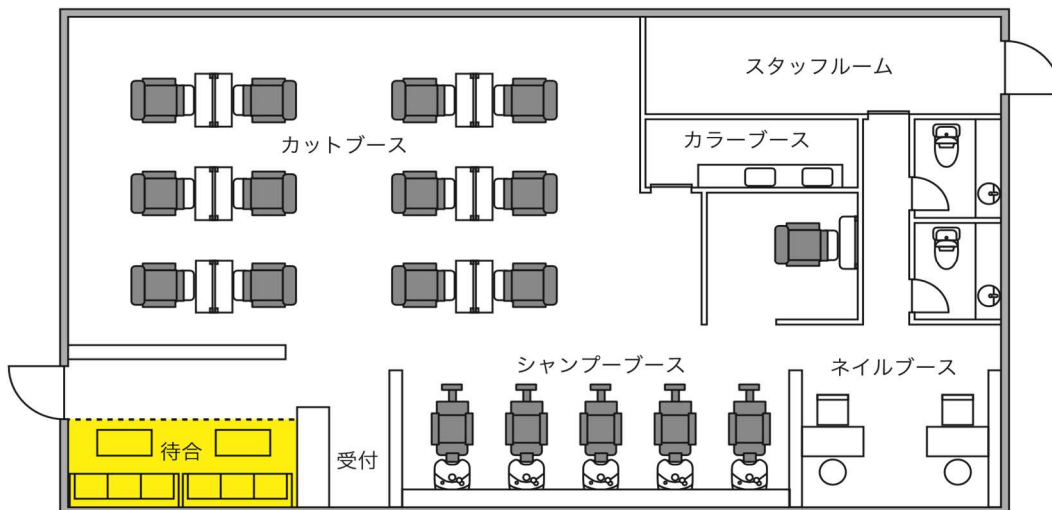
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

・ロビー及びキャッシュコーナー $145 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 48.3 \rightarrow 48 \text{ 人}$

・応接室 $14 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 4.7 \rightarrow 4 \text{ 人} \times 3 \text{ カ所} = 12 \text{ 人}$

階収容人員：80人

(美容院の算定方法例)



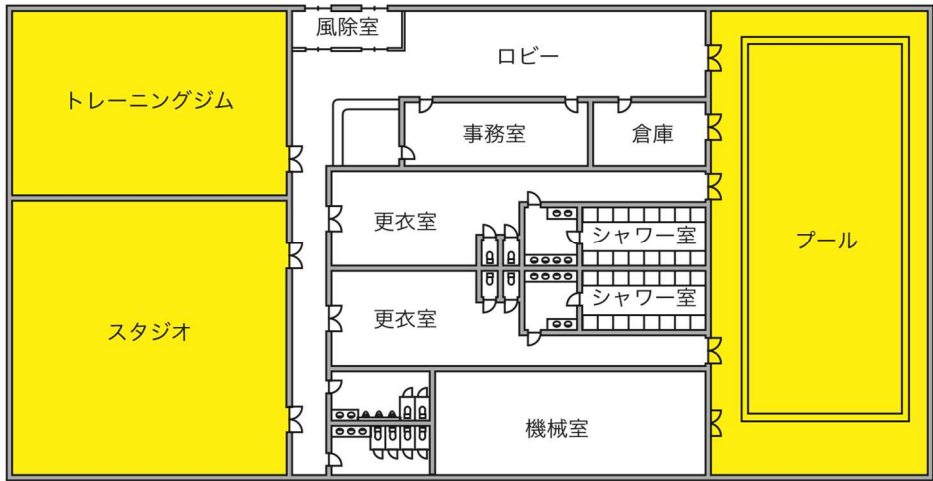
○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

$6 \div 3 \text{ m}^2 = 2 \rightarrow 2 \text{ 人}$

階収容人員：8人

(スポーツクラブの算定方法例)



○従業者の数：20人

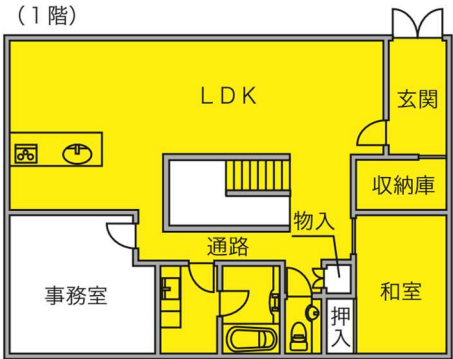
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・スタジオ 250㎡÷3㎡≒83.3→83人
- ・トレーニングジム 200㎡÷3㎡≒66.7→66人
- ・プール 500㎡÷3㎡≒166.7→166人

階収容人員：335人

(モデル住宅の算定方法例)

(1階)



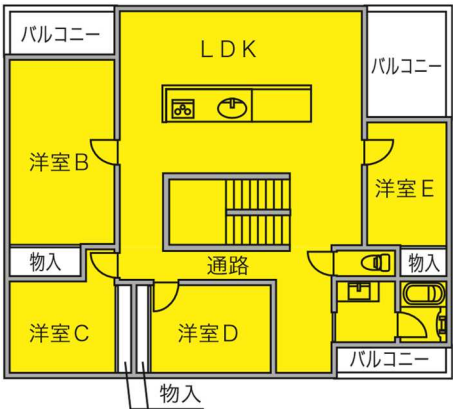
○従業者の数：5人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・LDK 45㎡÷3㎡=15→15人
- ・和室 12㎡÷3㎡=4→4人
- ・通路及び階段 6㎡÷3㎡=2→2人
- ・玄関 6㎡÷3㎡=2→2人
- ・収納庫 4㎡÷3㎡≒1.3→1人
- ・洗面所及び風呂 9㎡÷3㎡=3→3人
- ・便所 2㎡÷3㎡≒0.7→0人

1階収容人員：32人

(2階)



○従業者の数：0人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

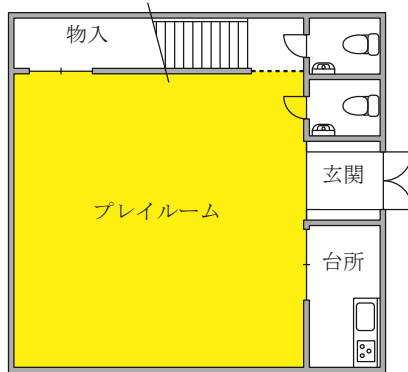
- ・LDK 27㎡÷3㎡=9→9人
- ・通路及び階段 22㎡÷3㎡≒7.3→7人
- ・洋室A 19㎡÷3㎡≒6.3→6人
- ・洋室B 12㎡÷3㎡=4→4人
- ・洋室C 10㎡÷3㎡≒3.3→3人
- ・洋室D 10㎡÷3㎡≒3.3→3人
- ・洗面所及び風呂 7㎡÷3㎡≒2.3→2人
- ・便所 2㎡÷3㎡≒0.7→0人

2階収容人員：34人

棟収容人員：66人

(放課後保育クラブの算定方法例)

(1階)

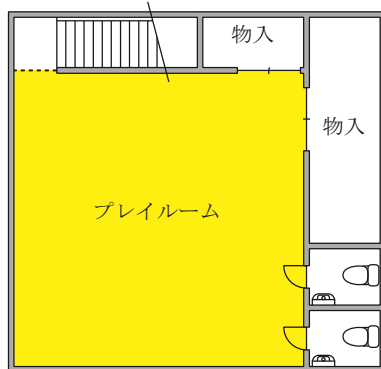


○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数
 $64\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \div 21.3 \rightarrow 21$ 人

1階収容人員：22人

(2階)



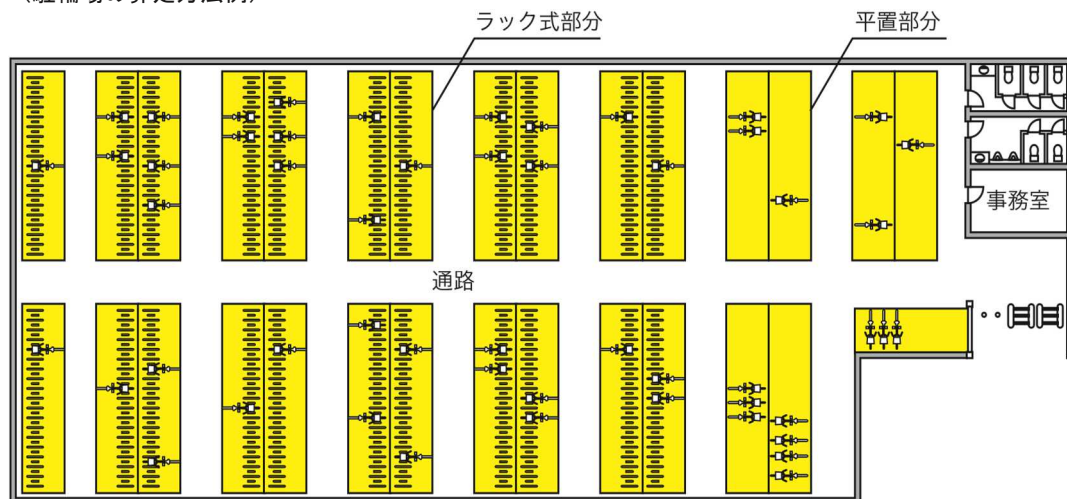
○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数
 $64\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \div 21.3 \rightarrow 21$ 人

2階収容人員：22人

棟収容人員：44人

(駐輪場の算定方法例)



○従業者の数：2人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数

- ・ラック式部分 $14 \div 3\text{ m}^2 \div 4.6 \rightarrow 4$ 人 $\times 22$ 力所 = 88 人
- ・平置部分 $14 \div 3\text{ m}^2 \div 4.6 \rightarrow 4$ 人 $\times 6$ 力所 = 24 人
- $10 \div 3\text{ m}^2 \div 3.3 \rightarrow 3$ 人 $\times 1$ 力所 = 3 人

階収容人員：117人

(15) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-16表に定める方法によること。

第2-16表

区分	算定方法
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

ウ 政令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(16) 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(17) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、省令第1条の3の規定により算定すること。

第3 建築物の床面積及び階の取扱い

消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定及び階の取扱いは、次によること。

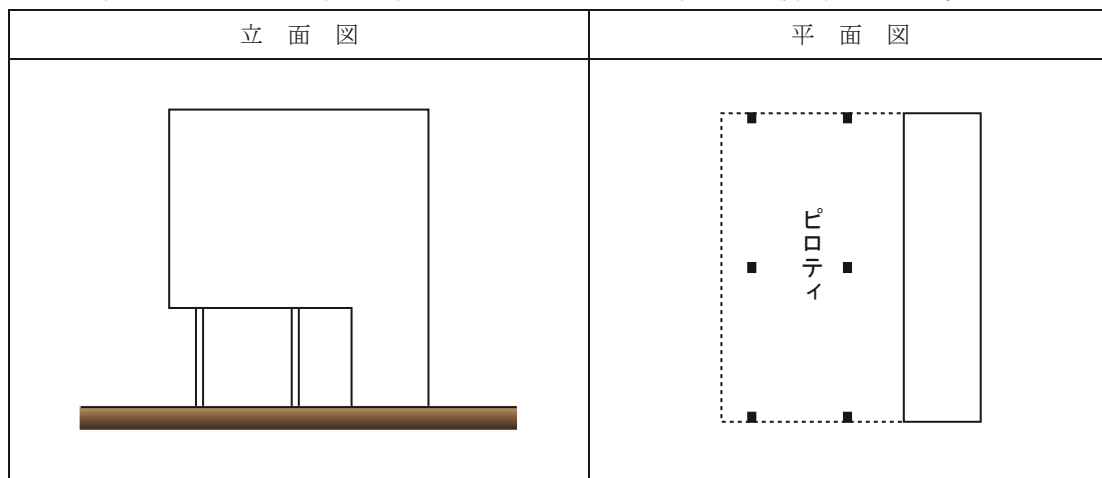
1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

例えば、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) ピロティ（第3-1図参照）

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は床面積に算入しない。

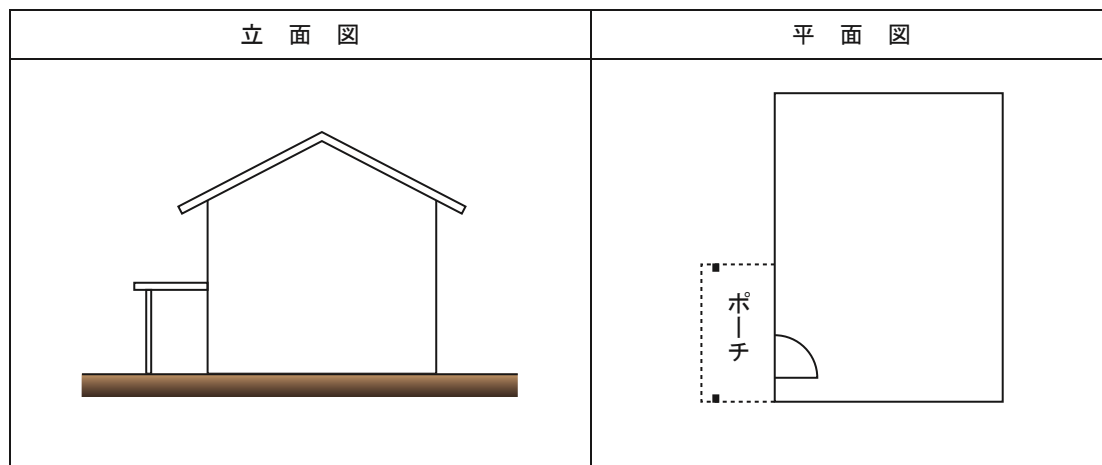


第3-1図

(2) ポーチ（第3-2図参照）

原則として床面積に算入しない。

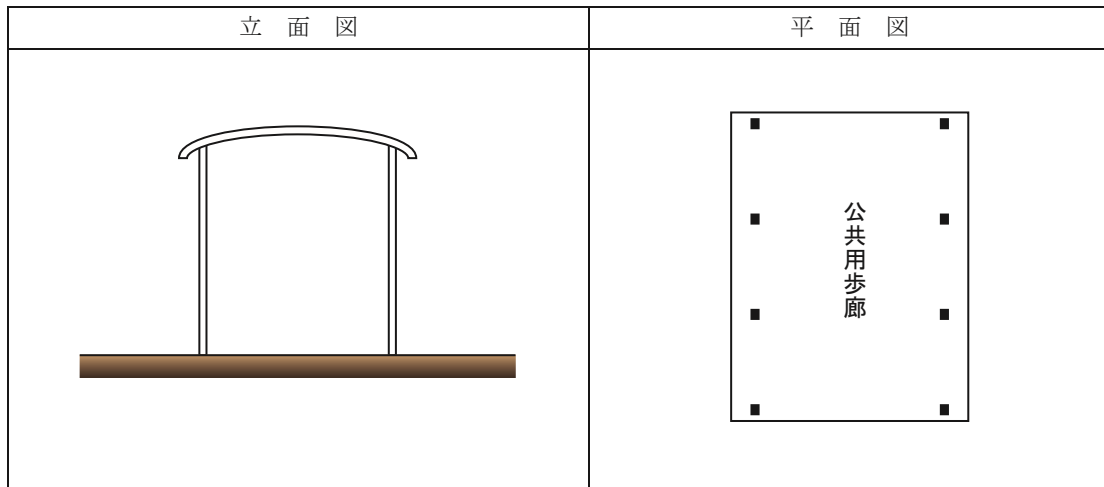
ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。



第3-2図

(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物（第3－3図参照）

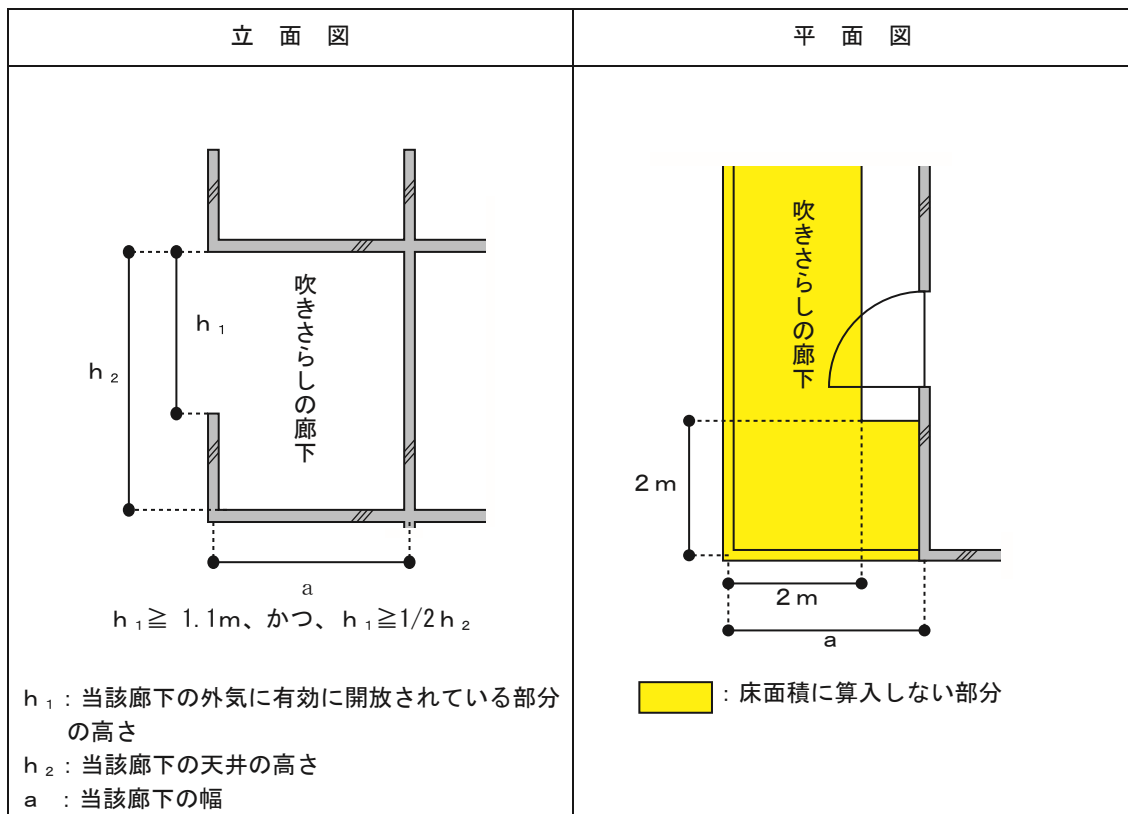
ピロティに準ずる。



第3－3図

(4) 吹きさらしの廊下（第3－4図参照）

外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。



第3－4図

(5) バルコニー・ベランダ

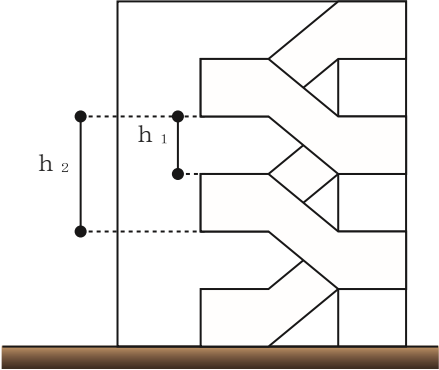
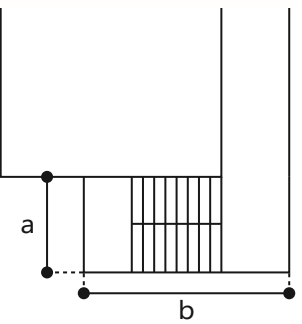
吹きさらしの廊下に準ずる。

(6) 屋外階段（第3－5図参照）

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

ア 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

イ 高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。

立 面 図	平 面 図
 ○イに関する部分 $h_1 \geq 1.1\text{m}$、かつ、$h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の長さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	 ○アに関する部分 外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times 2 (a + b)$

第3－5図

(7) エレベーターシャフトは原則として、各階において床面積に算入する。

ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

(8) パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

ア 下端の床面からの高さが、30 cm以上であること。

イ 周囲の外壁面から水平距離 50 cm以上突き出していないこと。

ウ 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台15㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

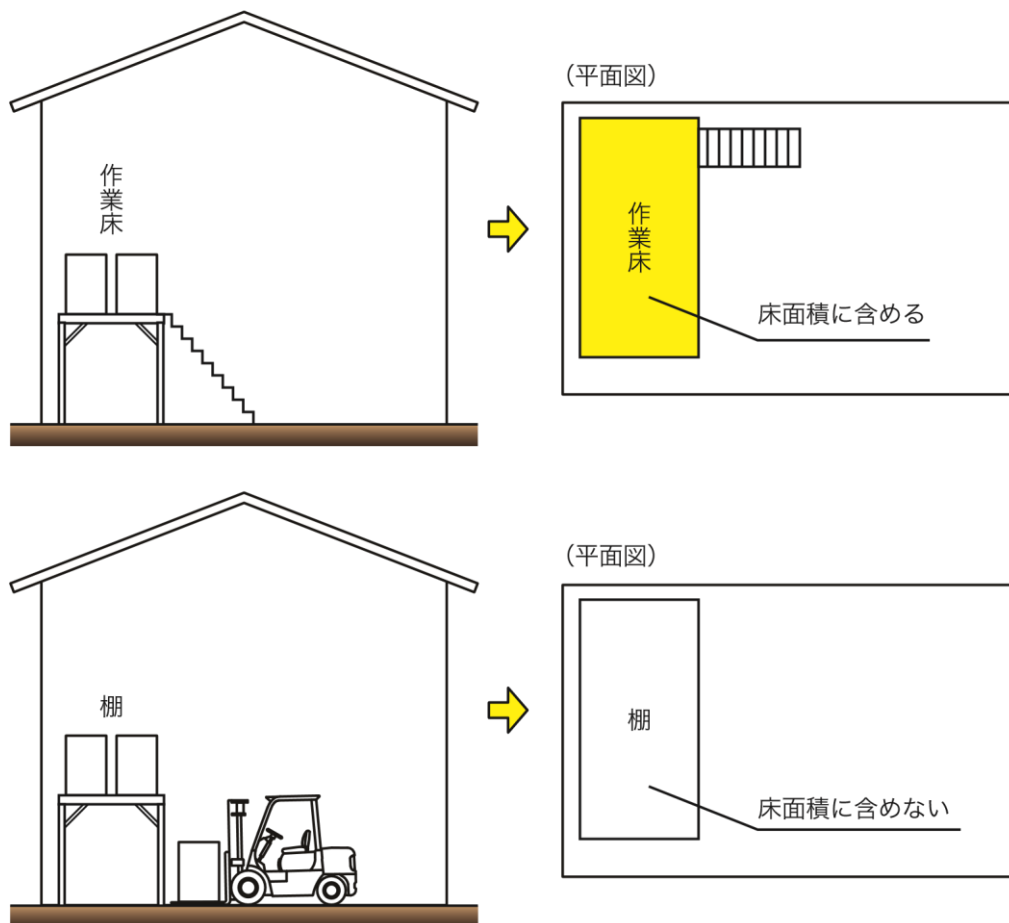
原則として、床面積に算入する。

ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

前1の建築基準法令によるほか、次によること。

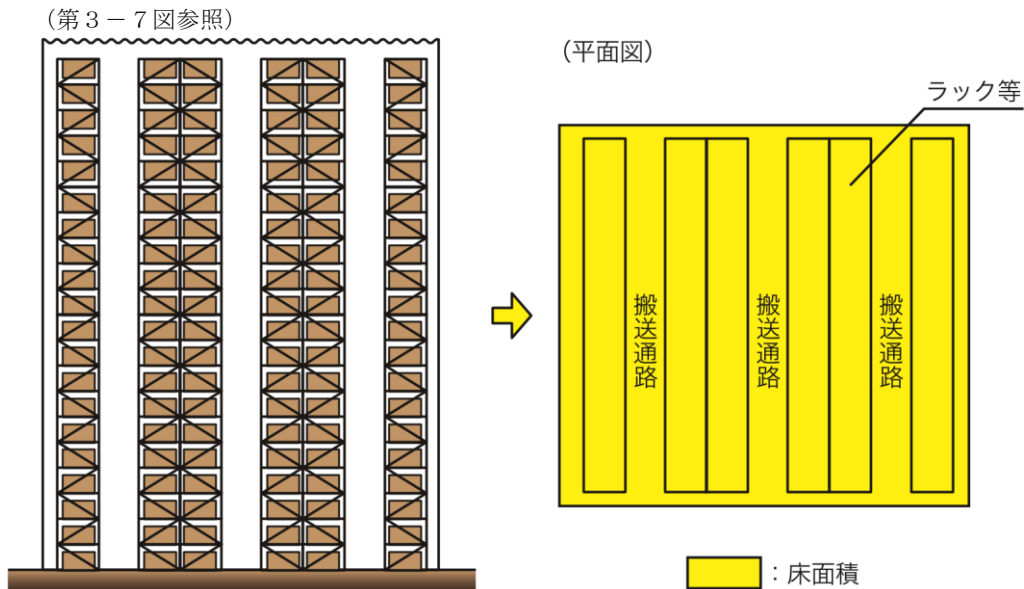
- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。（第3-6図参照）



第3-6図

(2) ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について

ア ラック式倉庫（棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をいう。）の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等（棚又はこれに類するものをいう。以下この項において同じ。）及び搬送通路を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。



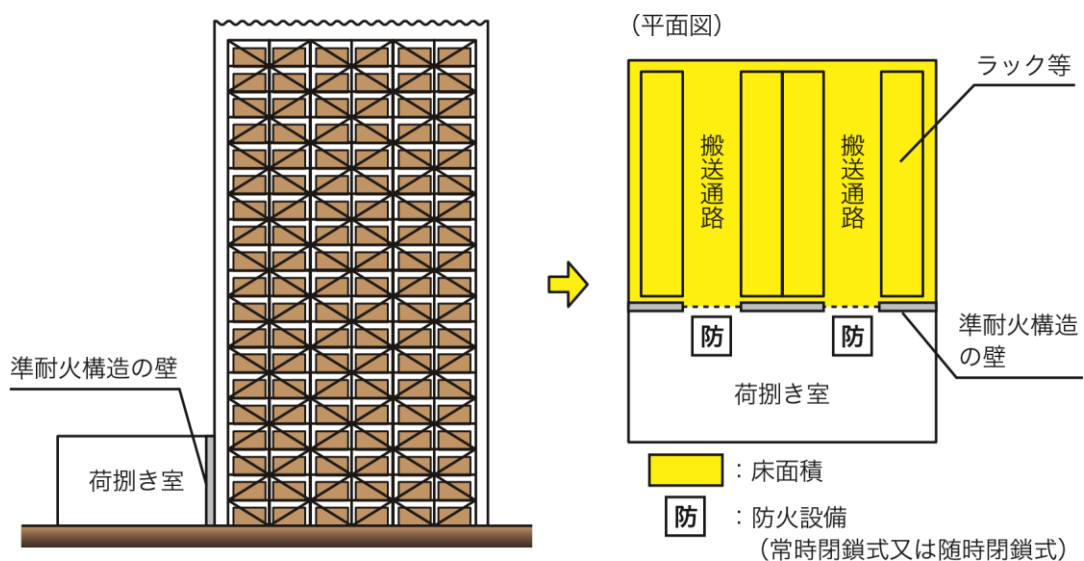
第3-7図

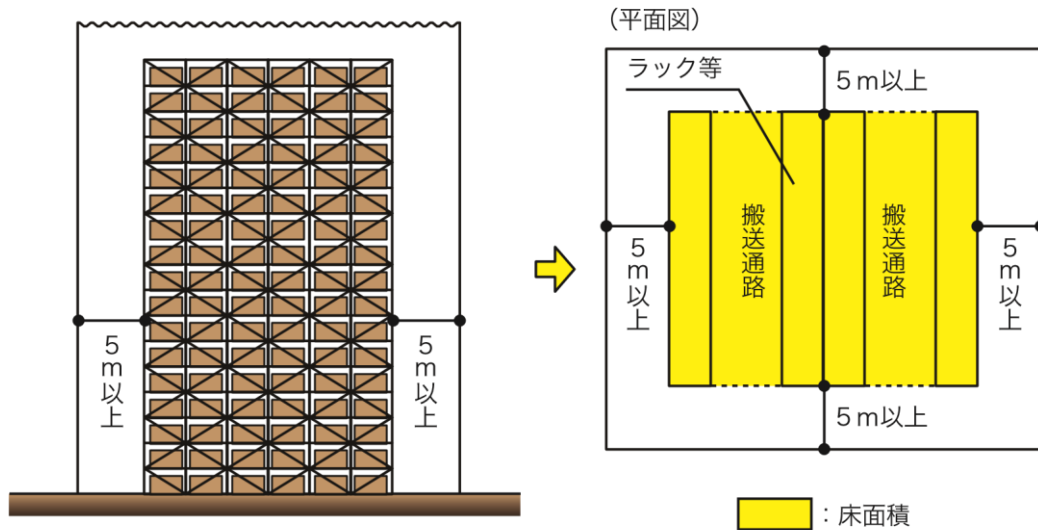
イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。（第3-8図参照）

この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(i) ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（区画に用いる防火戸は、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）で区画されているもの

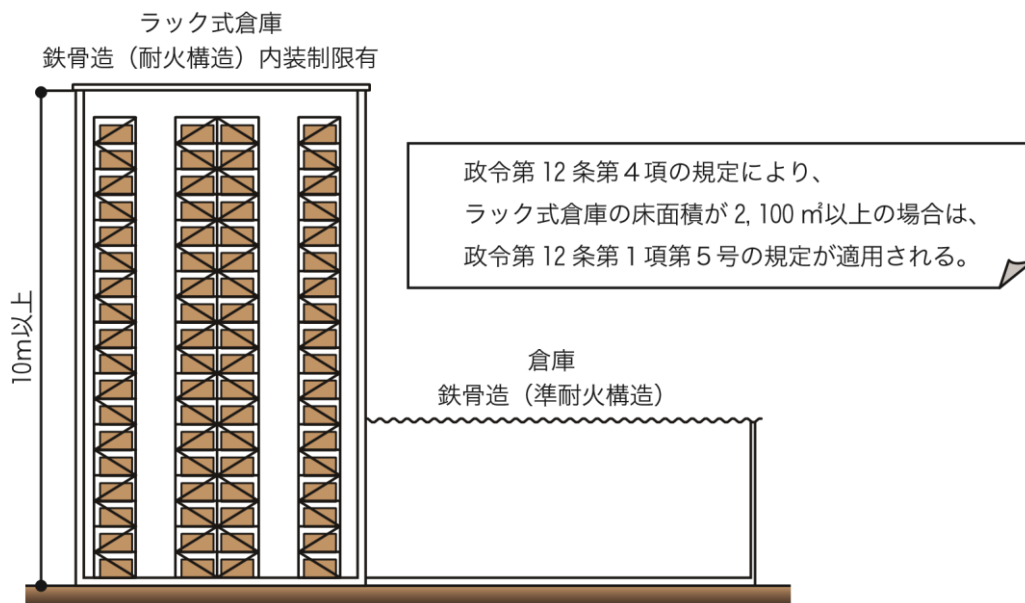
(ii) ラック等を設けた部分の周囲に幅5m以上の空地が保有されているもの





第3-8図

ウ 前イに該当する場合、政令第12条第4項の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。(第3-9図参照)



第3-9図

エ ラック等を設けた部分の床面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取扱わないことができること。

オ ラック式倉庫の天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面)の高さは、当該天井の平均の高さ(軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均)により算定すること。

カ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック(広がりをもった床板(グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。)を有し、階層が明確なものをいう。)については、階層ごとに床があるものとして算定すること。

(3) 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）」の床面積等は、次によること。

ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は床面積に算入すること。

ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができる。（第3-10図参照）

(7) 準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。

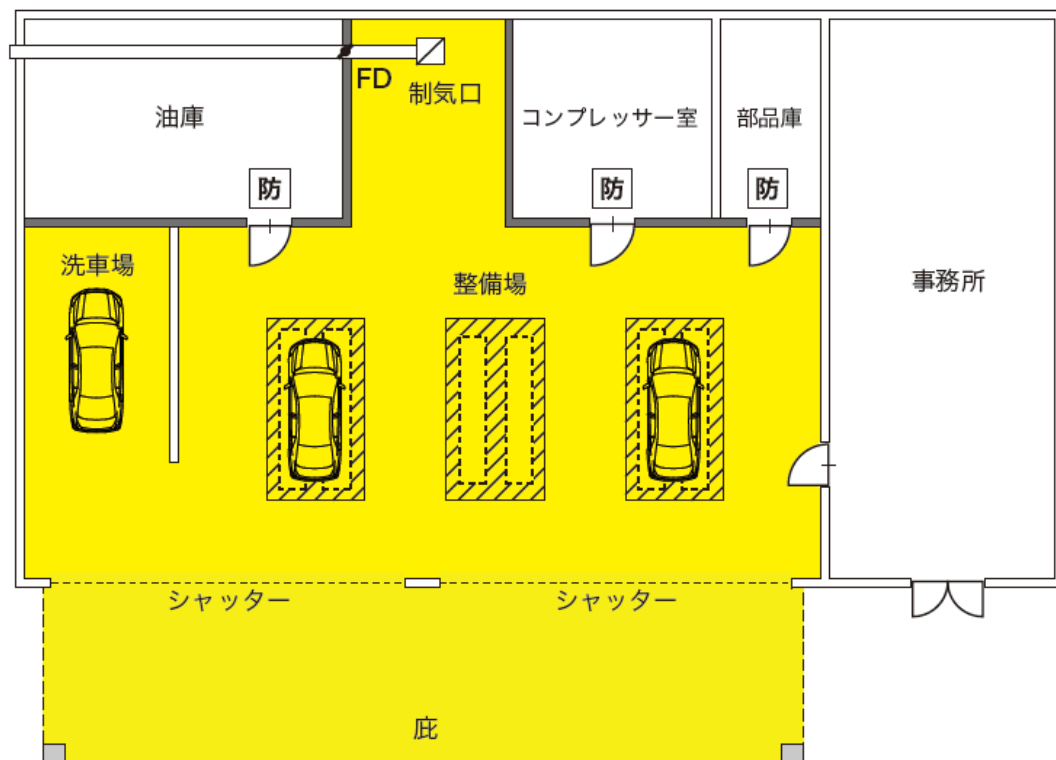
(4) 屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

(9) 屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(2) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

(4) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分並びに傾斜路を除く。）は床面積に算入すること。



防 : 常時閉鎖式の防火戸

■ : 準耐火構造の壁

■ : 自動車の修理又は整備の用に供される部分

庇等の部分に床面積が生じた場合、その床面積を含めた合計の面積とし、基準以上となった場合は政令第13条が適用される。

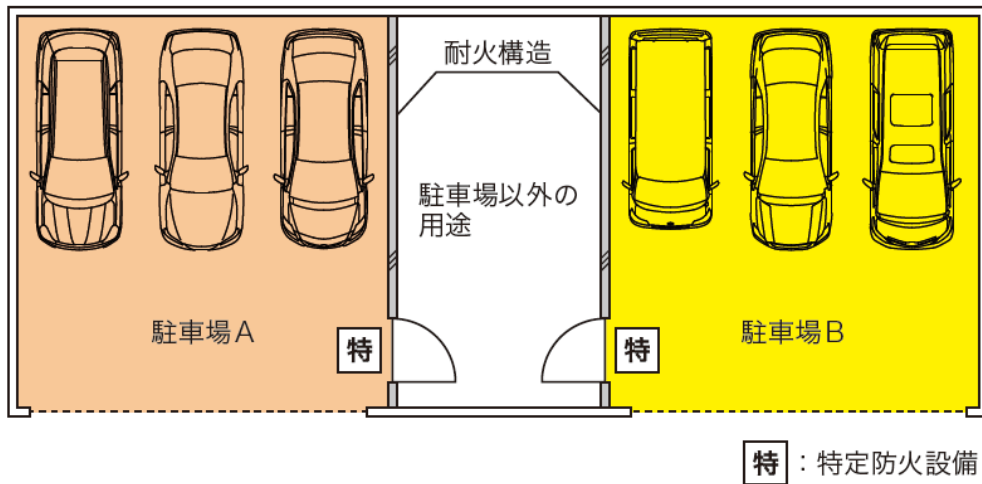
第3-10図

(4) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。

ア 車路は、床面積に算入するものであること。

ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。

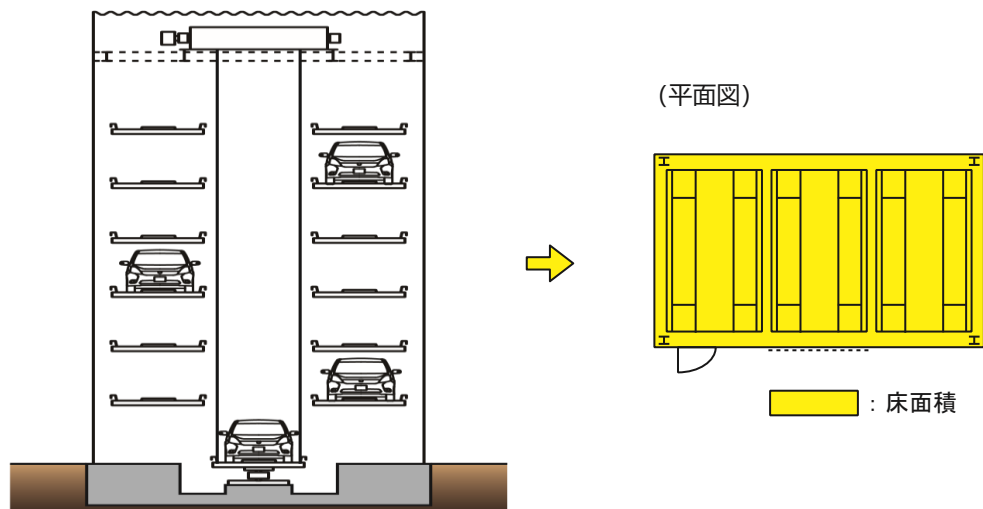
イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分（駐車の用に供する部分と駐車の用に供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算定すること。（第3-11図参照）



駐車場A、駐車場Bは、それぞれの駐車場ごとに床面積を算定

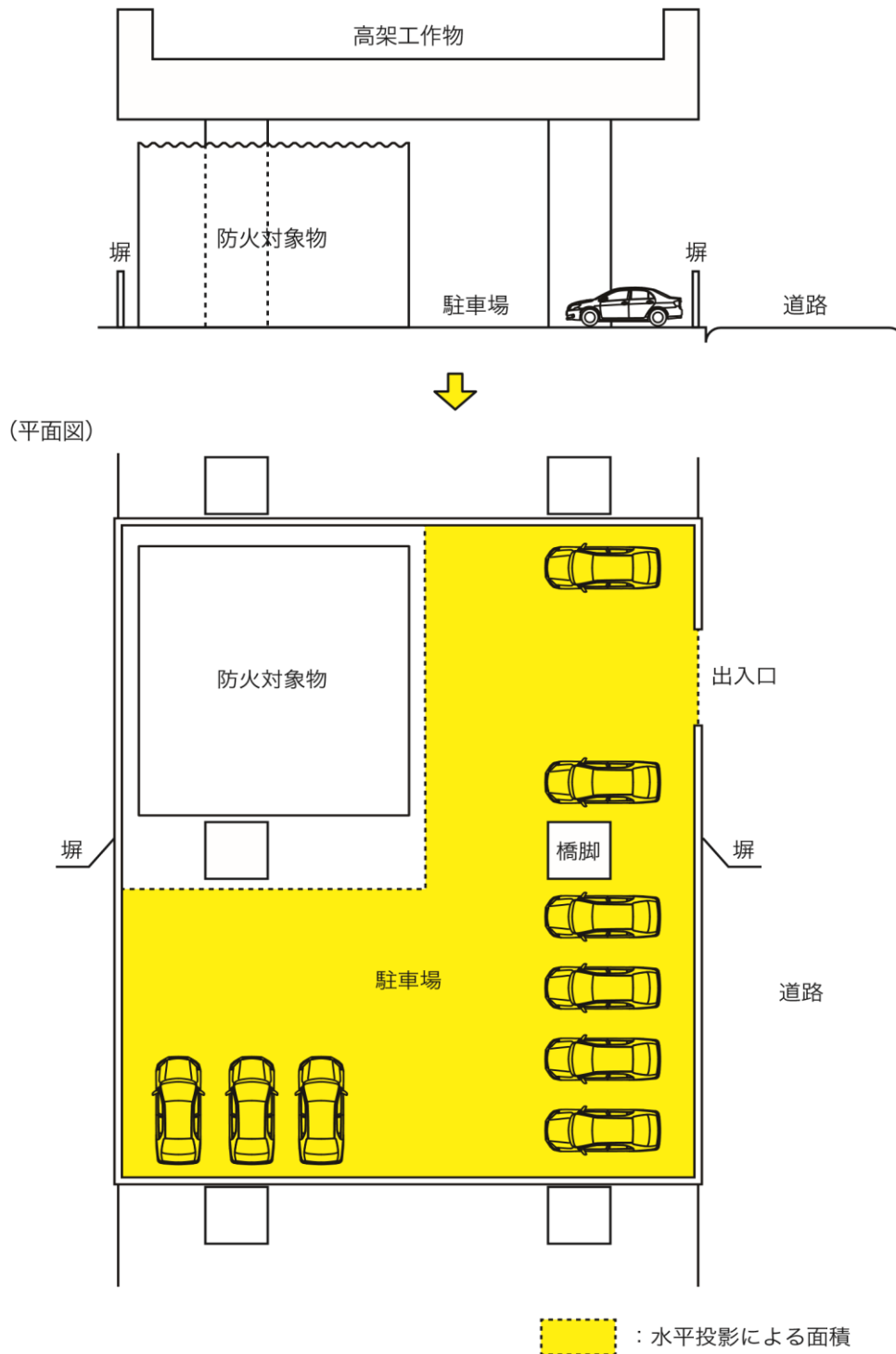
第3-11図

ウ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。以下同じ。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-12図参照）



第3-12図

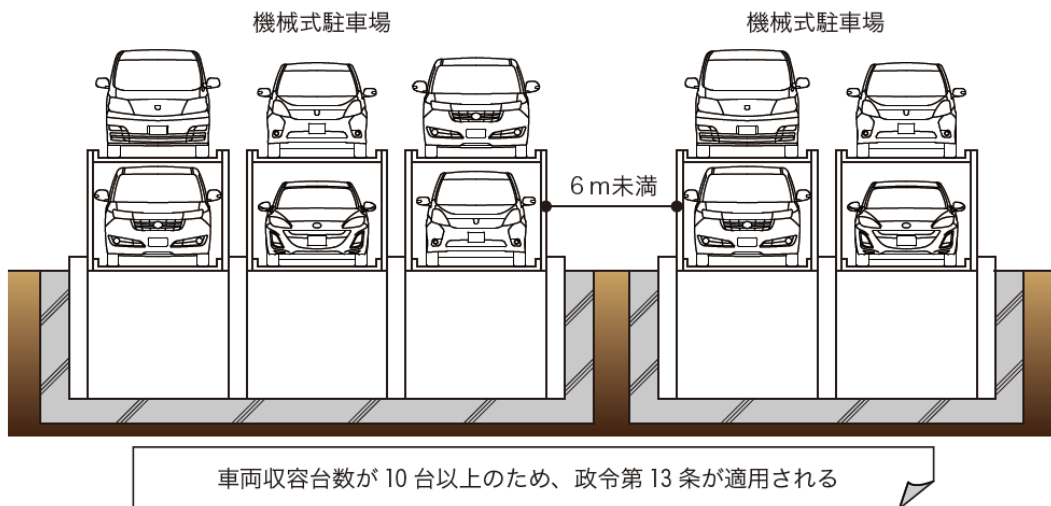
エ 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物をいう。）の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車場の用に供する部分は、柵又は塀により囲まれた部分の当該工作物の水平投影面積を床面積として算入すること。（第3-13図参照）



第3-13図

オ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が6 m未満となるものにあつては、防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。

（第3-14図参照）



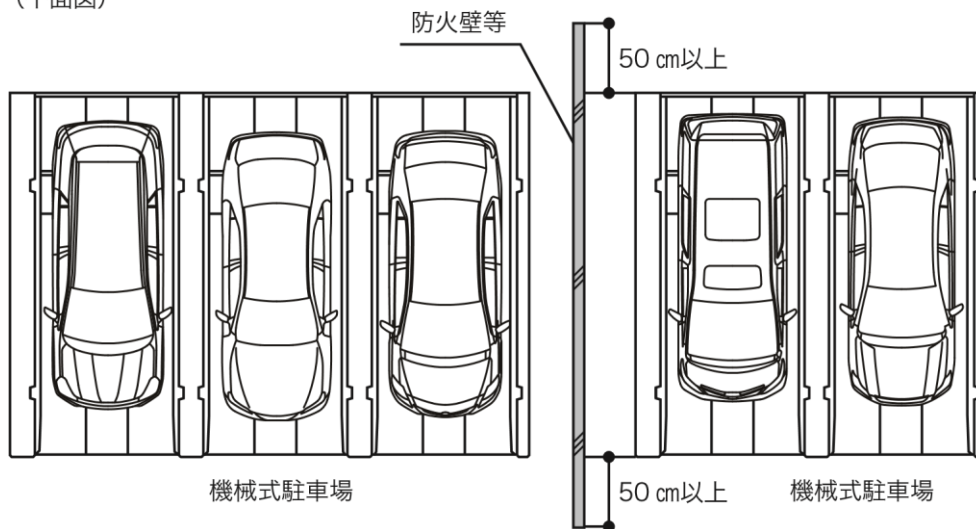
第3-14図

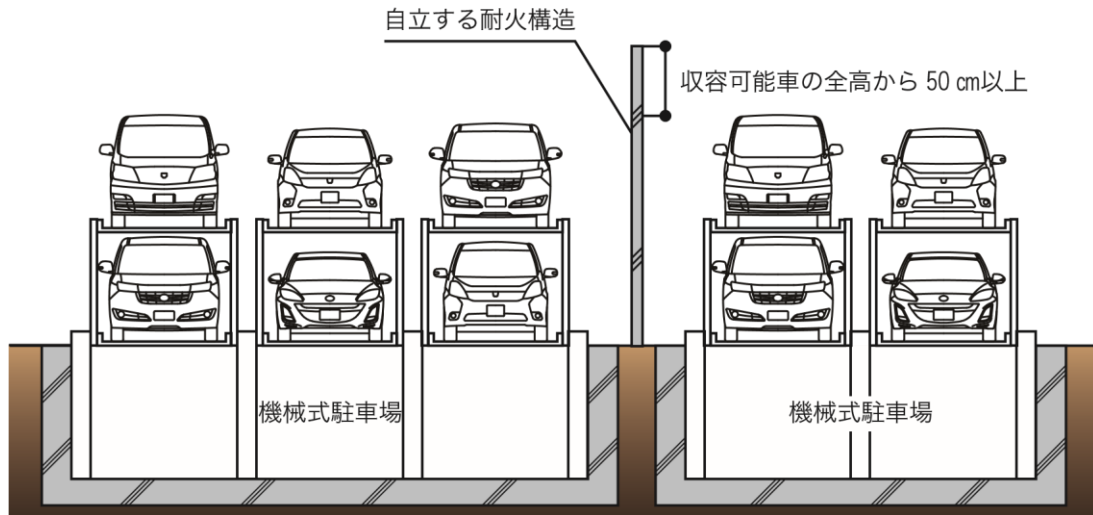
なお、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合の取扱いは、次のとおりとすること。

（第3-15図参照）

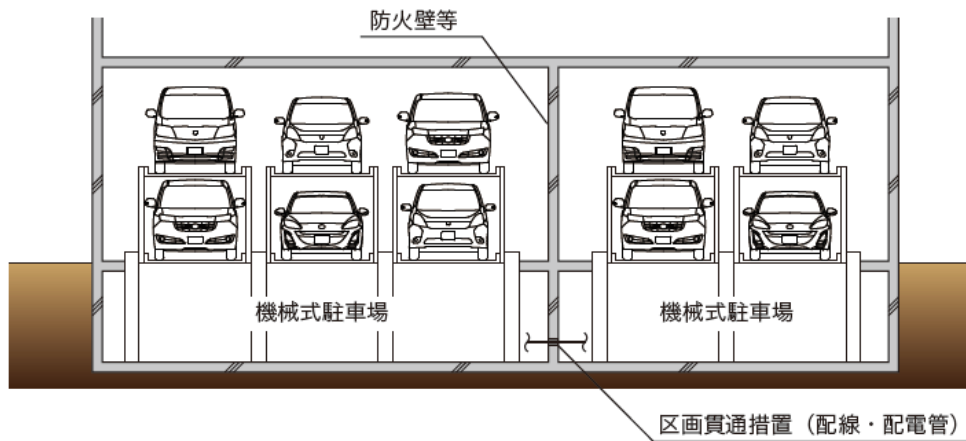
- (7) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (i) 機械式駐車場の両端から50 cm以上、最上段の車両の頂部より50 cm以上突出させること。
- (ii) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
- (i) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合においては、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。

（平面図）

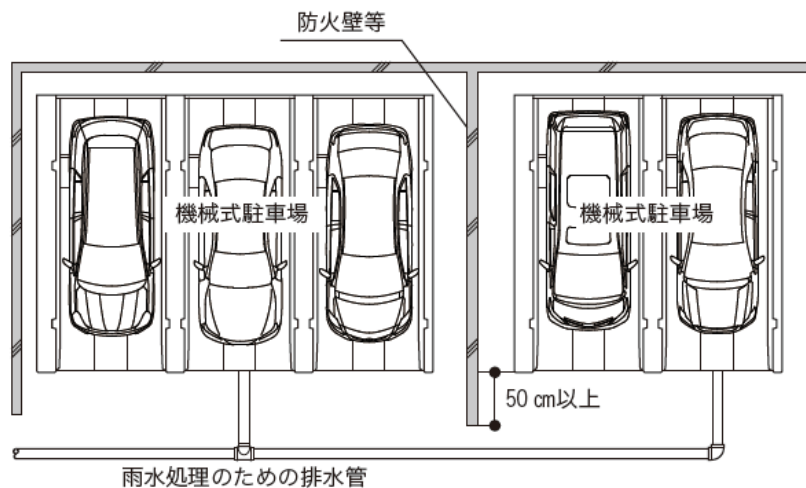




(防火対象物内に収納される場合)



(平面図)



- (5) 修理又は整備の用に供される部分及び駐車のために供する部分が隣接する場合、これらの部分は一般火災の特性と自動車の燃料タンク内のガソリン又は軽油による火災の特性の両方を有しており出火危険及び延焼危険が高く、かつ、消火困難性を有することから、前(3)及び(4)のとおり算定し床面積を合算するものであること。

ただし、(4)イに定める区画を有した場合は、それぞれの部分ごとに床面積を算定すること。

- (6) 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。

ただし、防火対象物の屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合（第3-16図参照）

不燃材料で造られた壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- (7) 屋内に面する出入口、窓の開口部は、常時閉鎖式の防火戸が設けてあること。

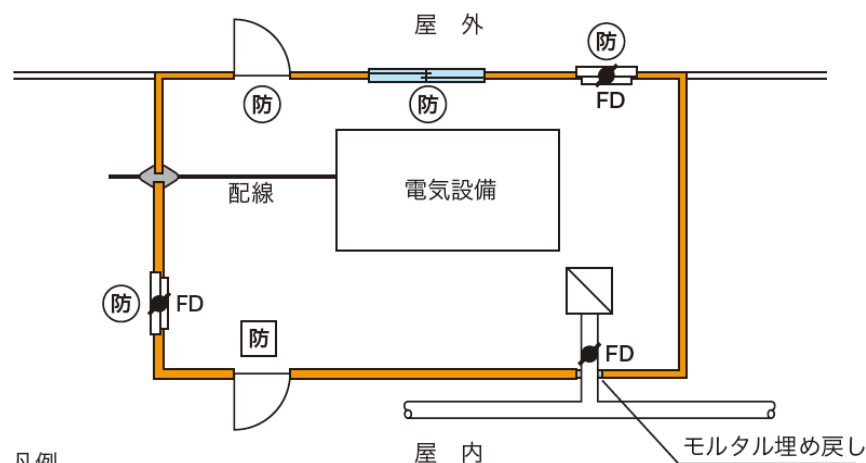
ただし、使用形態上、自動閉鎖装置付きのものを用いることが困難な場合においては、随時閉鎖式の防火戸とすることができる。

- (i) 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

- (ii) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。

- (iii) 給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

- (iv) 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。



凡例

	不燃材料		モルタル埋め戻し		常時閉鎖式防火戸
	防火設備		防火ダンパー		制気口
	ガラリ				

第3-16図

イ 水平投影による部分の場合（第3-17図参照）

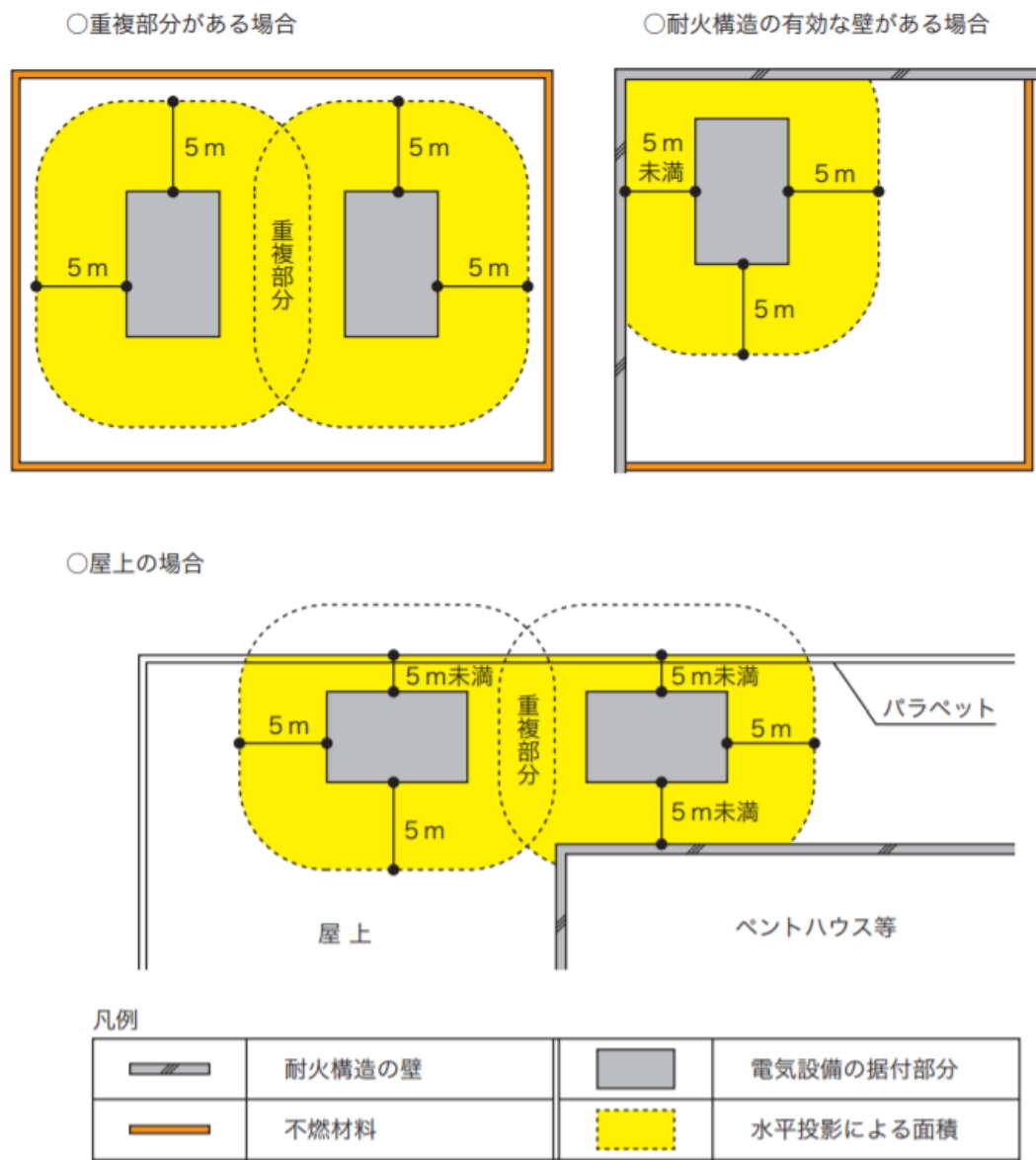
電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

(7) 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。

ただし、電気設備又は鍛造場等が隣接していない場合は、それぞれの部分ごとに判定すること。

(4) 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。

この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前アによる防火設備が設けられていること。

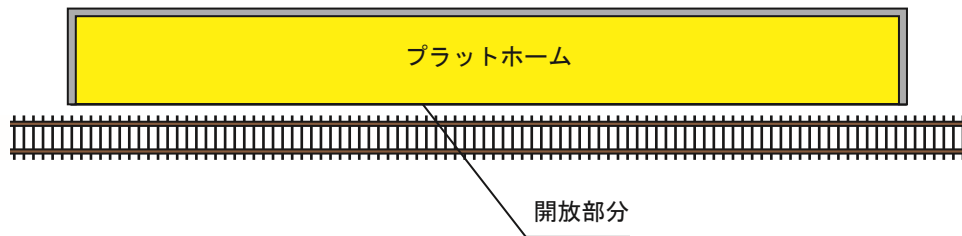


床面積の判定は、（据付部分）と （水平投影による部分）の合計（重複部分は、加算しない。）

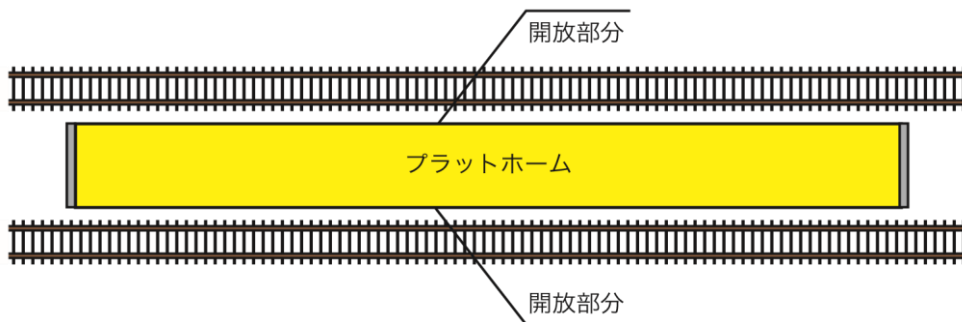
第3-17図

- (7) 鉄道の停車場で延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホームは、床面積に算入しないことができるものであること（上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。）。（第3-18図参照）

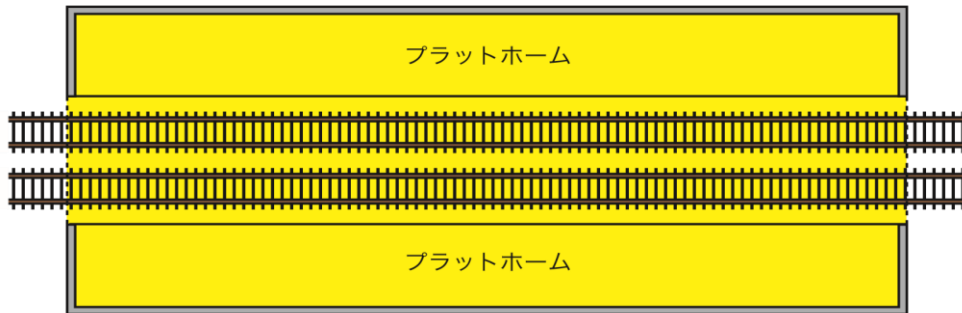
○延長方向の一面開放の例



○延長方向の二面開放の例



○（ ）書きにより床面積に算入される場合の例



凡例

	屋根が架かっている部分
	軌道部分
	非開放部分

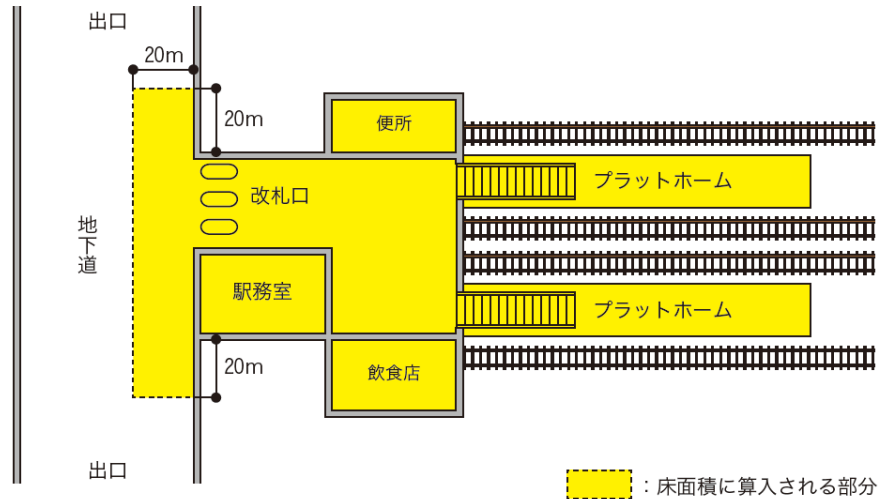
第3-18図

(8) 鉄道の地下駐車場の床面積は、次により算定すること。(第3-19図参照)

ア 改札口内にあっては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

イ 改札口外の地下道にあっては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分をも算入すること。

ただし、20m以内に常時閉鎖式又は随時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。



第3-19図

(9) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

(10) 準地下街の範囲

政令別表第1（16の3）項に規定する防火対象物（以下この項において「準地下街」という。）の床面積は、次により算定すること。

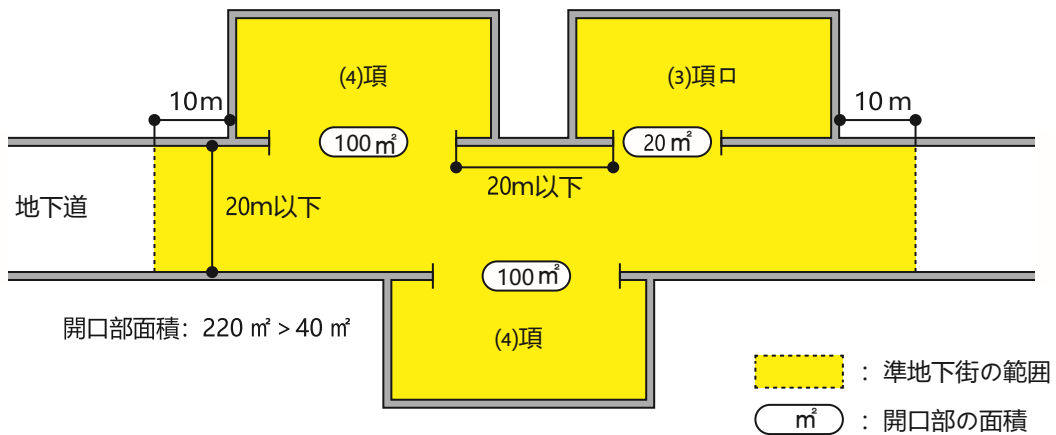
ア 準地下街の地下道は、建築物の地階の各部分から歩行距離が10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分をも床面積に算入するものであること。

ただし、当該地下道に常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸が設置されている場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。

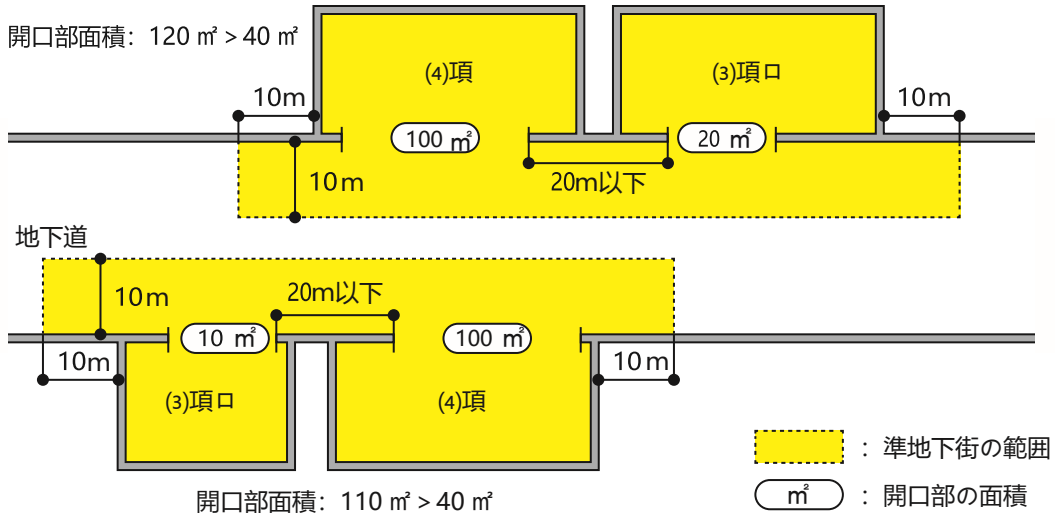
イ 政令別表第116の3項の規定中「建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたもの」には、複数の建築物の地階又は地下にある複数の建築物で、地下道との接続部分の開口部（建基令第123条第3項第1号に規定する付室を介して接続するものを除く。）の面積（常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸を有する開口部にあっては、当該開口部の面積の2分の1の面積とする。）の合計（相互間の歩行距離が20m以内の距離に存する開口部の面積の合計をいう。）が40㎡以上となるものが該当するものとして取扱うものであること。(第3-20図参照)

ウ 鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（二段降下方式のものを含む。）の特定防火戸で区画されている区域は、政令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取扱うものであること。

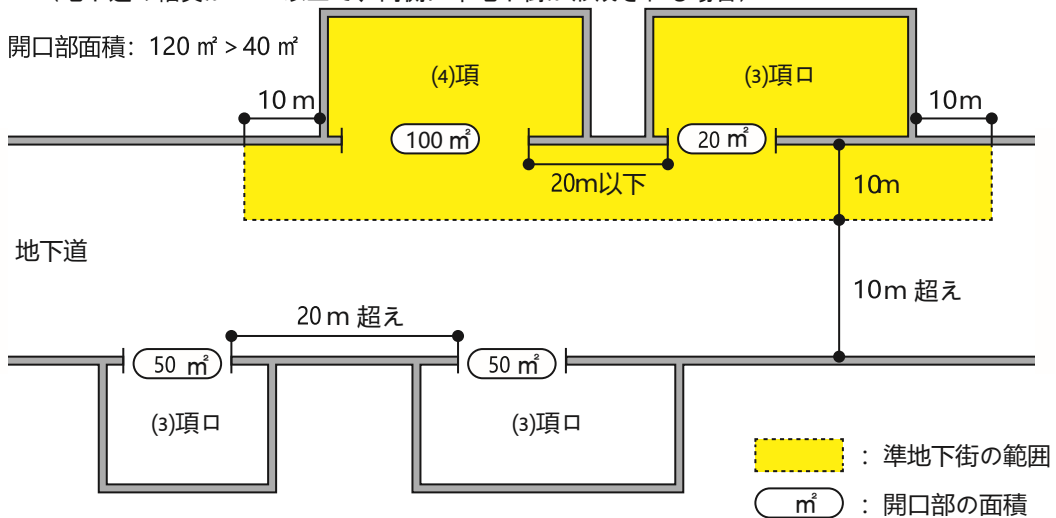
(地下道の幅員が20m以下の場合)



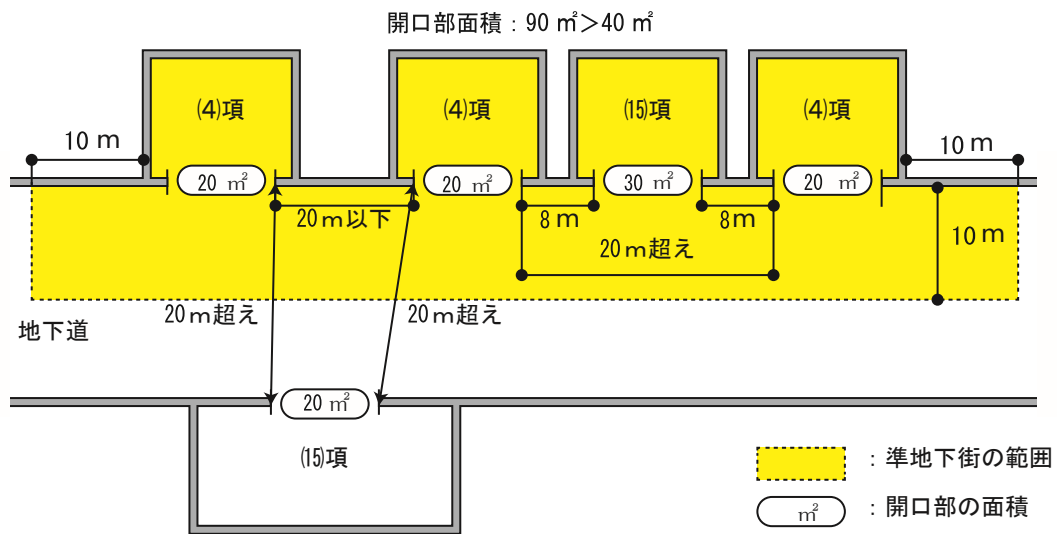
(地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合)



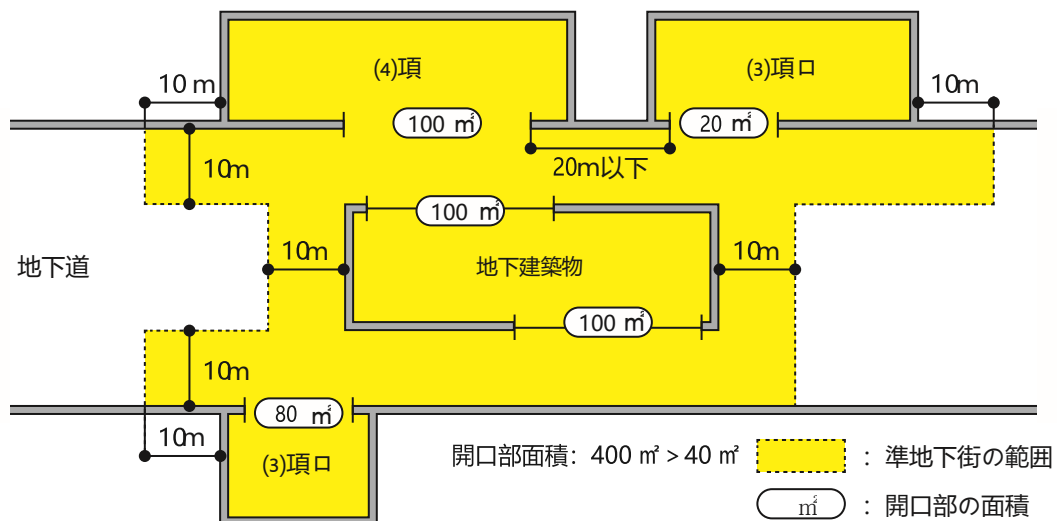
(地下道の幅員が20m以上で、両側に準地下街が形成される場合)



(地下道の幅員が 20m 以下の場合)

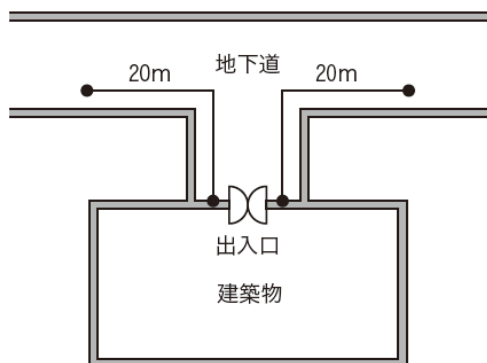


(地下道に地下建築物が存する場合)

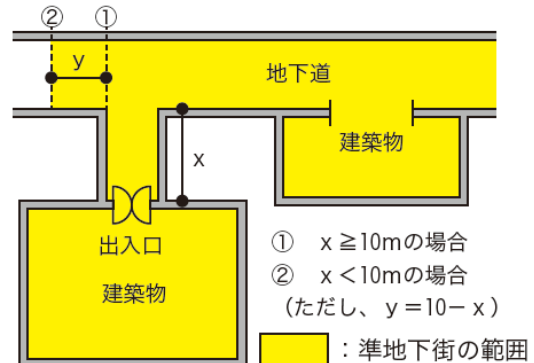


(地下道の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合)

○20mの距離の取り方



○準地下街の範囲の考え方

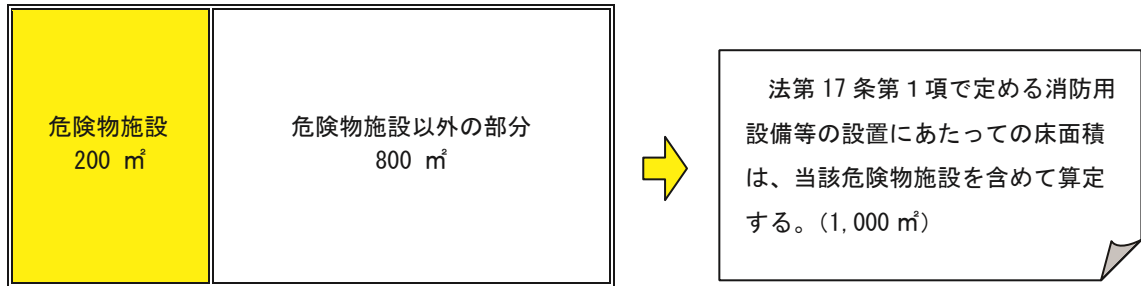


第 3-20 図

- (11) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下この項において「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。（第3-21図参照）

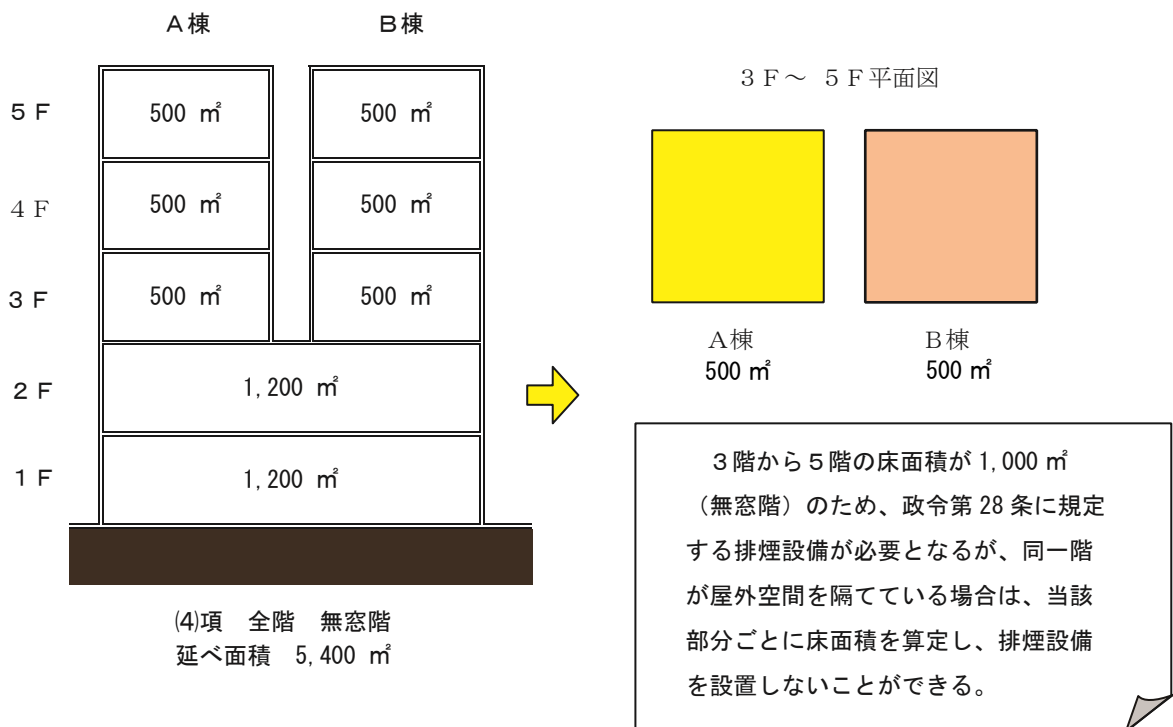
なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

（平面図）



第3-21図

- (12) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。（第3-22図参照）



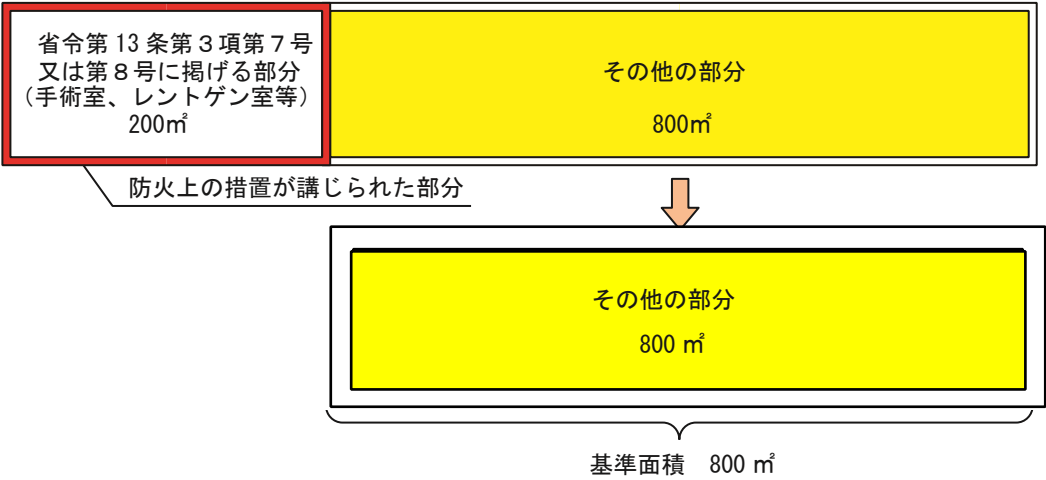
第3-22図

(13) 基準面積

基準面積（政令第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）の取扱いは、次によること。

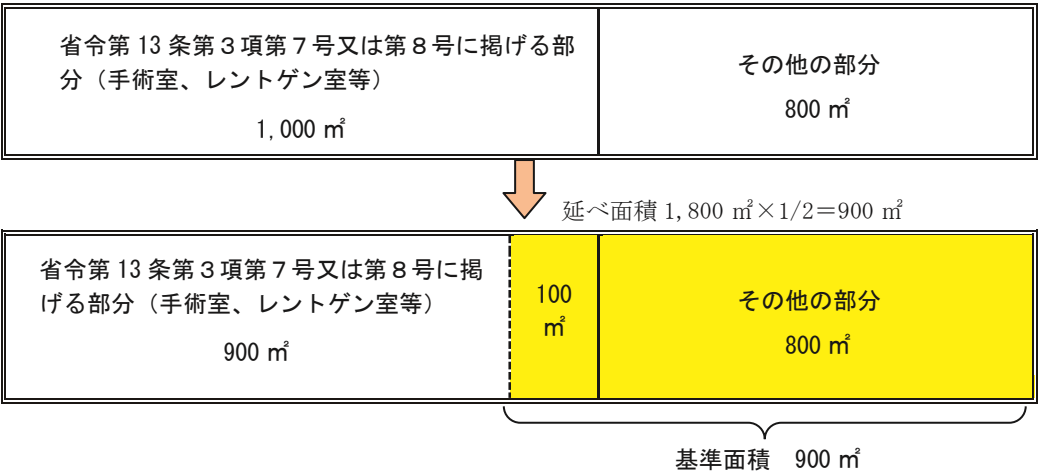
ア 基準面積とは、防火対象物の延べ面積から、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。）の床面積の合計を減じた面積をいうものであること。（第3-23図参照）

- (7) 省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分であること。
- (4) エに規定する防火上の措置が講じられた部分であること。
- (7) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。



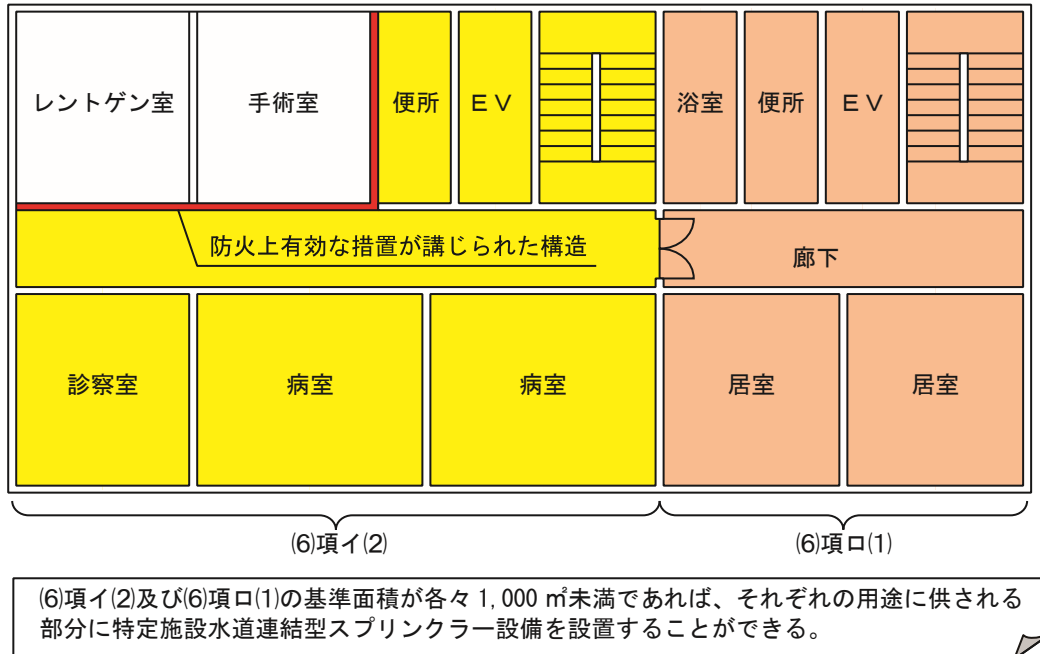
第3-23図

イ 省令第13条の5の2かっこ書きの「当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に2分の1を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該2分の1を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る」とは、第3-24図の例に示すとおり、基準面積は、防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とするものであること。したがって、延べ面積が2,000㎡以上の防火対象物には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができないものであること。



第3-24図

ウ 一の防火対象物に政令別表第1(6)項イ及びロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が併存する場合には、政令第9条の規定により、それぞれの用途に供される部分を一の防火対象物とみなし、基準面積が1,000㎡未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものであること。(第3-25図参照)



第3-25図

エ 防火上の措置が講じられた部分

次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。(第3-26図参照)

(7) 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分

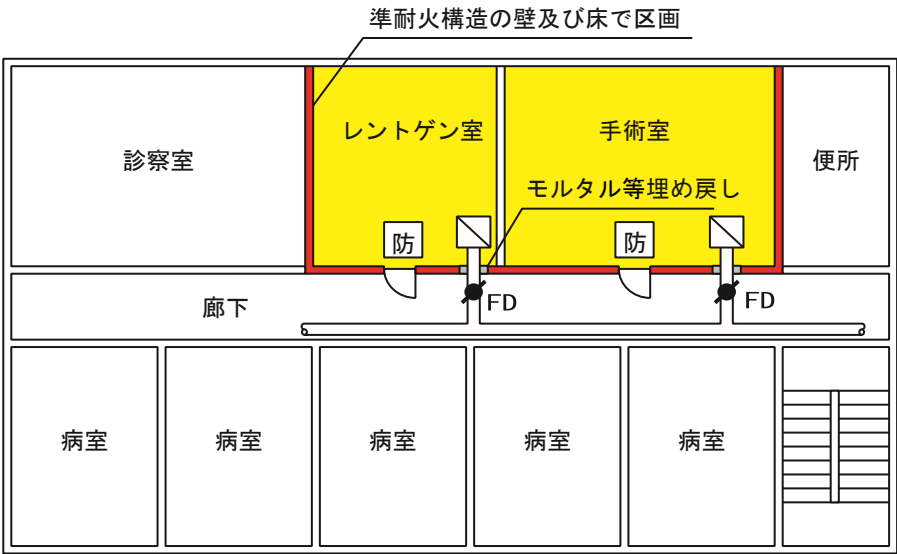
なお、ここでいう「開口部」とは、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられたダクトの貫通部は含まないこと（(4)において同じ。）。

(4) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

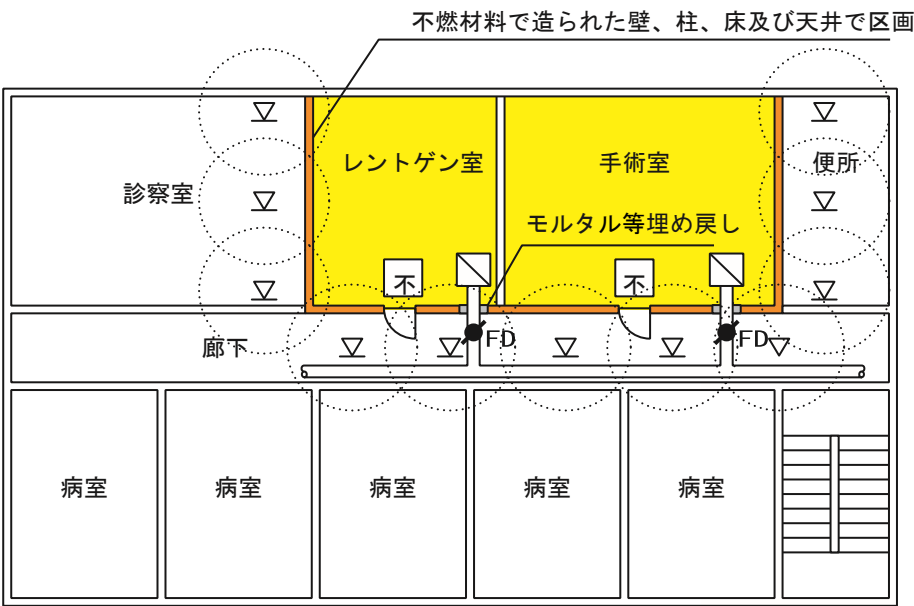
なお、ここでいう「当該部分に隣接する部分」は、隣接する区域全域（例：隣接する廊下全域）を指すものではないこと。

また、「スプリンクラー設備の有効範囲内」とは、「当該部分に隣接する部分」に政令第12条第2項の規定（省令第13条第3項各号を除く。）に準じて設置したスプリンクラー設備の有効範囲をいうものであること。この場合、政令第12条第2項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はないこと。したがって、政令第12条第3項に規定する消防用設備等（移動式のものを除く。）の有効範囲内である場合も同様であること。

(準耐火構造の壁及び床で区画した場合の例)



(不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画した場合の例)



凡例

▽	水道連結型ヘッド
防	防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）
不	不燃材料で造られた戸（常時閉鎖式のものに限る。）
FD	防火ダンパー

第3-26図

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物又はその部分において、屋内消火栓設備を設置しなければならない場合

政令第12条第1項第1号及び第9号に定める防火対象物又はその部分に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合においても、政令第11条第1項又は第2項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならない。(第3-27図参照)

(特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合の例)

(例1)

(6)項ロ(1) ≪無窓階≫ 〔その他の構造〕

認知症高齢者グループホーム 200 m²

基準面積 1,000 m²未満であるが、政令第11条第1項第6号の規定(無窓階で、床面積が150 m²以上の(6)項ロに掲げる防火対象物)に該当するため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

(例2)

(6)項イ(2) ≪無窓階以外の階≫ 〔準耐火構造(内装制限 有)〕

省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分
(手術室、レントゲン室等)
600 m²

その他の部分
900 m²

延べ面積 1,500 m²

基準面積と省令第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分の床面積の合計を加算した数値が1,500 m²であり、政令第11条第1項第2号に規定する2倍(1,400 m²)以上となるため、当該防火対象物に屋内消火栓設備を設置する。

第3-27図

カ 防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分が存する場合

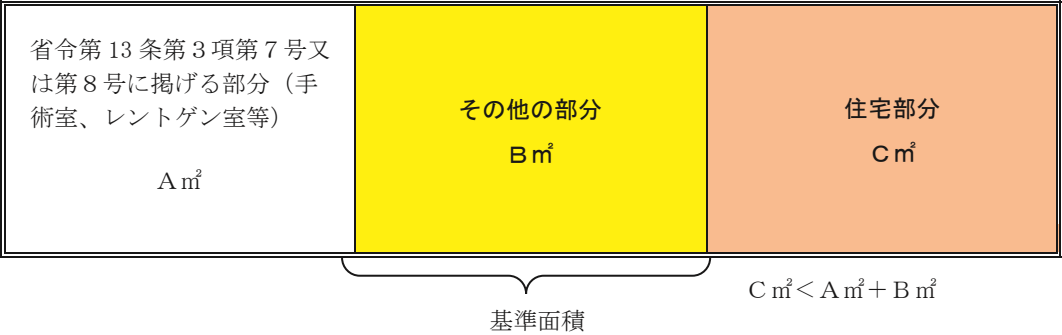
第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い8により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分(以下この項において「住宅部分」という。)が存するもののうち、政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下この項において「政令別表対象物」という。)の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を政令別表対象物として取扱うこととされているが、次に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、当該住宅部分に係る床面積を除いた基準面積が1,000 m²未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。(第3-28図及び第3-29図参照)

また、上記の防火対象物に係る政令第11条第2項の規定についても、当該住宅部分に係る床面積を除いた数値により、屋内消火栓設備の設置の要否を判断すること。

(7) 主要構造部が、準耐火構造であること。

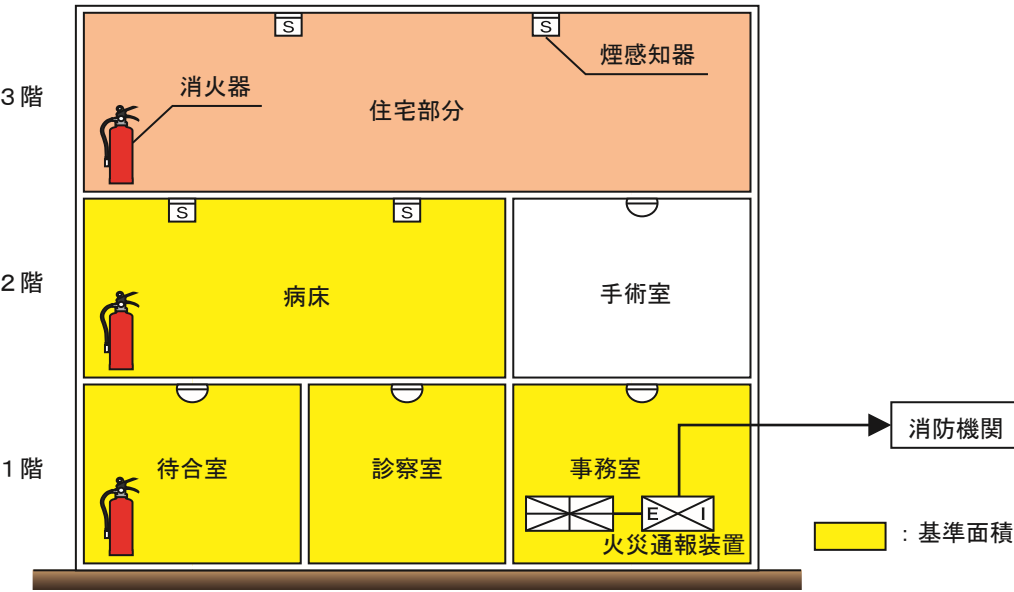
- (f) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- (g) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- (h) 住宅部分（階段、通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下この項において「非住宅部分」という。）が存しないこと。

ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火戸（常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合は、この限りでない。



$B \text{ m}^2 < 1,000 \text{ m}^2$ → 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。
ただし、 $A + B < 2,000 \text{ m}^2$

第3-28図



(注) 住宅部分と非住宅部分が同一階の場合は、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に常時閉鎖式等の防火戸が設けられていること。

第3-29図

3 階数の算定

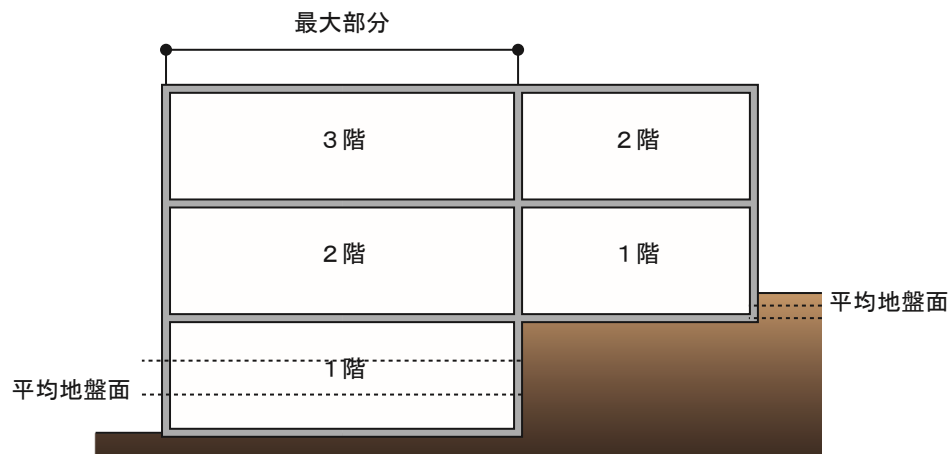
消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

この場合の一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

- (2) 吊上げ式車庫の階数は1とすること。

- (3) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。（第3-30図参照）



第3-30図

第4 無窓階の取扱い

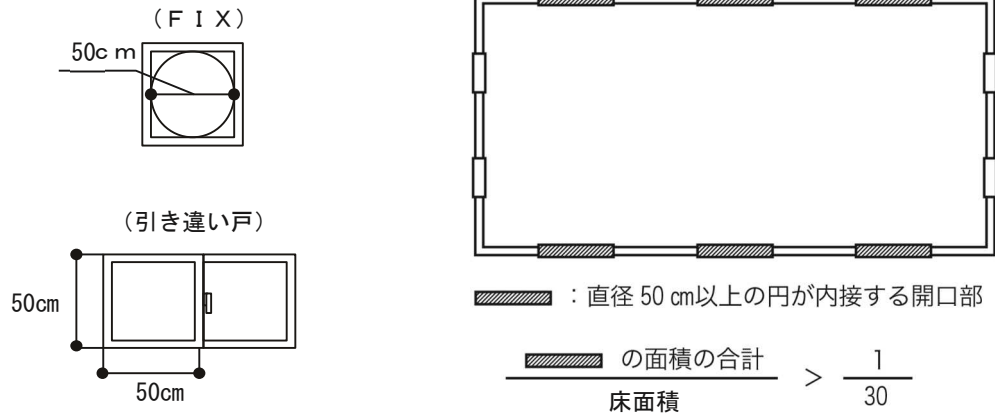
無窓階以外の階の判定は、省令第5条の3によるほか、次により取扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

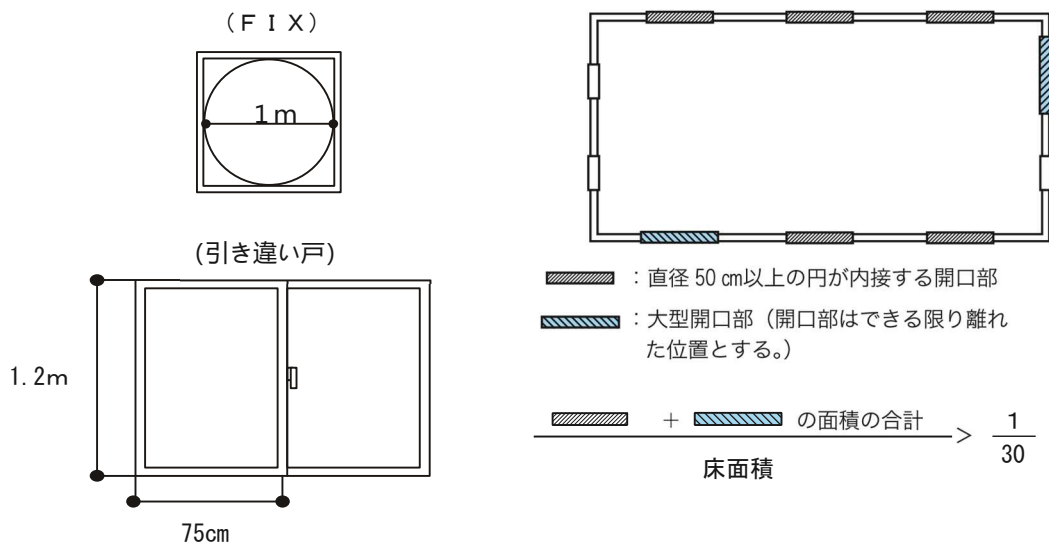
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。(第4-1図参照)



第4-1図

(2) 10階以下の階

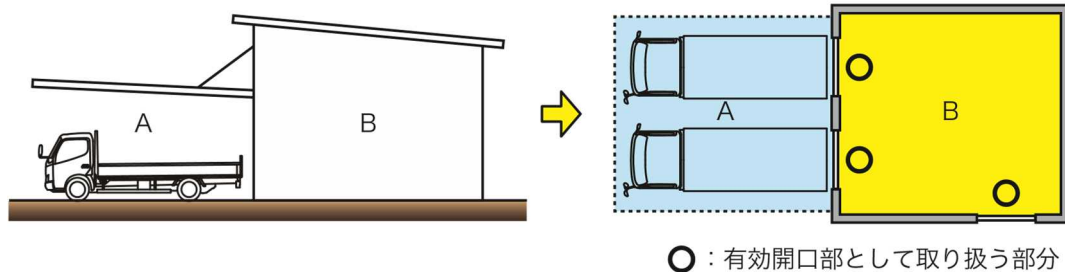
前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下この項において「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること。(第4-2図参照)



第4-2図

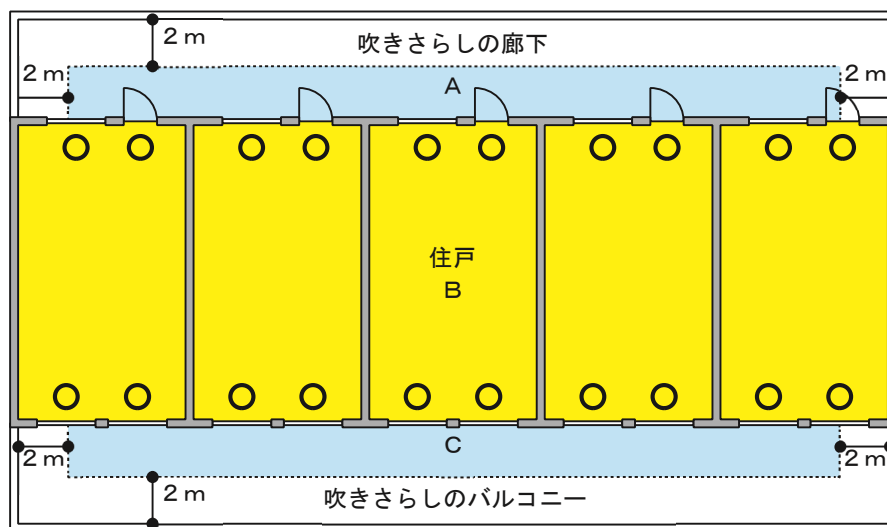
- (3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第4-3図参照)

(例1) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物



ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

(例2) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2mを超える部分が床面積に算入される。したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Bと合算して(A+B+C)となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

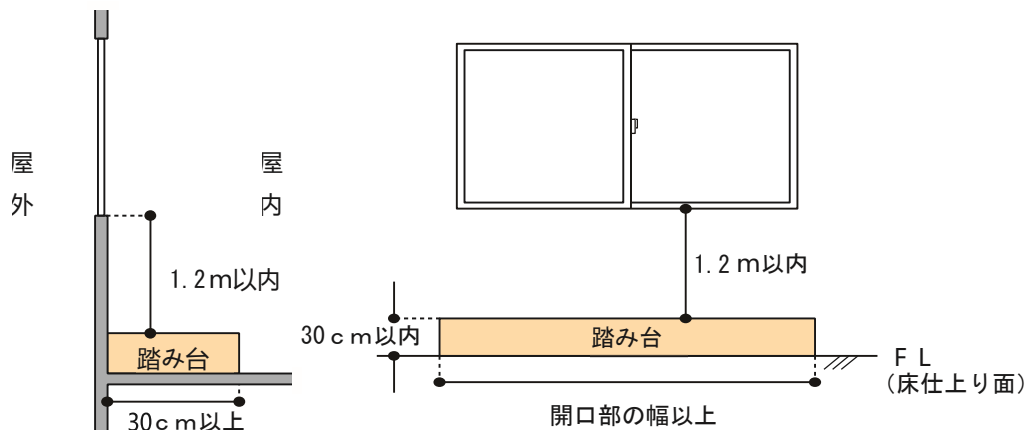
第4-3図

- (4) 省令第5条の5に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分（おおむね床面積が50㎡未満）で、消火活動に支障がないと認めるものは、消防用設備等を設置しないことができる。

2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取扱うことができる。(第4-4図参照)

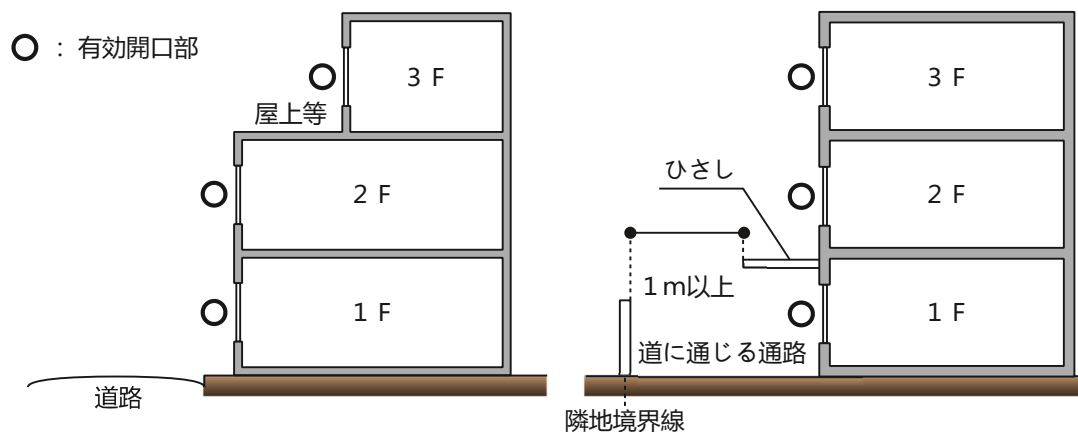
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。



第4-4図

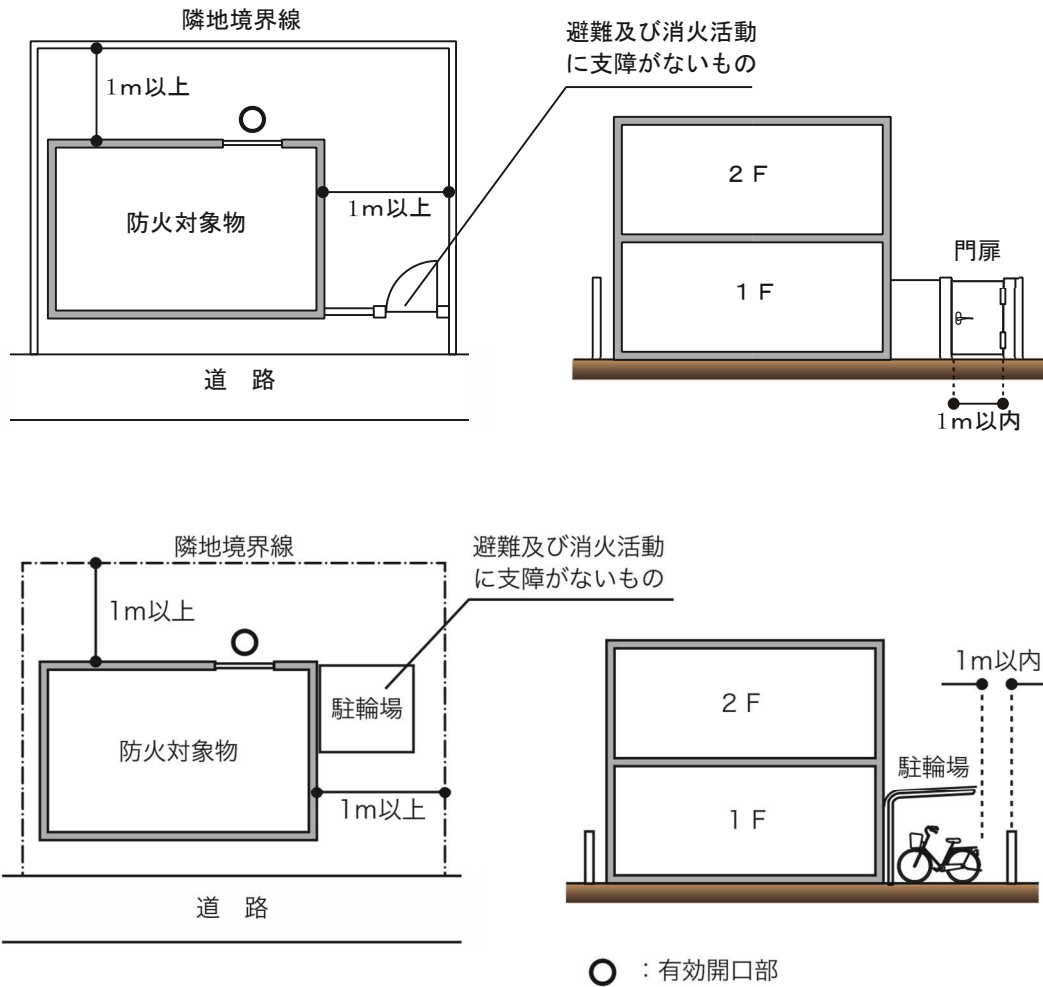
(2) 次に掲げる場所は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取扱うことができる。

- ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの(第4-5図参照)



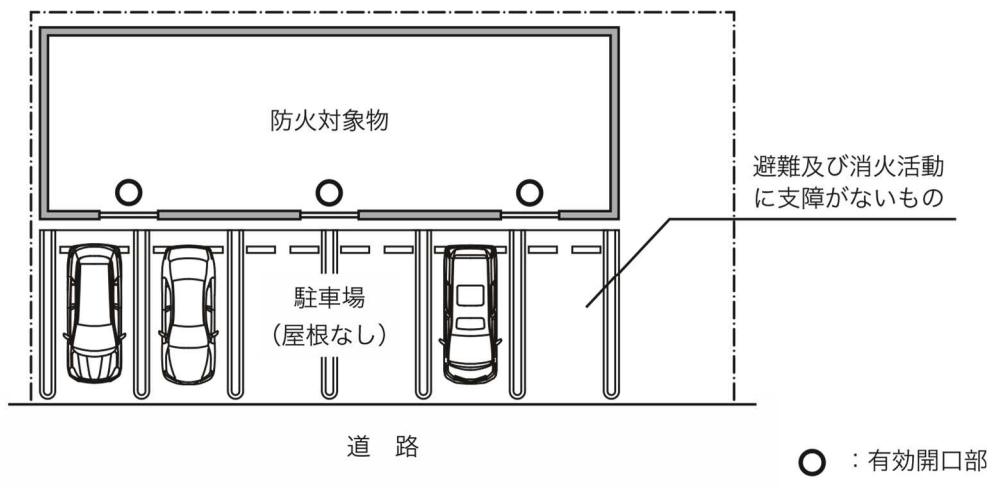
第4-5図

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある扉、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4－6図参照）



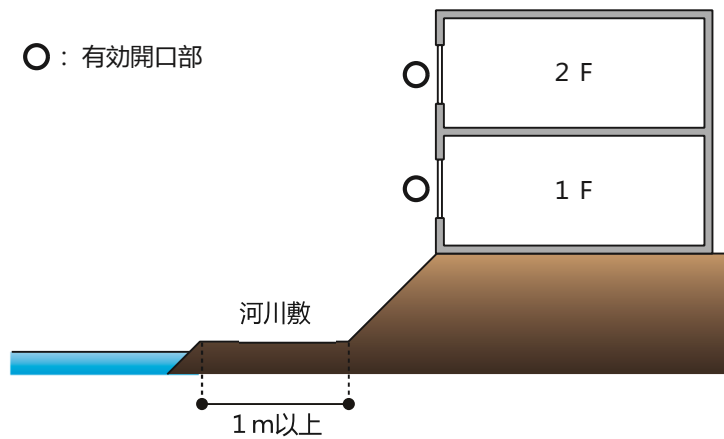
第4－6図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4－7図参照）



第4－7図

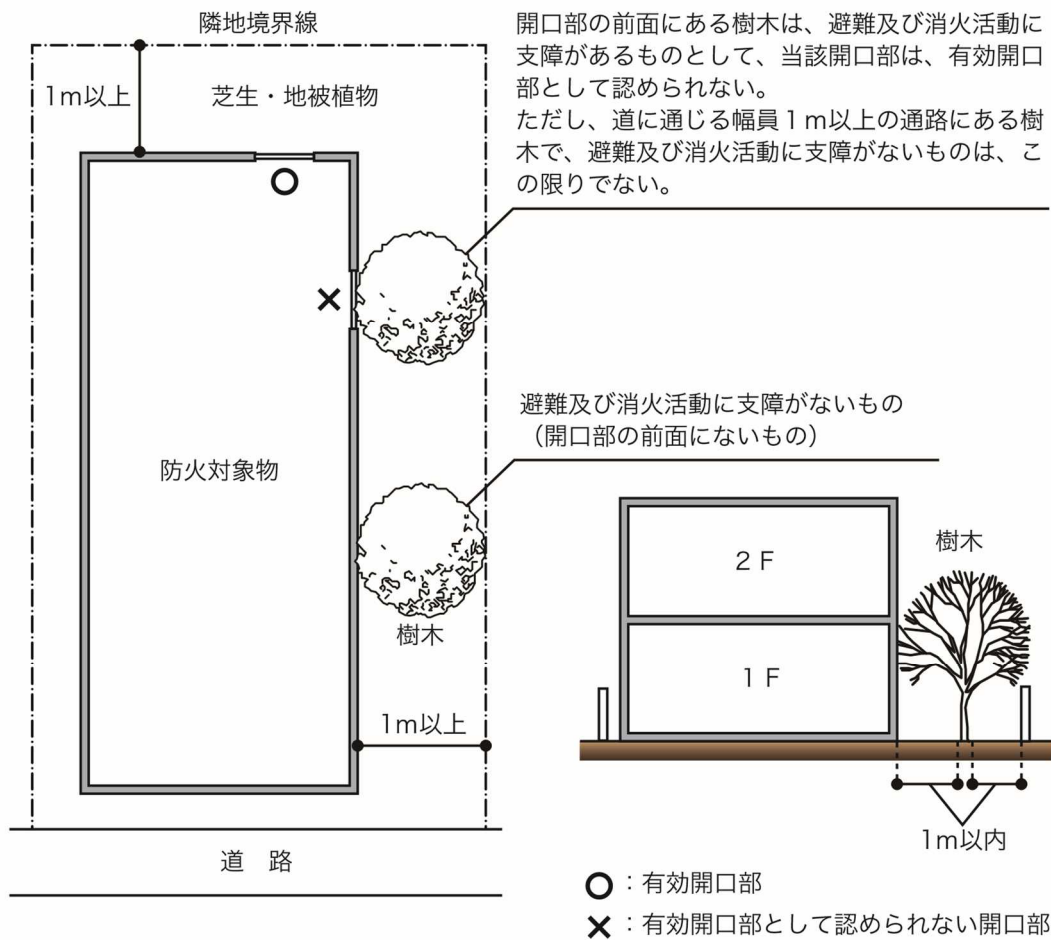
オ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの（第4－8図参照）



第4－8図

カ 芝生、地被植物等で、避難及び消火活動が有効にできるもの

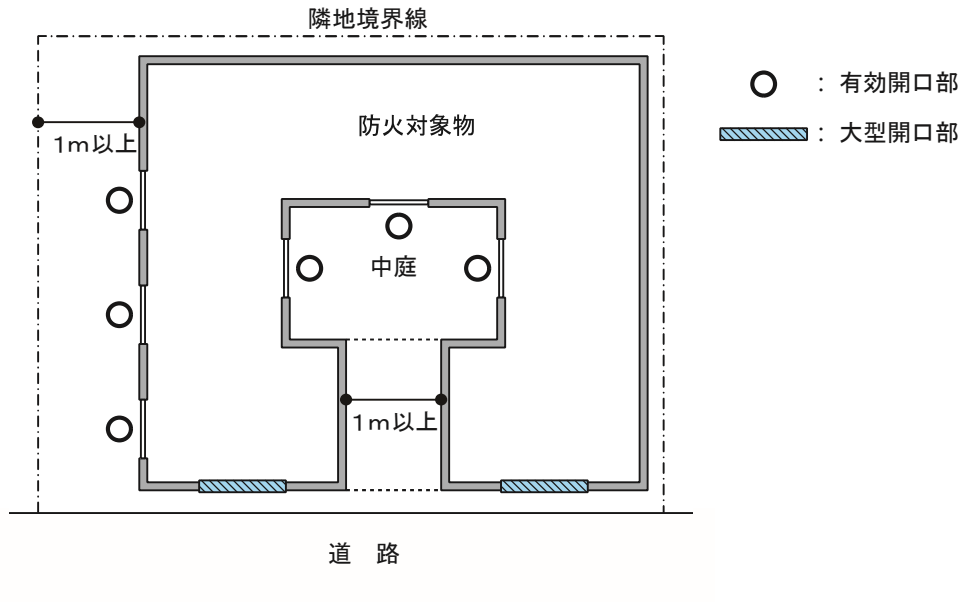
ただし、開口部の前面にない樹木で、避難及び消火活動に支障がないものを除く。（第4－9図参照）



第4－9図

キ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第4-10図参照）

- (7) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1 m以上であること。
- (i) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (ii) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。

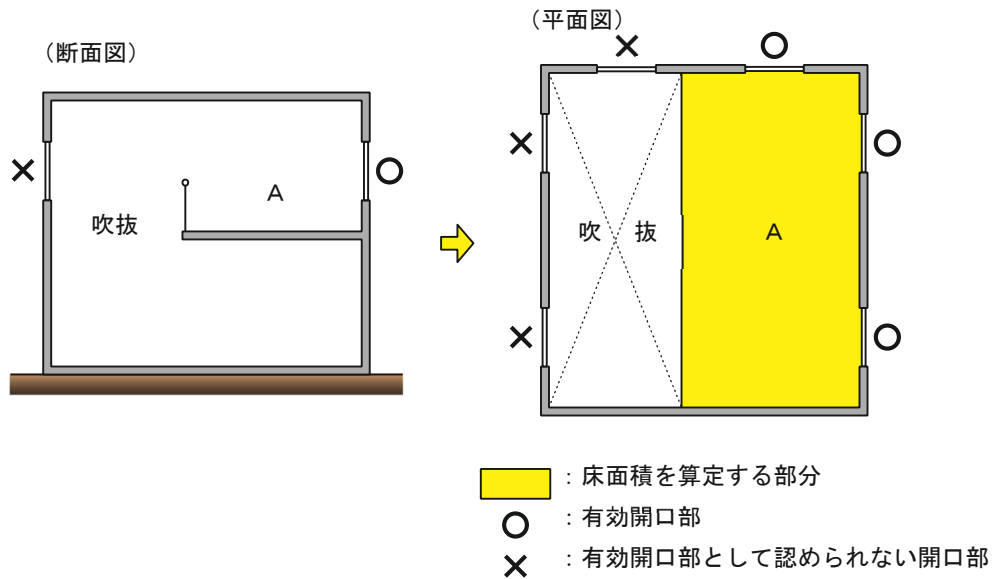


第4-10図

(3) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。（第4-11図参照）

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第4-11図

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の2第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

(1) ガラス窓

ア 第4-1表に掲げるガラス窓のもの。なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取扱って差し支えないこと。

ただし、当該表以外のガラス窓であっても、別記1「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」により、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取扱うことができる。

第4-1表

開口部の条件			判 定	
			足場有	足場無
ガラス開口部の種類				
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6 mm以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6. 8mm 以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm 以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス 6 mm 以下+PVB（ポリビニルブチラル）30mil（膜厚 0. 76mm）以下+フロート板ガラス 6 mm 以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	(2) 網入板ガラス 6. 8 mm以下+PVB30mil（膜厚 0. 76 mm）以下+フロート板ガラス 5 mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
			×	×
		FIX	×	×
			(3) フロート板ガラス 3 mm以下+PVB60mil（膜厚 1. 52 mm）以下+型板ガラス 4 mm 以下の合わせガラス	引き違い戸
FIX	×	×		
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び線入りガラスにあつては、厚さ 6. 8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

（凡例）

○・・・開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第4-2表の例によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×・・・有効開口部として扱えないもの

備考1 「足場有り」とは、地面、階段等の踊り場、バルコニー等で破壊作業ができるものをいう（折板屋根等を除く。ただし、グレーチング、パンチングメタル等で幅1 m以上の消火足場を設けた場合は、認められる。）。

- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 開口部は、2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を開錠することにより開放することができるものとする。
- 5 開口部に鍵付き開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部として扱えないものとする。
- 6 有効開口部として扱えないものであっても、容易にガラス窓を取り外すことができる場合は、認めて差し支えない。

イ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わないが、重ね貼りは不可。）を貼付したガラスは、第4-1表の基板ガラスによって、判定することができる。

- (7) 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製で、基材の厚みが100 μ m以下のもの。
- (4) 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400 μ m以下のもの。

(2) シャッター付開口部

ア 手動式軽量シャッター

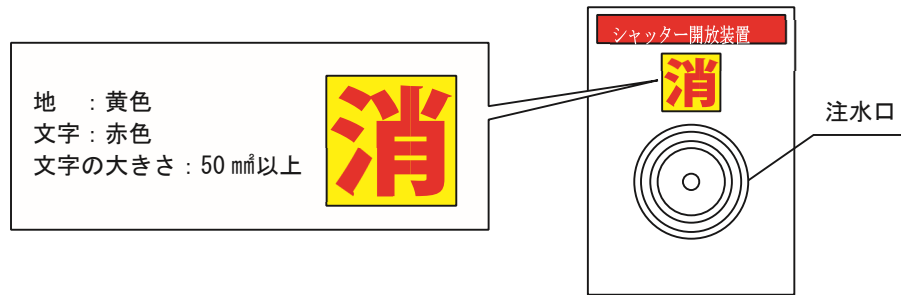
屋内から手動により開放することができるもので、次のいずれかに掲げるもの。

- (7) 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの
- (4) 避難階に設けられたもの（屋外から消防隊が特殊な工具等を用いることなく容易に開放できるものに限る。ウにおいて同じ。）
- (9) 建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー、第121条第3項ただし書の避難上有効なバルコニー又はこれと同等以上の面積（奥行き60 cm以上、長さが当該シャッターの幅以上（おおむね1 m以上）有するものに限る。）及び耐火性能を有し、かつ、構造耐力上安全なバルコニーに設けられたもの
- (5) 自動火災報知設備又は煙感知器の作動と連動して施錠を開放するもの。
- (4) 屋外から水圧によって開放できる装置（以下この項において「水圧開放装置」という。）を備えたもの（避難階以外の階に、水圧開放装置を設ける場合には、水圧開放装置の注水口を避難階に設けたシャッターを開放する方式のもの若しくはシャッターの押ボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源を附置したものに限る。）又は幅1 m以上の足場を有する開口部とすること。）

なお、水圧開放装置は、次に定めるところにより設けること。

- a 水圧開放装置は、床面からの高さが1 m以下となる箇所に設けること。
- b 水圧開放装置の注水口の直近に容易に消えないように、次に適合する表示をするものであること。（第4-12図参照）
 - (a) 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。
 - (b) 文字の大きさは、50 mm以上とすること。
- c 前bの表示の周囲には、これとまぎらわしい又はこれをさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

また、シャッター等の水圧開放装置の構造は、別記2「シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準」によること。なお、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものについては、これに適合するものとして取扱うことができる。（第4-13図参照）



第4-12図



第4-13図

イ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

- (7) 屋内から非常電源により開放することができるもので、前ア(7)によるほか、次のいずれかに掲げるもの
 - a 自動火災報知設備又は煙感知器の作動と連動して開放するもの（非常電源が付置されたものに限る。）
 - b 屋外から非常電源により開放できる電動式シャッター付の開口部
 - c 防災センター又は中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放することができるもの（非常電源が付置されたものに限る。）
- (4) 屋内及び屋外から通電又は停電時に自動又は手動で開放することができるもの（重量シャッターを除く。）

ウ オーバーヘッドドア（オーバースライダー）

屋内から手動又は非常電源により開放することができるもので、前ア(7)、(4)、(2)及び(7)並びにイに掲げるもの

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの

イ 電動式ドアで、次の(7)又は(4)のいずれかに該当するもの

- (7) ガラス窓で第4-1表に掲げる開口部の種類及び条件によるもの
- (4) 停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの

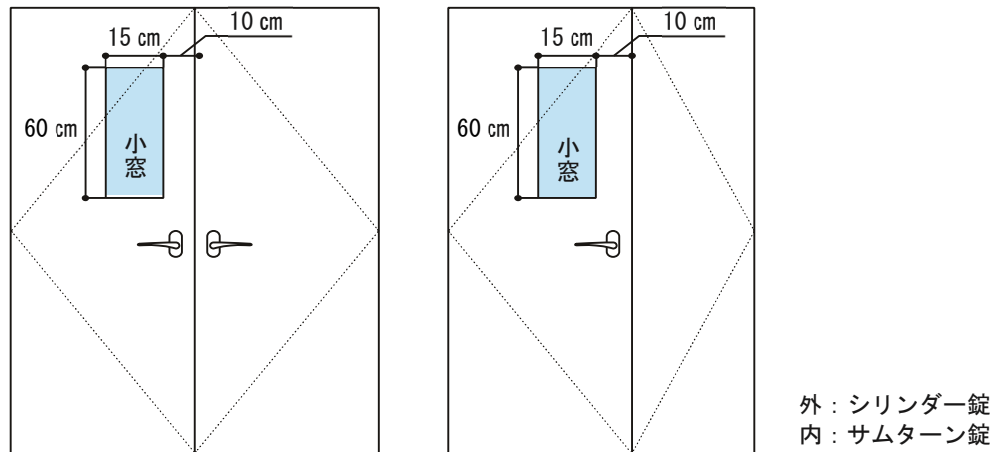
ウ スチールドアで、屋外から水圧開放装置によって施錠を開放できるもの

なお、設置方法及び避難階以外の階に設ける場合には、前(2)ア(7)の例によること。

エ ガラス小窓付き鉄扉等で、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの。（第4-14図参照）（ガラス小窓は第4-1表に掲げる開口部の種類及び条件によるもの）

オ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの（電気錠等）

カ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）



第4-14図

(4) 二重窓等

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。

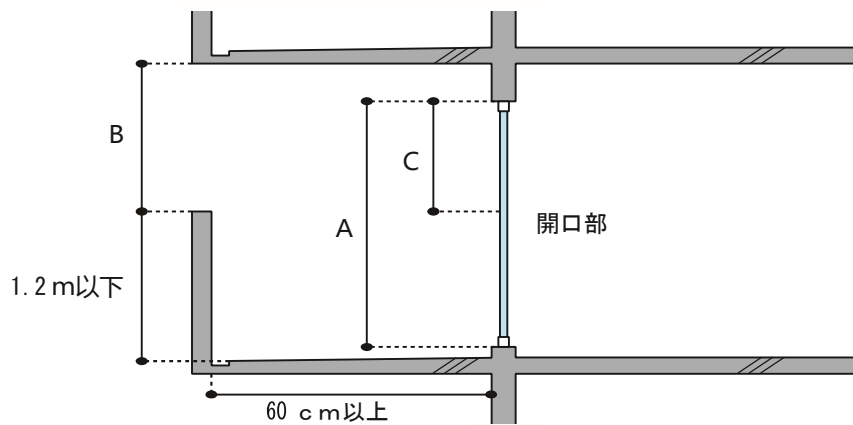
ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、第4-15図のAの部分とすること。

ただし、Bは1m以上で、てすりの高さが1.2m以下の場合に限る。

なお、バルコニーの幅員が60cm未満の場合は、Cを有効開口部の寸法とすること。



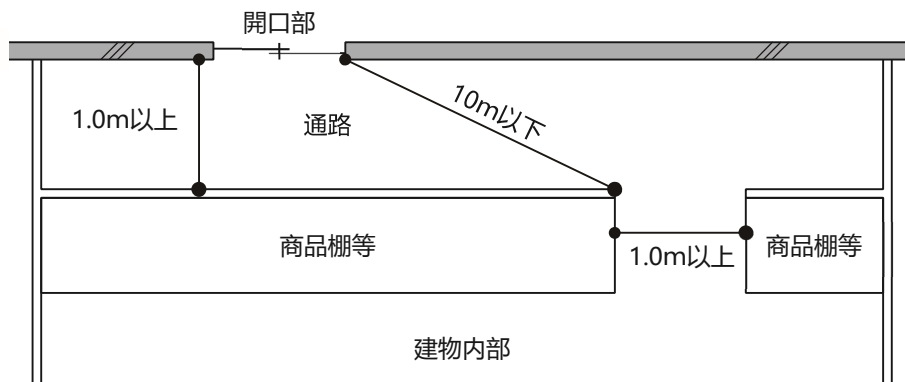
第4-15図

4 開口部の状態

省令第5条の5第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取扱いは、次によること。

(1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態として取扱うことができる。

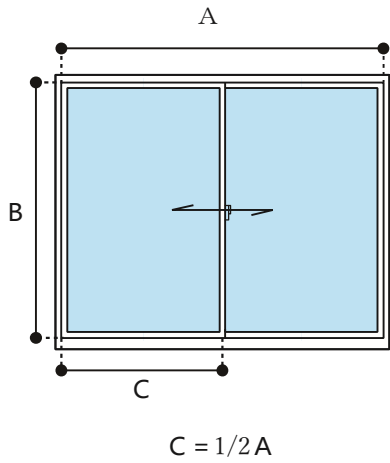
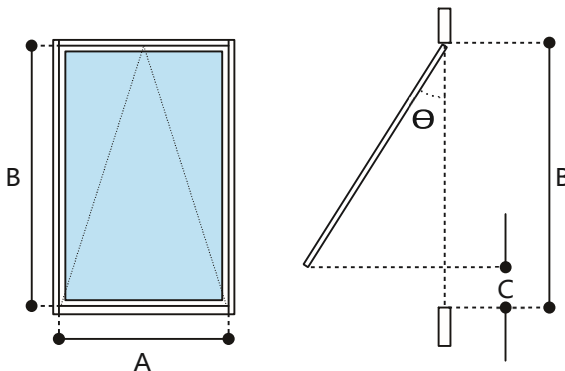
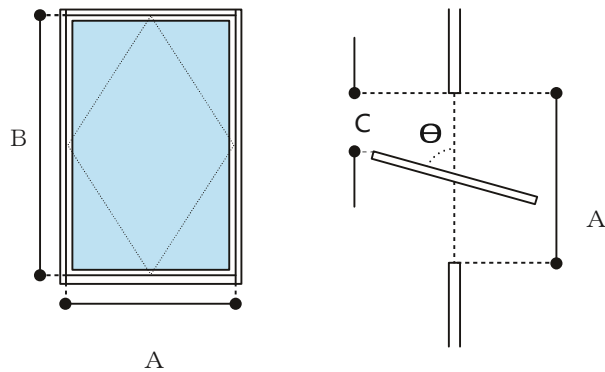
- ア 格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等を避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの
- イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの（第4-16図参照）
 - (i) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。
 - (ii) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。
 - (iii) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第4-16図

- (2) 窓部分を合板等で閉鎖したり、開口部の前面に棚等（床面からの高さが概ね1.5m以下のキャスター付きの可動可能なものを除く。）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- (3) 営業中は、省令第5条の5に規定する開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階の消防用設備等の設置については、政令第32条の規定を適用することができる。ただし、政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

第4-2表

名 称	例 示	有効寸法の算定
引 き 違 い 窓	 $C = 1/2 A$	$B \times C$ とする。(ただし、第4-1表の凡例が○の場合は、$B \times A$ とする。) なお、次による寸法の場合は、50 cm以上の円が内接するものと同等以上として取扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C = 0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合
突 出 し 窓		$A \times C$ の部分とする。 $C = B (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
回 転 窓		$B \times C$ の部分とする。 $C = A (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下

名 称	例 示	有効寸法の算定
すべり出し窓		B×Cの部分とする。 $C = A' (1 - \cos \theta)$ (注) θ は最大開口角度 90° 以下
上げ下げ窓	$B = 1 / 2 A$	B×Cとする。 なお、次による寸法の 場合は、50 cm以上の円が 内接するものと同等以上 として取扱うことができ る。 B=1.0m (0.65m) 以 上 C=0.45m (0.4m) 以 上 (注) () 内は、バル コニー等がある場合
折 れ 戸		A×Bとする。

別記1

合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン

1 適用範囲

このガイドラインは、防火対象物の開口部に JIS R 3205 に規定する合わせガラス※を引き違い窓等として用いた場合に、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できることを確認する試験に適用する。

※合わせガラスとは、2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力の作用によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものをいう。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて用いる用語の定義は、次による。

- (1) 破壊器具 消防隊が消防活動を行う際に防火対象物の一部を破壊するために使用する器具をいう。
- (2) 打撃力 破壊器具を振り式に自由落下させることにより、ガラス面に与える衝撃力をいう。
- (3) 打撃高さ 破壊器具を振り式に自由落下させる位置（ピッケル先端）とガラス面に衝突する位置との高さの差をいう。
- (4) 足場 防火対象物の開口部の外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。

3 ガラス破壊試験

(1) 供試体の寸法

供試体は、高さ 1,930 mm × 幅 864 mm とする。

(2) 試験装置

ア ガラス破壊試験装置は図1に示す本体、図2に示す締め枠及び図3に示す破壊器具によって構成されるものとする。

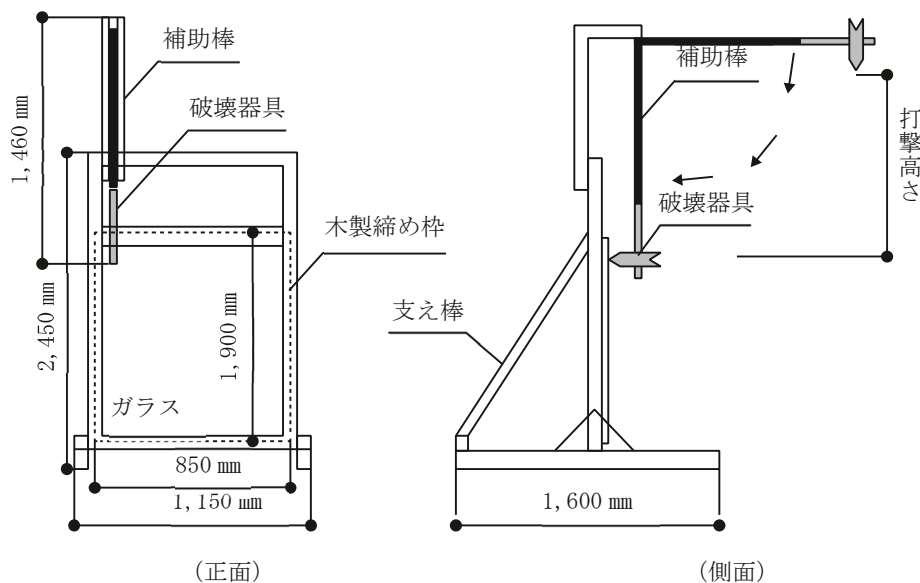


図1 本体

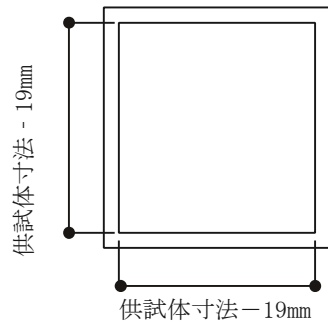


図2 締め枠

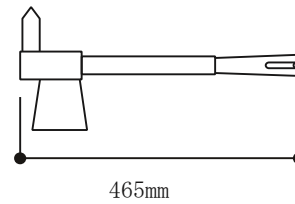


図3 破壊器具

イ 本体の主要部分は鋼製とし、試験時において転倒しないようにコンクリート製床面等に直接設置するものとする。

ウ 供試体は図2に示す木製の締め枠を用いて取り付けした後、図1に示す本体に取り付けるものとする。

エ 供試体の4周と締め枠との接触部は、JIS K 6253に規定するデュロメータ硬さA50の帯状のゴム板を用いるものとする。

また、供試体は、試験時において脱落、ずれ等を起こさないよう確実に固定するものとする。締め枠の内のり寸法は、供試体寸法より約19mm小さくするものとする。

オ 締め枠は、試験時において脱落、動揺、ずれ及びぶれが生じないよう確実に本体に固定するものとする。

カ 次のアからエに適合する破壊器具を木製の補助棒を用いて試験装置に取り付けるものとする。なお、破壊器具のピッケル先端は、試験時において、著しく変形又は損傷しているものは使用しないこと。また、補助棒は、破壊器具が供試体に対し垂直に衝突できる形状及び固定方法とするものとする。

(7) おの刃、鋸状刃、ピッケル及び柄から成るものとする。

(4) 材質は、鋼製とする。

(9) 質量は、約2.7kgとする。

(2) 長さは、約46.5cmとする。

(3) 打撃位置について

ア 一次破壊試験は、クレセントの想定位置（供試体高さの1/2）からガラス面内方向に水平125mmの位置とする。

イ 二次破壊試験は、クレセントの想定位置からガラス面内方向に水平125mmの位置及び補助錠の想定位置（ガラス左上隅部）からガラス面内方向に縦横それぞれ125mmの位置とする。

(4) 試験方法

ア 特に指定がない限り、試験は平温状態において実施する。

イ 一次破壊試験

(7) 供試体を締め枠に取り付けた後、締め枠を本体に取り付ける。この際、合わせガラスの屋外面を打撃側に取り付けるものとする。

(4) 壊器具を静止の状態における位置から打撃力を確保できる打撃高さ70cm（破壊作業のできる足場がある場所に限り設置するものにあつては、打撃力を確保できる打撃高さ180cm）の高さに保持した後、振子式に自由落下させ、前(3)アの位置をピッケル部分で打撃し、その破壊状況を観察する。

- (7) (4)の試験を最大3回（補助錠を設けるものにあつては、クレセント直近で最大3回又は補助錠直近の位置で最大3回）繰り返し実施する。

ウ 二次破壊試験

- (7) イの破壊試験を行い合格となった供試体について、試験員が破壊器具を用いて二次的な破壊試験を実施する。

一次破壊試験の打撃高さが70 cmの場合は、破壊器具を片手持ちとし、打撃高さが180 cmの場合は両手持ちとする。

- (4) 試験員による二次破壊試験については、1枚の供試体につき一人の試験員が行い、かつ供試体6枚に対して複数の試験員で実施する。

4 判定基準

破壊試験は供試体6枚について行い、5枚の供試体が次の(1)及び(2)の基準に適合しなければならぬ。ただし、供試体6枚中連続して4枚が(1)及び(2)の基準に適合した場合は、供試体4枚をもって合格とする。

(1) 一次破壊試験

供試体を貫通又は供試体におおむね1 cm以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察されたものを合格とする。

なお、打撃回数が3回以内であっても、貫通又はおおむね1 cm以上のクラック・ひび割れ・くぼみ等が観察された場合は、当該打撃回数をもって合格とする。

(2) 二次破壊試験

一の供試体につき60秒以内に15 cm×15 cm以上の開口を確保できたものを合格とする。ただし、それが確保できない場合であっても、容易に腕を通すことができる開口が確保された場合は合格とする。

別記2

シャッター等の水圧解放装置の構造及び性能の基準

1 趣旨

この基準は、省令第5条の2第2項の規定に適合する開口部として水圧開放装置を備えたシャッター等が認められているが、このシャッター等を開放する水圧開放装置についてその構造及び性能を定めるものとする。

2 定義

この基準においてシャッター等とは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の構造、性能及び機能を有するものをいう。

- (1) JIS A4704（軽量シャッター）
- (2) JIS A4705（防火シャッター構成部材）
- (3) JIS A4702（鋼製及びアルミニウム合金製ドア）

3 適用範囲

この基準を適用する水圧開放装置とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和49年自治省令第35号）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で次に掲げる方式のものをいう。

- (1) シャッター等の施錠を開放する方式のもの
- (2) シャッター等を開放する方式のもの
- (3) シャッター等の押ボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）

4 構造及び性能

- (1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品の取り替えが容易にできるものであること。
- (2) シャッター等への取り付けは的確にでき、かつ、容易に緩まないものであること。
- (3) シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。
- (4) 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
- (5) 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
- (6) 注水口は異物を容易に挿入できない構造であること。
- (7) 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
- (8) 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
- (9) 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
- (10) シャッター等を開放する方式のものにあつては、前(1)から(9)までに定めるもののほか、次によるものであること。

ア シャッター等の水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。

イ 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動し、その後、人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。

- (11) シャッター等の押ボタンスイッチ等を作動させる方式のものにあつては、前(1)から(9)までに定めるもののほか、次によるものであること。

ア 非常電源は、自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）又は蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。

イ 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によるものであること。

- (7) 600V耐熱ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (4) 電線は耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、M1ケーブル又は耐火電線の基準（昭和48年消防庁告示第3号）に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。
- (9) 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

5 試験

水圧開放装置の性能は、次に定める試験を行った場合、そのすべてに合格するものであること。

(1) 作動試験

ア 動力消防ポンプ又はこれと同等以上の機能を持つ加圧送水装置（以下この項において「動力消防ポンプ等」という。）により、0.2MPaを超え0.5MPa以下で作動するもので、かつ、吐水口における0.5MPa以下の圧力で、30秒以内に確実に作動するかどうかを試験する。

イ シャッター等を開放する方式のものにあつては、前アの作動試験のほか、減速機の出力軸トルクが定格トルク値以上であるかどうかを確認する。

(2) 不作動試験

動力消防ポンプ等の吐水口における0.2MPaの圧力を加えたとき、30秒以内に作動しないかどうかを試験する。

(3) 圧力試験

動力消防ポンプ等の吐水口における0.7MPaの圧力を3分間加えたとき、破壊及び機能に支障となる水漏れがないかどうかを試験する。

6 材料

水圧開放装置の部品で次の表の左欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該右欄に掲げるもので、防錆処理が施されている堅固なもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性等を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

(1) シャッター等の施錠を開放する方式のもの

部品名	材料
本体ケース	JIS G3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板） JIS G5502（球状黒鉛鋳鉄品（ダクタイル鋳鉄））
摺動部 （ピストン、ピストン弁、スプリング、注入口等）	JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板） JIS G4309（ステンレス鋼線） JIS G4314（ばね用ステンレス鋼線） JIS G3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS H5101（黄銅鋳物） JIS H3201（黄銅板）

(2) シャッター等を開放する方式のもの

部品名	材料
本体ケース	JIS H5202（アルミニウム合金鋳物） JIS G5502（球状黒鉛鋳鉄品（ダクタイル鋳鉄））
羽根	JIS G4305（冷間圧延ステンレス鋼板） JIS H5202（アルミニウム合金鋳物） JIS H3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G3452（配管用炭素鋼鋼管）

(3) シャッター等の押ボタンスイッチ等を作動させる方式のもの

部品名	材料
押ボタン	JIS K6873 (ABS 樹脂板)

7 表示

水圧開放装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- (1) 製造者名又は商標
- (2) 製造年月
- (3) 型式番号